

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 第3次県立特別支援学校整備計画



千葉県教育委員会





千葉県教育委員会
千葉の教育

概要版

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画
第3次県立特別支援学校整備計画
一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進



令和4年3月
千葉県教育委員会



第3次千葉県特別支援教育推進基本計画

%服湾服湾夫·夷遠··療審··富·女官·M····審··

班 · · · · · %

千葉県教育委員会

は じ め に

平成 19 年 4 月 1 日に特別支援教育がそれまでの特殊教育から発展的に転換され、法令上位置付けられてから 14 年が経過しました。特別支援教育ということばは県民の方々にもすっかり浸透し、各教育委員会はもとより全ての学校において発達障害を含む障害のある子供たちへの支援体制が整い、教育の質の向上が図られてきています。

この間、障害のある方々を取り巻く状況は大きく変わってきています。国際的には「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択されました。これは、今世紀初の人権に関する国際条約であり、我が国は平成 19 年に署名、平成 26 年に批准国となりました。その署名から批准に至るまでの過程において、障害者基本法一部改正、障害者総合支援法制定、障害者差別解消法制定など重要関係法令が次々と整備され、国をあげて共生社会を形成していくことが示されました。

教育分野においては、平成 24 年に中央教育審議会初等中等教育分科会が、障害のある子供と障害のない子供とが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築していくこと、そのために特別支援教育をより一層推進していく必要があることを提言しました。教育関係法令整備としては、平成 25 年に学校教育法施行令一部改正により、障害のある子供たちの就学の在り方が改められました。平成 30 年には学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校における通級による指導が制度化されるなどの動きがありました。

一方、一人一人の教育的ニーズにきめ細やかに対応する特別支援教育に対する理解の深まりは、特別支援学級や特別支援学校における教育への期待につながり、特別支援学校の在籍者数の著しい増加の一要因となり、教室不足・施設の狭隘化という課題を生み出しました。また、周産期医療の進展等に伴い増加してきた、医療的ケアを必要とする子供たちの支援体制や学びの充実も課題となってきました。さらに、GIGAスクール構想が打ち出される中、障害のある子供たちのICTの効果的な利活用により、学びをどう深めるかも喫緊の課題です。

千葉県教育委員会ではこのような背景や課題に鑑み、これまで「千葉県特別支援教育推進基本計画」及び「県立特別支援学校整備計画」を策定し、本県の特別支援教育推進の方向性を示した上で、様々な施策を推進してきました。令和 3 年度末をもって両計画の策定期間が終了することから、引き続きの課題及び新たな課題に対応すべく、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を見据えた「第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画」及び「第 3 次県立特別支援学校整備計画」を策定しました。第 3 次計画では「一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」という基本的な考え方の下、5 つの重点項目・25 の施策・130 の具体的取組を掲げ、各市町村教育委員会、医療・福祉・労働等の関係機関やPTA、地域の方々と連携・協力をしながら本県の特別支援教育を推進してまいります。

令和 4 年 3 月

千葉県教育委員会

目 次

第1章 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

第1節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画策定の背景	1
1 特別支援教育の意義	1
2 共生社会	2
3 インクルーシブ教育システム	2
第2節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の趣旨・概要	5
1 策定の趣旨	5
2 策定方針	5
3 計画の期間	5
4 各種計画の関係	6
5 計画推進体制	6
6 進行管理	7
7 点検評価	7

第2章 これまでの千葉県特別支援教育の取組と評価

第1節 千葉県特別支援教育推進基本計画（第1次）の概要	8
第2節 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要	10
1 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要	10
2 第2次計画の重点的な取組について	10
3 主な成果	10
4 主な課題	11
第3節 千葉県の特別支援教育の現状	12
1 千葉県の児童生徒数の推移について	12
2 千葉県の特別支援学校の状況	14

第3章 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方と具体的な取組

第1節 本県の特別支援教育の基本的な考え方と目指す姿	18
1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方	18
2 重点項目における目指す姿	19
第2節 実施する主な施策と具体的な取組	22
I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実	22
主な施策1 地域で共に学び育つ教育の推進	23
主な施策2 就学前における早期からの相談・支援の充実	25
主な施策3 小・中学校における特別支援教育の充実	30
主な施策4 高等学校における特別支援教育の充実	32
主な施策5 特別支援学校における教育の充実	34
主な施策6 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進	35

主な施策 7	学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実	37
主な施策 8	医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実	38
Ⅱ	特別支援学校の整備と機能の充実	40
主な施策 1	特別支援学校の計画的な整備	41
主な施策 2	障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備	42
主な施策 3	特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実	44
主な施策 4	多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	47
Ⅲ	ICTの利活用による教育の質の向上	49
主な施策 1	個別最適化した学びを実現するためのICT活用による指導の充実	50
主な施策 2	ICT環境の整備	51
主な施策 3	ICTを活用した関係機関との連携	54
Ⅳ	卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実	56
主な施策 1	自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実	56
主な施策 2	生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実	57
主な施策 3	千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組	58
主な施策 4	生涯にわたる多様な学びの機会の充実	59
主な施策 5	障害に対する理解の普及啓発	60
V	特別支援教育に関する教員の専門性の向上	61
主な施策 1	特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成	62
主な施策 2	特別支援教育に関する研修の充実	63
主な施策 3	学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用	66
主な施策 4	特別支援教育推進に向けた学校経営の充実	68
主な施策 5	異校種間の計画的な人事交流の推進	69

関係資料

資料 1	近年の特別支援教育に関する動向	70
資料 2	第2次計画の実績、成果と課題	79
1	重点的な取組Ⅰ 早期からの教育相談と支援体制の充実	79
2	重点的な取組Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実	80
3	重点的な取組Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実	84
4	重点的な取組Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実	86
5	重点的な取組Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上	88
資料 3	策定に関わった関係者	91
1	県特別支援教育研究推進会議	91
2	県特別支援教育専門家チーム会議	93
資料 4	用語解説	94

コラム 1	副次的な籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
コラム 2	連続性のある多様な学びの場・・・・・・・・	27
コラム 3	医療的ケア児支援法・・・・・・・・・・・・・	28
コラム 4	特別支援学校設置基準について・・・・・・・・	43
コラム 5	総合的な機能を有する特別支援学校・・・・・・・・	45
コラム 6	県立特別支援学校における「通級による指導」・・・・・	46
コラム 7	ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (教育再生実行会議)・・・・・・・・・・・・・	50
コラム 8	「遠隔授業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
コラム 9	ICTの活用に向けた教師の資質能力の向上 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、 協働的な学びの実現～（答申）〈中央教育審議会〉より ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
コラム 10	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55

少幅増土張排掲念援

神

M



%

・ ・ ・ 富 ・ ・ 委幅家士常 ・ ・ 富宮士家%

%

・ ・ ・ 審 ・ 校富研 ・ 大, 家夷常 ・ ・ 富宮士家对四・ G富 ・ ・ 子官 ・ 对 ・ ・ 子家 ・ 委孫家士官定士
家多席岡存回 ・ G審 ・ ・ ・ 容四型和和和図図 ・ 現材地揮揮揮均宿士壳回垣宿 ・ ・ 子家士岡存回%
・ 富希夷, 家夷常地 ・ ・ 均差地 ・ 籍均富宮士家審 ・ ・ 对四材 ・ 富 ・ 子官宿多席容存回%

%

地 ・ ・ 均富 ・ 存常 ・ ・ 富宮士家%

図% %介地 ・ ・ ・ 導 ・ 緊 ・ ・ ・ ・ 妨寄工 ・ 均庁 ・ 子岡存回%

図% %介地 ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 均庁 ・ 子岡存回%

図%校 ・ ・ %介地校 ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 均庁 ・ 子岡存回%

図%揮校 ・ ・ %介地 ・ ・ ・ 四校 ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 均庁 ・ 子岡存回%

図%揮校 ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ ・ %介地 ・ ・ ・ 四校 ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ 均庁 ・ 子岡存回%

図%揮校 ・ ・ ・ %介地 ・ ・ ・ 四 ・ 緊 ・ ・ ・ ・ 妨寄工 ・ 四 ・ ・ ・ 四校 ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ 四

・ ・ ・ ・ 均庁 ・ 子岡存回%

%図地 ・ ・ 均差地 ・ ・ 均宿士壳 ・ ・ 夫密士 ・ ・ 对四地過 ・ 均庁 ・ 子岡存回%

%

地 ・ 籍均富 ・ 存常 ・ ・ 富宮士家%

%和%籍%介地武 ・ 追大師 ・ ・ 岡容庁 ・ 川 ・ ・ 均宿子家四究 ・ 子岡存回%

図%追%介地 ・ ・ ・ 差 ・ 緊 ・ ・ ・ ・ 妨寄工 ・ 四 ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ 四緊 ・ ・

密寄富 ・ 壳 ・ ・ ・ 審 ・ 籍均庁 ・ 子岡存回%

%図%追 ・ %介地 ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 四 ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 容 ・ 就 ・ 籍均庁 ・ 子岡
存回%

%図% %介地校 ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ 四 ・ M ・ ・ ・ ・ 校 ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・

容 ・ 就 ・ 籍均庁 ・ 子岡存回%

%図 ・ ・ 里 ・ 富 ・ 年孫家四地 ・ 追追 ・ ・ ・ 均差地追 ・ ・ ・ 均密寄四究士3女家士岡存回%

第1章

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

第1節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画策定の背景

夫 富多女常 審増常 籍居審 審W 密 女対四 11 富 委
幅官添 審添 宿 宿 年幅家土岡存回安幅現 四
導 審 W四 審 W四 庁 宿子官 段揮返 審
四 富希常 審W 密寄 審増常 籍官実審 W 審較 夫 師幅家
央岡子官回 19 富対四 審 差 富 字四 揮 揮 差 M
審 M審 容 庁 売地 均大師四 審増常 追追 服湾服湾
審 慢援徳富 字家四 審 庁 巡連家審 容 4密 庁 売地 M
均居宿四 夫密委幅岡子官回％
服 四 富宮土家対四地 審 O富 存常 均庁 岡夏四地
均審 差地 庁 宿存常 M審 審 富 存常 均審過 四 団
密W 夫 年幅岡子官回％
地 審 O富 存常 均容対四 審 O庁 存常官巡富増師市常
富多女常廃掲形授援得批 得復情拠庁 緊存常妨宿庁 巡家多席四 夫 富多土家
工四遠 療審 富 女官廃掲形授援得批 得復情拠審 審官巡四 M
庁 子家土夷妨宿夫 巡師幅常希売富密席岡子官回％

1 特別支援教育の意義

地 M 均対四 審服 富皆士 19 富G巡家 班
本 委幅岡子官回安幅現 15 夫 子四 富多土家工安審 差 夫
夷 委幅四 子家央家土岡存回
M 審 対四 19 1 牽女四 G 校
地 M 審 富宮土家均富家四 審希売富 委幅家土岡存回

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

%

妨容・4密宿対^④・差・本審・庁・対迎・均宿増席四・安審工審
容対密夷四・富希席・学常・富・子家士常宿士売妨宿容存回端夏専^④・夏富夷
士均宿士売・安審工審庁・存常審容対密夷四・夏密士妨宿富希席・庁関存
妨宿夫・子士宿士売・本審・庁・揮迎・富存常妨宿富・夫・家師幅家士岡存回%

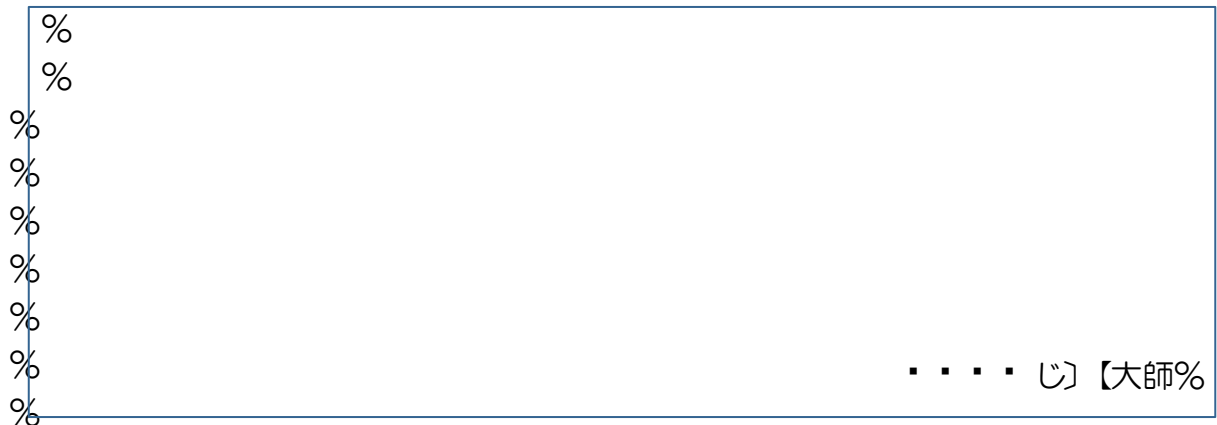
岡官^④・M密・庁・宿存常・追追・夫・存常連家審・富多士家・
委幅常工審均宿増席四・審増常・籍審・対四・M・対工宿希席四連家審・
容・存常工審宿委幅家士岡存回委師富・存幅専四・導安審・審増
常・追追・審妨宿庁・夏四連家審・四連家審・容四連家審・富希室家・
委幅常展央工審宿・夏家士夷妨宿夫・4容存回%

委師富四・M・夫地遠・療審・審・宿密常工審容増席四・夫・審・
導・審・療富宿室家・密・庁・室家士常均宿・委幅家多席四・富・審増常
・追追・居審・富宿寄岡師学四遠・療審・宿士売・密・夫増常妨宿工
・岡夏家多央官士工審容存^④遠・療審・均差・子家士常地廃掲形授援得批・
得復情抛均富宮士家対四・審増常湾官実定女審官巡容密夷四・審・富・年師学
連家審湾夫・央家士夷本容・密・宿密常工審容増常妨宿庁・子家多夷妨宿夫・
容存回%

%%

2 共生社会

遠・療宿対四妨幅岡容・学子工・3富・療・容央常希売密・富密大室官・
審増常湾官実夫・富・揮・子家士夷妨宿夫容央常・療四・審増常湾工密士
湾工・決富湾・宿職・庁・子四・夏・売・療四湾団審・密・席・庁・決富・巡・
夏常連・審・療容増席四妨審希売密・療庁・存妨宿対四・工・富・席・
川展央・密・容増常宿委幅家士岡存回%



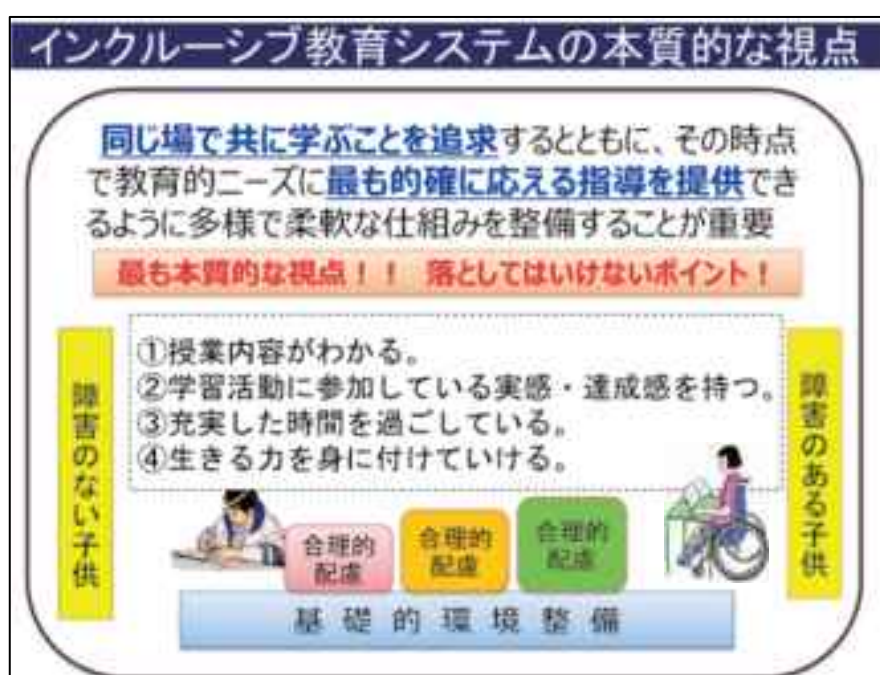
妨審遠・療審・富・女家・密・庁・売審夫廃掲形授援得批・得復情抛
容増席四安審・審官巡富・密妨宿夫・M・審・宿士売妨宿富密席岡存回%

3 インクルーシブ教育システム

%廃掲形授援得批・得復情抛対^④・審・O富・存常・均富・委幅家士岡存回
妨審・対四・AP・富四C・析・G審湾・富・存常・宿子家・療富多
士家・委幅岡子官回%

・夫・対四・・AR・富・・四・・CN・富・革子岡子宮回・・大師・革富・常・
 ・容四遠・・療審・・富・女官・央夫・・子岡子宮回・・・・・均審・・差地・
 ・庁・・宿存常・M審・・審・・富・存常・・・・・M・・・・均審W・密寄四
 ・団密・・・夫・年幅常宿宿工富四・・3・庁・川物審3・富多士家工・・・訪夫・
 年幅家央岡子宮回％
 ％廃掲形授援得批・・得復情拠富宮士家対四・・CH・O・富校・・・・療G・
 校・・・3・療夫・席岡宿巡官地遠・・療審・・富・女官廃掲形授援得批・・得復情
 拠・・審官巡審・M・・・・審・・・・・均富多士家四・審希売富・委幅家士岡存回％

廃掲形授援得批・・得復情拠審・・富・官室家対四・・・富対・・審増常・追追・
 ・・宿・・審密士・
 追追・・・夫四・・
 密・席・字・容遠富
 ・就妨宿庁・・存妨
 宿夫・4容存夫四安
 幅完幅審・追追・
 ・夫四・・里・夫3
 大席・・富・・子家
 士常・・揮・・・庁
 ・室家士常大寄売
 大四較・子官・・庁
 ・始子宮宮四・央常
 ・庁・富牽女家士常
 大寄売大夫・工・
 ・密・・容存回％



【図1】インクルーシブ教育システムの本質的な視点

富 就 庁遠富存
幅専希士宿士売妨宿
容対増席岡孫広回%

岡官四廃掲形授援得
批 得復情拋宿

M 庁 委
幅気 服 富

委幅夫実容存夫四安売
容対増席岡孫広回 M

対四遠 療
審 富 女家四廃掲

形授援得批 得復
情拋 審官巡富

村 密工審容増
席四災 工 M

庁 委孫家士夷
妨宿夫 容存回%

18 現 審
富宮士家対地

均富 子岡子官審
容四 夷定委士回%

密多四廃掲形授援得
批 得復情拋富多

士家対四職湾富 密
地 審 籍均

夫 宿密席岡存回
地 均宿対四

地 審増常 籍夫四
物審 籍宿 富型

庁 女常 O垣庁深
揮 究存常妨宿庁 %

緊存常官巡富四 審%
導 夫 大宮 密 揮 庁 売妨宿容増席四 審 差

慢援徳 富 字家職M富 宿委幅常工審均容存回 富宮士家対地 審
導 富 子家四短W 四 富多士家四 庁 子官 対 審 庁

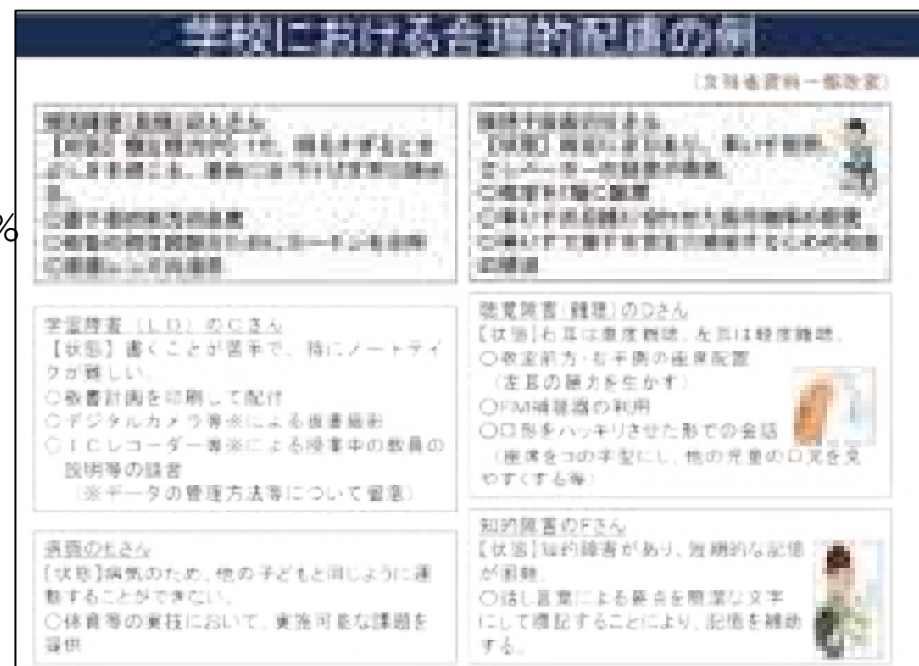
委密土工審均容密士 席四 湾揮緊 宿 庁 室官本容 子四 籍子家士
夷妨宿宿密席岡存回%

%委師富四 審較 審官巡富対四安審 宿密常 訪四士年市常地
訪均審較 夫 大孫岡孫広回 差 四 対四廃掲形授援得批 得復情

拋 富 女家四 訪審較 庁 室家士夷 夫増席岡存回%



【図2】障害のある子供の教育制度の変遷



【図3】学校における合理的配慮の例

第2節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の趣旨・概要

・容対析・差・審・庁・子宮宮地・均差地・
 ・均庁・岡夏四・M・転・容増常・AR・富地・M・
 ・均現材地・均宿土売四・CR・富地・M・
 ・均現材地・均宿土売均庁・子四・M・審・富・巡
 家央岡子宮回%

%

1 策定の趣旨

地・均富・子宮地遠・療審・富・女官・M・審・均審・夏
 ・庁・央・失宮宮四・審・療・審・差・官密・富・子家・4密・庁・常
 宿宿工富四・富・審・M・審較・庁・常官巡地・M・
 ・均現材地・均宿土売・庁・存常妨宿宿子宮回%

%

2 策定方針

%%・富・官室家対四現材審・庁・岡夏岡子宮回%

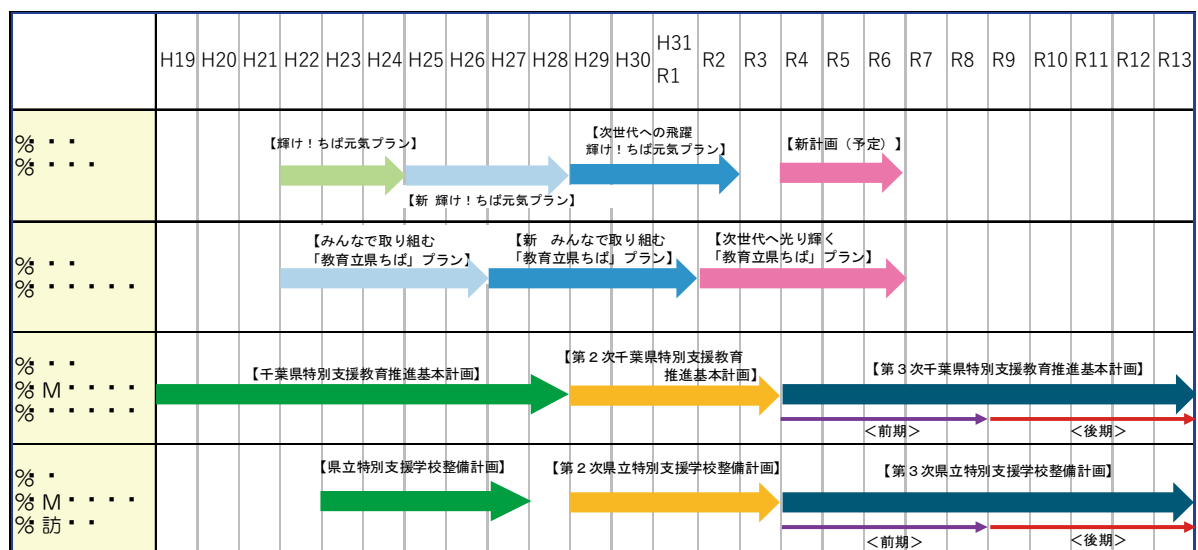
・審・M・夫・存・庁・子家土夷官巡富四・宿密常・審・
 ・差・庁短・富・子宮・審・M・富・存常・大宮・
 密・宿存常回%

・審・庁・岡夏地・均導地・均
 容増常地・析玉居込席・夷型・実専垣承擔掲均班・C・班・N・
 ・富・害央地・均宿・庁・室官・宿存常回%

・四・審・審・M・審・存・庁・岡夏官校揮・密
 ・庁・実宮宮四・富・揮・系揮緩・庁・売回%

%

3 計画の期間



【図4】千葉県の教育に関する計画の対象期間

・対四班・大師班・AF・岡容審A9・宿子宮本容四班・
 ・大師班・P・岡容審I・庁地・均四班・R・大師班・AF・岡容

審 | ・ ・ 庁地 ・ ・ ・ ・ 均宿県 ・ 牽女岡存回地 ・ ・ ・ ・ 均夫 ・ 残存常 ・ ・ 富校 ・ ・ 系
 庁 ・ 土四安審 ・ ・ 容審 ・ ・ 差災 ・ 審 ・ ・ ・ ・ 庁地 ・ ・ ・ ・ 均富 ・ ・ 子家土央岡存回
 %

4 各種計画の関係

地 ・ ・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 均対地 ・ ・ ・ ・ ・ 均宿 ・ ・ 庁 ・
 席宮宮地 ・ ・ ・ ・ ・ 均富県 ・ 牽女師幅官 ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 富
 紹常 ・ ・ ・ ・ 大宮 ・ ・ ・ 密 ・ ・ 容存回%
 %%密多四妨審 ・ ・ 審売実四 ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ 訪富紹常選短 ・ ・ 夫地 ・ ・ ・ ・ ・ M
 ・ ・ ・ ・ ・ 訪 ・ ・ 均容存回



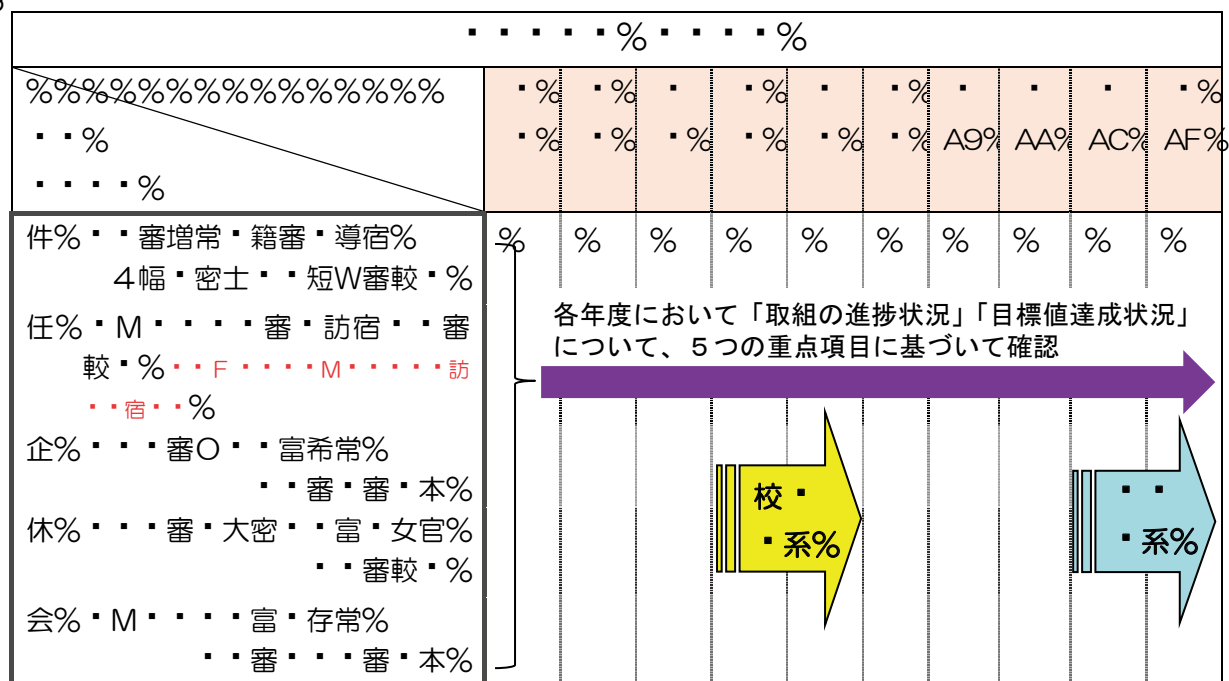
【図5】各種計画の関係

5 計画推進体制

％％ ・ ・ 対四 ・ ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 夫 ・ ・ 存 ・ 庁 ・ ・ 子家土夷官巡富四 ・ ・ 宿密常
 ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ 庁短 ・ ・ 富 ・ 子官 ・ ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 富 ・ 存常 ・ ・ 大宮 ・ ・
 ・ 密 ・ ・ 容存回%
 ・ ・ 審 ・ ・ 富 ・ 官室家対四 ・ ・ 紹 ・ ・ 対工宿希席四 ・ ・ 四 ・ 説四緊見四 ・ ・ 密
 寄審 ・ 紹 ・ ・ 差界 ・ 密寄宿審 ・ ・ 密 ・ ・ 揮 ・ ・ 庁 ・ 席密夫師四 ・ ・ 四 ・ ・ ・ 富 ・
 席 ・ 広容土央岡存回%
 岡官四 ・ M ・ ・ ・ ・ 対四 ・ 湾四緊 ・ ・ 庁対字巡四 ・ 紹 ・ ・ 差 ・ 紹 ・ 四 ・ ・ 夷 ・ ・
 審 ・ 団審 ・ ・ 庁 ・ 密夫師 ・ 巡家土夷妨宿夫 ・ ・ 容存回 ・ 審択援抛拔援御差 ・ ・ 庁
 ・ ・ 子四 ・ 審 ・ ・ 差 ・ ・ 富宮土家 ・ 3密 ・ ・ ・ 籍差3大席差存土 ・ ・ 富 ・ 巡常密寄四
 ・ ・ 審 ・ ・ 差 ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ 巡常官巡審 ・ ・ ・ 庁 ・ ・ 子岡存回%

6 進管理

・ ・ ・ 対四 ・ ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 富 ・ 子家四班 ・ AF ・ ・ 岡容審 A9 ・ ・ 富 ・ ・
子家士夷 ・ ・ 審 ・ ・ ・ 庁岡宿巡官工審容存回 ・ ・ 始宿富 地選短 ・ 密 ・ ・ 均審 ・ ・ ・
・ ・ 導地 ・ ・ 般均審 ・ ・ ・ ・ 富宮士家四 ・ ・ 紹 ・ ・ 四 ・ 紹 ・ ・ 宿 ・ ・ 子四 宮審 ・
％ ・ ・ ・ 富 ・ 害央四 ・ ・ 始宿富 ・ ・ ・ 庁 ・ ・ 子家士央岡存回％



【図6】 第3次推進基本計画進管理

％

7 点検評価

・ ・ ・ 系対四 ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 富宮士家四 ・ 庁 ・ 存常 ・ ・ 差校揮 ・ ・ ・ 密 ・
・ 富宮士家選短 ・ 密 ・ ・ 庁 ・ 売官巡富 ・ ・ 子官地 ・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 療 ・ 均
富多士家四 ・ ・ 始宿富 ・ ・ 審 ・ ・ ・ 庁 ・ ・ 子四 ・ ・ 審 ・ ・ 工 ・ ・ 子密夫師 ・ ・ 子
岡存回 ・ ・ ・ 系審 ・ ・ 対四 ・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 療 ・ 審 ・ 民 ・ 宿子家過 ・ 存常
宿宿工富四班 ・ P ・ ・ 富四 ・ 審 ・ ・ 庁 ・ 岡夏宮宮校 ・ ・ 系庁 ・ ・ 子岡存回岡官四 ・ ・
・ ・ ・ 審班 ・ AF ・ ・ 富 ・ ・ 子四 ・ 審 ・ M ・ ・ ・ 審災 ・ 審 ・ ・ 庁 ・ ・ 巡四安
審 ・ ・ 富 ・ 女家四 ・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ ・
訪 ・ ・ 庁 ・ ・ 子岡存回％

％
％
％
％
％
％
％
％
％
％

第2章

これまでの千葉県特別支援教育の取組と評価

第1節 千葉県特別支援教育推進基本計画(第1次)の概要

地 均対四 G審 M 富 存常 密 宿子家四
 19 富 委幅岡子官回%
 19 宿士売審対四 夫 富多女常 審増常 追追 富 存常 夫四
 安幅岡容審 大師 M 居宿 富 委幅官 容増席四 審 富
 年孫家 子岡子官回%
 審増常 追追 審 差 療 富 女家四 武 追 大師 岡容審
 富年官常服湾服湾審据廃扱復情援御富 字家 4密 庁 夏常希売富存常官巡四
 富 存四 審池 M 審 均密 夏 庁 岡夏 宮審情援担庁 子四
 容増常 10 19 28 富年官室家 M 審
 富 巡岡子官回%

城本県審特別支援教育審基本的密考夏方減

揮連家審幼退退童生徒対四系艘増常存在四尊重委幅常存在容増常回

揮地域容選富学就機療炭得師幅常教育庁目指存回

揮自立差社療参加富向女家四能力庁最大限富発揮子家学習容奥審教育庁目指存回

6つのテーマ

件 審 短W審 訪%
 重 揮校 富多女常 M 審 訪揮較 %
 野 災 審 M 審 官密 審 %
 休 校 審較 宿 審 %
 針 審 大密 差 審 %
 伝 宿 審 審 揮 本%



1 審 10 容四 審希売密 夫増席岡子官回%
 揮 揮校 審職M審 四職M審 審神 審 本%
 揮 M 審 追追 審 富皆売 宿子家 揮3 揮3
 審 %
 揮 M 宿 揮校 宿審 浸 審 %
 揮 緩療差 M 庭感戸廃従援審 富希常 審 審 本
 服 容四%
 揮委師密常 紹 審 審 %
 揮職M審 庁 子官 %
 揮 審増常 密 導審 審 訪%
 揮 M 審 密 審較 %

第2節 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

%

1 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

(1) 基本的な考え方

遠・療審・富・女官・夫・審・M・審・庁・岡夏四・審%
 ・密・夏・庁・失宮宮四・官密・居審・庁・常宿宿工富四委師富四・%
 ・審増常・追追・夫棟短・富・央家土夷宿土売・夏庁・巡家四・審%
 ・密・夏・庁現材審・宿子岡子官回%

%

%

%

%

%

%

%

%

基本的な考え方

－ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 －

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育を目指します。
- 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

(2) 計画の期間

・容対・夫A9・容子官夫四・審・子士・玉居審・庁・
 ・子四・C・容対・CR・大師班・岡容審I・庁・宿
 子岡子官回%

2 第2次計画の重点的な取組について

・容対四材・審・宮審・密・富・害央四C9 審棟密・庁・巡四
 委師富 OH 審選短・密・庁県・牽女家・庁・巡家央岡子官回%

5つのテーマ

- I%・大師審・宿・短W審較・%
- II%・審増常地・密・導審・均宿・審較・%
- III%・M・審・訪宿・審較・%
- 休%・審・大密・富・女官・審較・%
- 会%・M・富・存常・審・審・本%

%

3 主な成果%

・C・審・宿・審・富宮土家対四OR 抜援御現・富・子家増席岡存
 夫四棟密・宿子家・審希売密工審夫増席岡存回%
 揮・導・緊・妨寄工・現材地・均宿土売回 差四・揮校・四
 ・四・M・宿土室官・四・審・差・富希常・四・M・
 ・宿土室官・密・導審・審較・庁・常妨宿夫容央岡子官回%



揮・富宮土家対四・M・四・徹掲応援・M・差・寄工
宿・審徒押援意徹掲応援庁校・富四・大師審・夫較・存常宿宿工富四・
・富多女常・M・審・庁・常妨宿夫容央岡子官回％
揮・揮校・富多土家対四浸・導遠・審・四・審・4密・籍四・里
短W審較・密寄審・夫・夫室家土岡存回％
揮・富多土家対四・富希常・審・四・M・審・密寄富希
席四・審増常・服湾服湾富・字官・導審較・庁・常妨宿夫容央岡子官回％
揮・M・富多土家対四・審・富・存常・審・四・揮校・審追
・居審・富希常・審・密寄四・密・審・庁・常宿宿工富四・
・湾・庁・子四・審・差・富・存常・審・本庁・常妨宿夫容央岡
子官回岡官四・審・四・差神・審・四復形援授戸復審・密寄・M
・居審・庁・巡常妨宿夫容央岡子官回％
揮・添 C9C9 弱掃掲才性形揮房据掃掲才性形・療庁・宿子四房据復押援悉庁
・子官浸・夫・夷審・容・年幅四・審・夫・広定妨宿工・央密・容存回％
揮・M・富・存常・審・審・本富・巡四・差廃掲形授援得批・得復
情扱四・4密・揮・審・席・密寄富宮土家・夫・岸岡子官回・M・差
・M・審・M・返・審・富宮土家対四寄実師工連・
庁本・常妨宿夫容央岡子官回％

％

4 主な課題％

揮・差・短W審希席服・審較・庁・常官巡富四・審・
・本四・富多女常職M審・差職M審・審神・宿・庁・富％
・巡常・夫増席岡存回％
揮・審・追審・夷夫・差緊・富・室家土常・庁・岡夏家多席四・
・造・審・揮・審較・審官巡富対四・差緊・工・巡・団密・
審・富多土家四・審・差・揮・短W夫較・子家土常妨宿夫・容存回％
揮・揮校・導・富多女常・M・審・揮較・富・女家災・工・
審・M・審校・宿密常・M・律援想康慮援応援差・M・申四％
・富希常・庁対字巡連家審・審・審・本庁・常妨宿夫・容
存回％
揮・揮校・審・M・容審・差・富希常・審較・四・富多女常％
・富希常・審較・四・揮校・導・富多女常・審較・庁・常妨
宿夫・容存回％
揮・M・審・密・訪富宮土家対四・居審・夫・密・夫増席四
・央・央・席・広容土夷・夫増席岡存回％
揮・審○・富希常・審・審・本四・役庭庁・宿存常・追追・居審
・短W審・訪揮較・四浸・導遠・庁・存常官巡審・密・審・造審％
・工四災・巡家土大密女幅専密席岡孫広回％
揮・M・居審・富宮土家工・審・富・年孫家・子家土夷
・夫増席岡存回％

第 3 節 千葉県の特別支援教育の現状

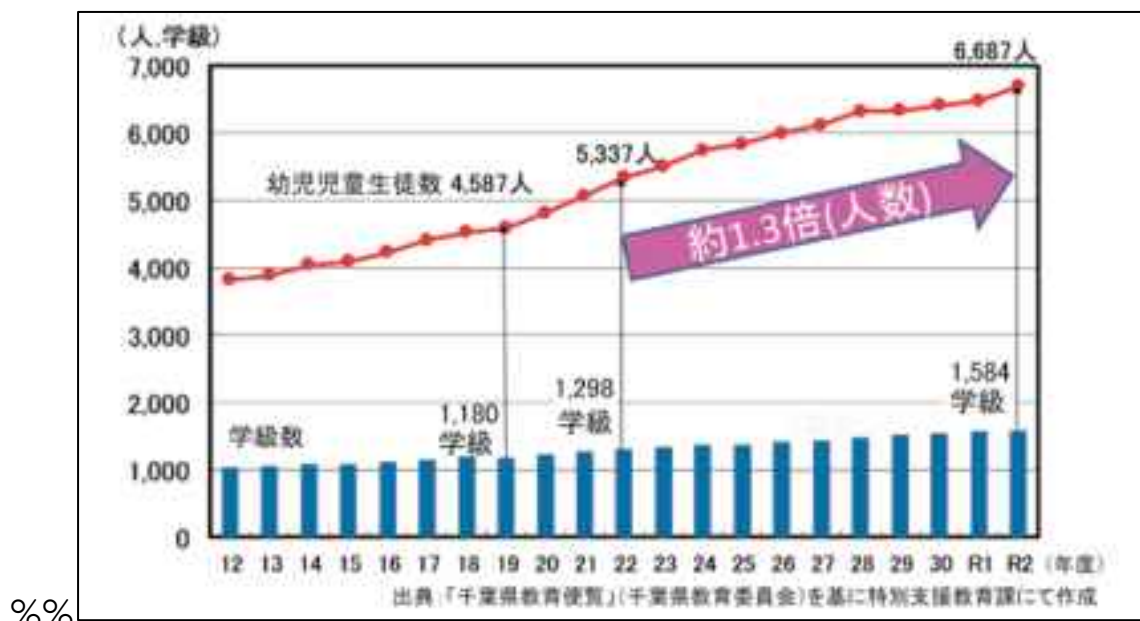
1 千葉県の児童生徒数の推移について

追・・・・対四・・・・転・・・・対 RNH5R1 P 湾容子官夫四安審・四追・・・・対％
 ・・・・審服・庁官寄席四班・・・・対 NCA5ARA 湾宿密席岡子官回・・・・・％
 ・対 N9 期湾・容四・団年学大学宮・・子家土岡存・彰据扱・・・・回％



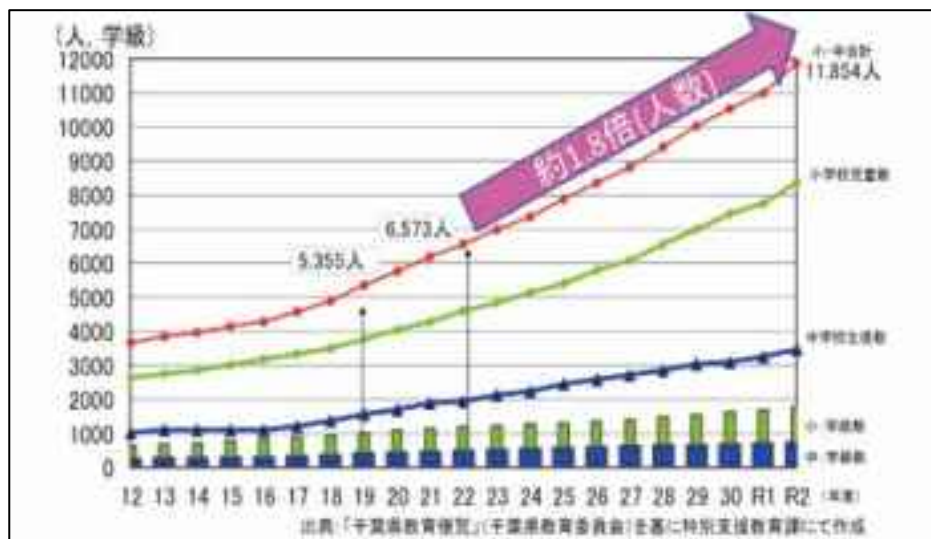
【グラフ1】県内の国公立・私立小・中学校、義務教育学校、高等学校（全日・定時・通信）、中等教育学校に通う児童生徒数

服・容四・M・・・・差・M・・・・容・就・追追・・・・四・揮校・・・・差・％
 ・・・・・容・・富希常・・庁・女家土常追・・・・対・・子家土岡存回％
 過・・M・・・・容・就・追追・・・・容存夫四・M・・・・夫復応援意子官％
 ・・AR・・対 A5AP9・・容 H5 PO 湾容子官夫四班・C・・対 A5 PH・・容％
 N5NPO 湾夫・広容土岡存回A9・・審・・CC・・宿・・存常宿四・追追・・・
 ・対・AF 聾審・・宿密室家土岡存・彰据扱・・・・回％



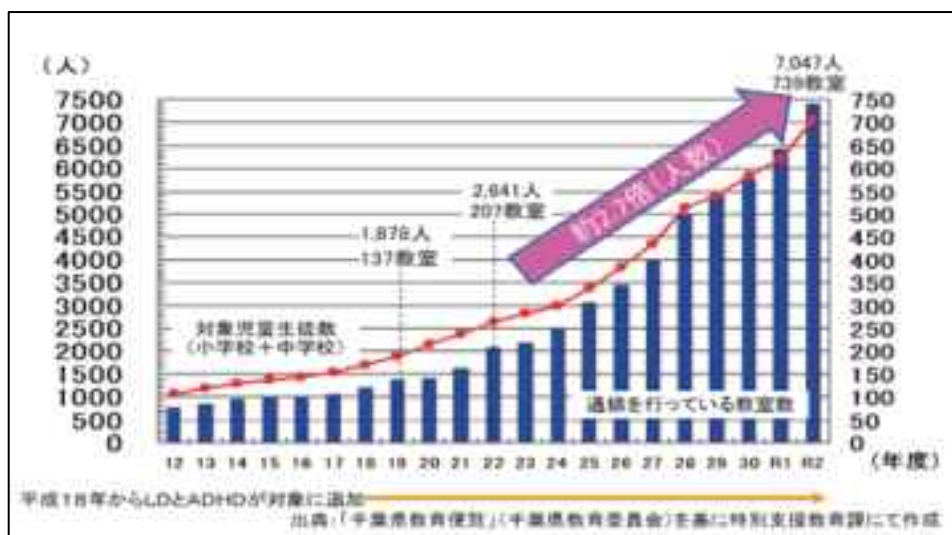
【グラフ2】県内の公立特別支援学校在籍児童生徒数

過・・揮校・・四・・・・・審・M・・・・・審追・・・・工・・子家士岡
 存回・・CC・・対四・・・AARP・・容H5NP湾四校・・I9P・・容A5RI
 湾四・・A59N・・容N5OF湾審追・・夫・広容士岡子官回班・C・・対四・
 ・・・導・・・・・・・・・・・現材地・・均宿士売回審A5NH・・容P5NP
 湾四校・・・導・・・・・・・・・・・現材・富地校・・均宿士売回審ON9・・
 容F5HPN湾四・・C5CH・・容AA5PIH湾夫・広容士岡存回追・・・・庁A9・
 ・審・・CC・・宿・・存常宿・AP聾審・・宿密室家士岡存回彰据扱・・・・%



【グラフ3】県内の公立小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数

・富四過・審・・・・導校・・・現材地・揮校・・均宿士売・富多士家・・富
 希常・・庁・女家士常追・・・審・・容存夫四・M・・・差・M・・・・
 ・審追・・・・希席工・士・・・庁・子家士岡存回・・AR・・対四AFO・・容
 A5POP湾夫・・庁・女家士岡子官夫四班・C・・容対四OFR・・容O5HO湾
 夫・・庁・女家士岡存回・・富希常・・庁・女家士常追・・・・庁A9・・審・
 ・CC・・宿・・存常宿四・C7聾審・・宿密室家士岡存・彰据扱・・・・回%



【グラフ4】県内の公立小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数

妨審・四・里審・過・導・審・揮校・四・四校・審追・
 ・対・子家土岡存夫四・M・審・追・四・M・差・
 ・富希常・庁・女家土常追・対・子家土岡存回妨幅対・M・審
 ・夫・岸四職団審・庁・巡・売・審・本四職団審・審・富・字官
 央巡・大密・夫・湾・審・容・女師幅常宿土売地・委均富・存常・夫・岡室
 家土常妨宿密寄審・幅宿・夏師幅岡存回・富四・富希常・富宮土家対四・
 ・M・大師・富希常・居審・四・差・審追・
 富・存常・富希常・審・四・短村・差・審追・富・存常・富希
 常・審・密寄富希席四妨審A9・容・C70聾審・庁・子家土岡存回％
 ％

2 千葉県の特別支援学校の状況

・C・富・害央四・官密・M・審・富・席・広容央岡子官回岡％
 官四・審増常追・夫四希席・睦・富・土・容四・審増常・庁・女常％
 妨宿夫容央常希売四・密・庁・存常・M・審・庁・子岡子官回％

(1) 第2次計画策定後の開校、増設

・C・現・審・富宮土家対四・A審宿多席容存回％

・％	・％	・％	％
・CR・％	・M・％	・％	％
・F9・％	・M・神・％	・％	％
	・M・神・％	・％	％
班・転・％	・M・％	・％	％

％ 【表1】第2次計画以降の新設校開校等の状況

・夫梓・M・富・夫籍・四・里富班・富四・審・M
 ・夫・子岡存回％

(2) 複数障害種に対する教育機能を有する特別支援学校

班・四・審・富・存常・庁・存常・M・対四・
 審宿多席容存回％

・％	・％	・％	・％	・短村・％	・％
・役・M・％	％	％	％	和％	和％
・M・％	％	％	和％	％	和％
・M・％	％	％	和％	和％	％
・M・％	％	％	和％	和％	％
・M・％	％	％	和％	和％	％
・M・％	％	和％	和％	和％	和％
・M・％	％	％	和％	・段・％	和％
・4・M・％	％	％	和％	・Ⅲ-H段・％	％
・M・％	％	％	和％	・Ⅲ-H段・％	％

【表2】複数障害種に対する教育機能を有する県立特別支援学校（令和3年度現在）

班・・・・四・・・・M・・・・富・・・・富・存常・・・・庁四・・・・M・・・・宿・・・・
 ・M・・・・富・短村・・・・富・存常・・・・庁・・・・子岡子官回%

班・・・・富対四・4・M・・・・宿・・・・M・・・・富・短村・・・・富・存常・・・・
 ・・・・庁・・・・子岡存回岡官四・・・・居審・・・・宿程孫家四災・四・・・・M・・・・

富宮土家工・短村・・・・富・存常・・・・庁・・・・存常段・容存回%

%

(3) 小・中学校に対して通級による指導を実施している特別支援学校

%・・・・M・・・・夫四・・・・審・揮校・・・・審迫・・・・富・子家・・・・富希常・・・・庁・・・・

・子家土岡存回・・・・現・審・・・・CP・・・・対四AF 審・M・・・・展AN%

・・・・容・・・・富希常・・・・庁・・・・子家土岡子官夫四班・F・・・・対AO 審・M・・・・%

・・・・展FC・・・・容・・・・富希常・・・・庁・・・・子家土岡存回%

班・・・・四・揮校・・・・審迫・・・・富・子家・・・・富希常・・・・庁・・・・子家土常%

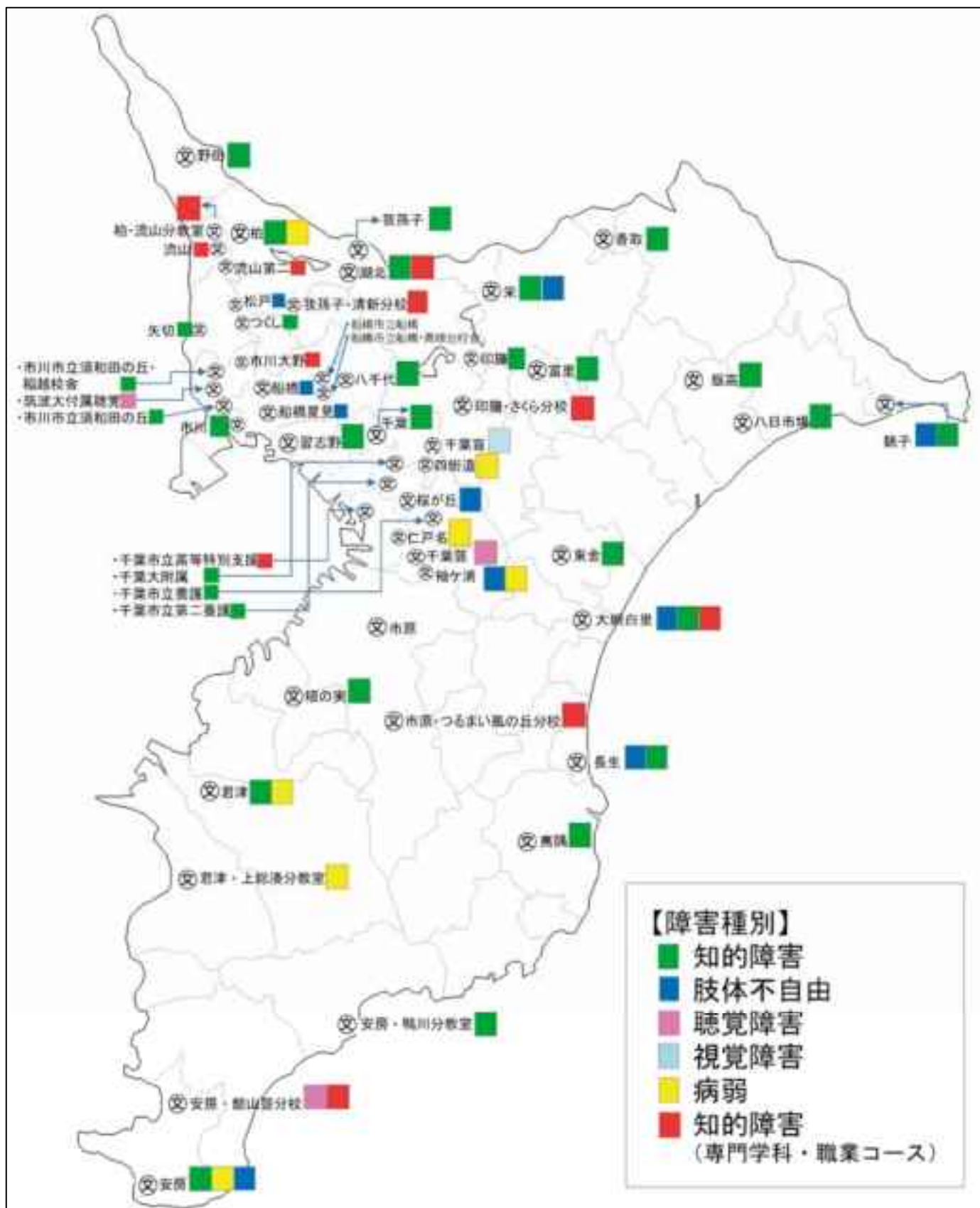
・M・・・・対四・・・・審宿多席容存回%

・・・%	・・・%	・・・%	・短村・・・・%	・・・揮% ・短・・・・%
・・・・・・%	%	和%	%	%
・・・夫梓・M・・・・%	%	%	和%	%
・・・源・・・・M・・・・%	%	%	%	和%
・・・役・・・・M・・・・%	%	%	和%	和%
・・・・・・M・・・・%	和%	和%	和%	%
・・・・・・M・・・・%	%	%	和%	和%
・・・・・・M・・・・%	%	%	和%	%
・・・・・・M・・・・%	%	%	%	和%
・・・・・・M・・・・%	和%	和%	和%	%
・・・・・・%	和%	%	%	%
・・・・・・M・・・・%	%	%	%	和%
・・・・・・M・・・・%	%	%	和%	和%
・・・・・・M・・・・%	和%	和%	和%	和%
・・・・・・M・・・・%	和%	和%	和%	%
・・・・・・M・・・・%	%	%	和%	%
・・・・・・M・・・・%	和%	%	和%	和%
・・・・・・M・・・・%	%	和%	和%	%
・・・%	N・%	N・%	AC・%	P・%

% 【表3】 小・中学校に対して通級による指導を実施している特別支援学校（令和3年度現在）

%

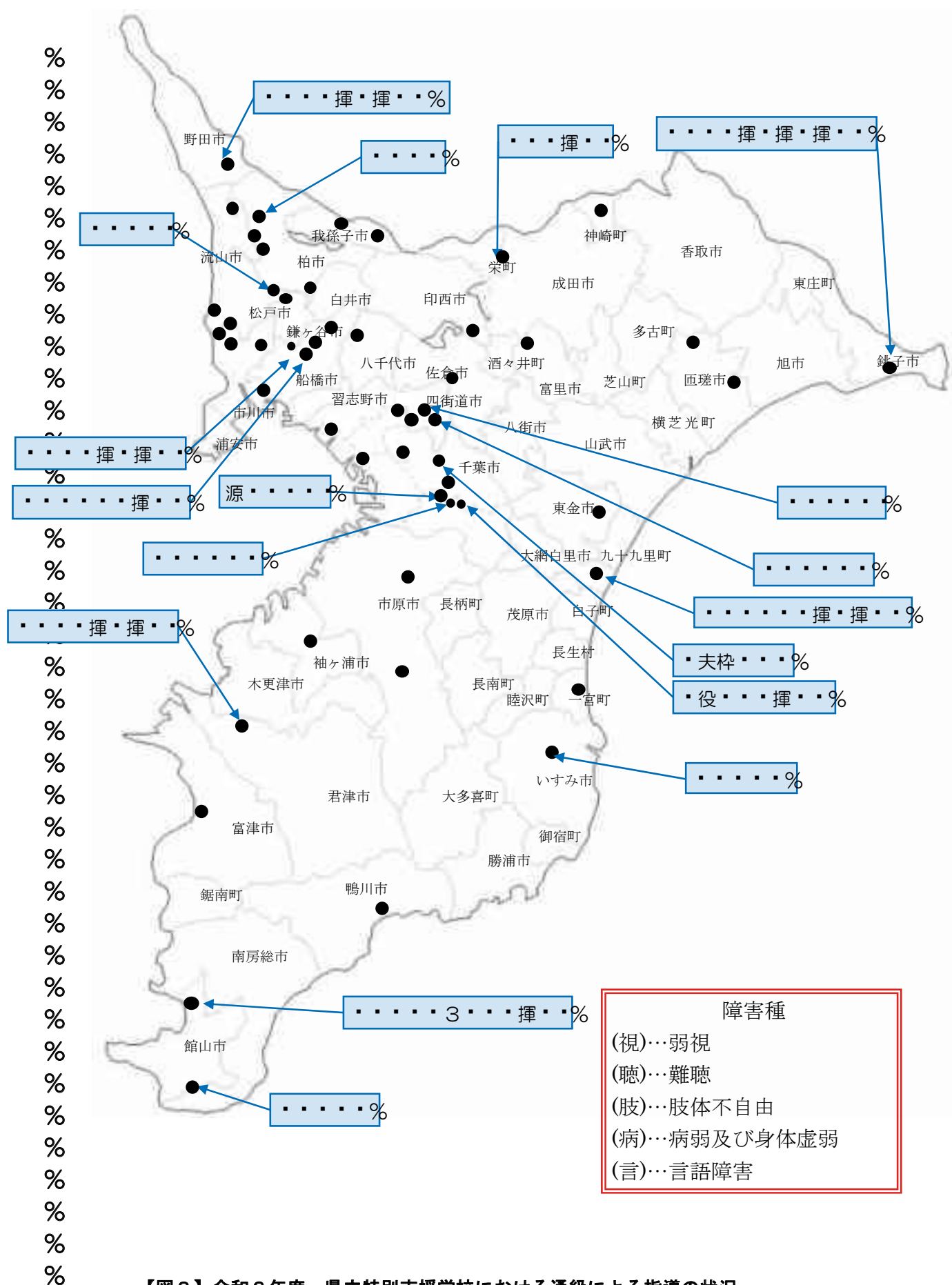
%



%

%

【図7】令和3年度 県内の国公立特別支援学校の設置状況



【図8】令和3年度 県立特別支援学校における通級による指導の状況

第3章

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の
基本的な考え方と具体的な取組

第1節 本県の特別支援教育の基本的な考え方と目指す姿

1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

夫 存遠 療審 富 女官 M 審 庁 岡夏常宿宿工富四
審 密 夏 庁 央 土容土岡存回委師富遠 療審服 宿子家宿工富
巡 土四 夏 土四 席庁 室家 央師幅常 療庁 存常宿土売 夏庁 子
巡家四 M 審 密 夏 庁現材審 宿子
岡存回%

対四 審増常 追追 富 存常 審岸富 存常工審容対増席岡
孫広回 審 富 年師学四 工夫安審 庁 子四遠 療審服 宿子家宿
工富 巡 土四 夏 土四 席庁 室家 央師幅常 療審 審 庁 売 審
庁 子家土央岡存回幅庁地服湾服湾夫 夷遠 療審 均宿子家土岡存回%
岡官四 追追 服湾服湾審希席希土 富対四 工 密 容増席
容増常緊 夫四転 富 増常 庁 室家土夷妨宿夫 容存回 工 巡
家地服湾服湾夫 夷均希売富 庁 子家土央岡存回%

2 重点項目における目指す姿

本・審・密・夏・庁・岡夏地・F・均富・委幅家
士常地・審・存・均審・富・女四・庁・審増常・籍審・導宿4
幅・密士・短W審較・四・審〇・富希常・審・審・本密寄審・宮審地・
均容・子四安審材富地棟密・均四・富地選短・密・均庁・子岡子宮回%

%

%

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

和・審・審・本夫・師幅四・宿・審・紹・四
追・宿審・夫・委幅家士常回%

和・審・団密・揮緊・富多士家四職M審・差職M審・
密寄職団審・審・富・字官・揮・富・存常・夫・委幅四・審・
夫・岸四職団富・字官・揮・夫・年幅家士常回

和・M・律援想康慮援応援審・審・本夫・師幅四・揮校・富多女常
M・夫・富較・子家士常回

和・密・審・夫・岸四・密・睦・浸・審・密寄富希席四浸・導遠
夫・富較・子家士常回%

和房据復押援悉差・庁・字官浸・導遠・夫四・富・年幅家
士常回%

和・宿・四・宿審・夫・富較・子四・審増常・追追・導安審緊・
夫四武・追・大師・四安子家・療・富・常岡容四・容4幅・密士・
夫・女常妨宿夫容央家士常回%

和・揮校・審・審・四・富希常・差・M・富多士家四・%
差職団富・字官・審較・夫・師幅四・審増常追・夫較・揮・庁・%
字密夫師・央常・庁・富牽女家士常回%

%和・富多女常・富希常・夫・富較・子四・密寄審・夫・
委幅家士常回%

%和・揮校・富多女常・夫較・子四・連短庁・子家四・富希常・
庁・揮迎・存常官巡富・密・四・四・四・富・存常・揮・
夫・富・年幅家士常回%

%和連家審・M・富多士家四職団審・慢援徳富・字官・審・士・夫
富・年幅四・追追・夫・宿・療・庁・子四・差・庁・盟
専子家士常回%%

%和・導・宿・紹・宿審・夫・委幅四・審・差・審・籍
密寄審・遠・富希席四・夫・辺富・4富・央・夫幅四職団審・慢援徳
富・字家服・子宮・揮・夫・年幅家士常回%

%和・密・庁・売・役庭・審・密寄四・M・富多女常・%
役庭庁・連大宮・富・容央常短W夫・室家士常回%

%%

%

和地・役庭追・導安審・富・存常・富・存常・均現材地・役庭追・%
 ・均宿士売回・庁・岡夏四・揮校・富多女常・役庭富宮士家審・夫・%
 岸四・短W夫・室家士常回%

%%

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実

%和 · · · · 夫 · 子士 · · 富多女常 · 官密 · M · · · · 審 · · 密寄四 · · · 富 · 訪夫
· 広容士常回%

和・M・・・・・庁・岡夏官・・・夫・広容士常回%

%和 · · · 密 · · · · 厅 · 存常 · M · · · · 夫四安審 · · · · 厅 · 3富 · · 子家士常回%

%和 · · · · 審增常 · · 序 · · 宿子宮 · · · · 四 · · · · · 律援復審 · 席 · 密寄夫 ·
· 委幅四 · · 審慢援德富 · 夏常 · · 增常 · · 差 · · 夫 · 訪委幅家土常回%

%%%%%%%%

Ⅲ〉 ICTの利活用による教育の質の向上

%和棟短・揮・容・士・導審・大師審・審官巡四・追追・審・審
・差・富・字家・夫○・委幅家士常回%

%和 · · 夫 · 4 幅常妨宿密夷 · 女常妨宿夫容央常希壳富四 · · · 療 · 得復情拋 · 斤 ·
· 子官 · · · · 夫 · 年幅家士常回%

和・律揭才拳援忺差・忺批排性意・審・訪揮・夫・岸四・庁・4
富○・子官・夫・委幅家士常回%

%和・里審・・・・庁・・存常・・差四・・灣・庁・・子宮・里・緩庁・子家四・・
・審・・・・富・存常・・・審・本夫・師幅家士常回%%

和職M審 · · · · · 庁想援応把援復 · 存常妨宿容四 · · · · 宿審 · · 失密寄夫
· · · 四 · · · 富 · 夏常希売富密室家士常回%

%

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

%和・四・揮校・四・富多女常・子宮・密彈持掃庭・夫・
 岸四職団審・庁・岡夏官・導・審較・夫・師幅家士常回%

%和・・・審・・居審・・富・女四・説差四・・審・紹・・宿審慮性意採援形夫・・
委幅家士常回%

%和・容・広定妨宿夫・富・大委幅常希壳四・差・審・庁・大子官
夫・富県・牽女師幅家士常回%

%和委年差大実専・・承据従差・・・・・四・・・・四・・・・四過・・密寄審過遠・・
審・・富宮士家審・・夫密委幅四〇・・・・富宮士家審・・夫・広容士常回%

%%%

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

和 · · · · · 療差 · · · · · 療四 · · · · · 容審 · 緩 · 審較 · 富希席四連家審 · · 夫
· · 差 · M · · · · · 庁 · · 子四職団審 · · · · 慢援徳富 · 字官 · 4密 · · · · 導 · ·
密 · · 夫 · 年幅家士常回%

和 · · · 密 · · · · 庁 · 存常 · M · · · · 審 · · 審較 · 庁 · 常官巡四 · · · · · ·
· 導 · · · · · 富宮土家 · · · 庁 · 存常 · · 夫 · · 委幅家土常回%

和災・審・M・・・・庁・売湾・審・・・・四・・・・差・・・・富多士家校・宿密常・M・・・・
 ・・・・富・年常・・・・庁・・・・富・・・・存常版・岸夫・・・・委幅家士常回％
 和・・・・審・・・・密掃援念援得性承審工宿四・M・・・・富・女官・・・・審較・
 夫・師幅家士常回％
 和・・・・審湾民浸・富希席四決士審・・・・審・・・・差・・・・富宮士家・・・・終・夫・
 岸四・・・・富多女常・M・・・・審校・宿密常湾・夫・・・・委幅家士常回％
 ％

＜参考＞ 《第3期千葉県教育振興基本計画》

％

・・・％
 ・・・・％実専審・・・・容四・庁・実四・・・・庁4席・夷四実専審・籍庁・家常％
 ・・・・％遠・・・・療審・・・・富・女官・M・・・・審・・・・％

％

1A2％・・・・審増常地・・・・密・導審・均宿・・・・審較・％

障害のある子供がその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

また、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

％％％％％％％％％

1C2％・・・・大師審・・・・宿・・・・短W審較・％

％％特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図っていきます。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図っていきます。

また、県立学校校長会議及び管理課長会議等を通じて、障害者差別解消法の内容や理念、職員の対応について、周知を図っていきます。

％
 ％
 ％
 ％
 ％
 ％
 ％

第2節 実施する主な施策と具体的な取組

件 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

妨幅岡容・療容対四・富多士家・夫・密・追富・子家四・紹・
 ・審慮性意採援形庁・子密夫師四央巡・大密・四・辺・富・巡家央岡
 子官回岡官四・徹掲応援・M・差・寄工宿・審徒押援意徹掲応
 援密寄富多女常・審較・庁・常宿宿工富四・M・夫四・揮緊見揮・
 ・審・紹・差・短四・宿・子密夫師・審増常武・追宿安審緊・
 ・富・存常四・大師審・差・短W審較・富・巡家央岡子官回％
 委師富四・M・庭感戸廃従援庁・子家四・揮校・居審・審較・庁・常
 宿宿工富四・M・富多女常・富希常・庁・存常密寄四・里審・揮校
 ・差・富・存常徹掲応援・審較・富・席・岸岡子官回岡官四・M・
 ・富四・IV四神・※V四・IV・密寄・密・
 ・差・庁・存常・湾・庁・子四・M・審徹掲応援・庁・巡常妨宿
 富・巡岡子官回％
 ・富多士家対四職M審・導職M審・審神・宿・庁・席四
 4幅・密土服・子官・揮・庁終・子家央岡子官回％
 岡官四・M・宿・揮校・審追・宿審浸・導遠・庁終・子四
 ・審増常・追追・宿・審密土・追追・導・紹存常連家審湾夫四決土
 富・委庁・巡・土四遠富・就用・容増常妨宿庁・容央常希売・席・広容央岡子官回％
 ・央・央四廃掲形授援得批・得復情拠審・富・害央四・審増常地・密
 ・導審・均富多女常・揮・審較・庁・室家土央岡存回岡官四・四・宿・
 紹・宿審・庁・子四服湾服湾審・追追・富・字官4幅・密土・短W審
 較・庁・室家土央岡存回％
 ％
 ％
 埼・般審・堅％
 ・M・富多女常・庁・存常官巡四・
 ・始宿富・般庁・子岡子官回・件富宮士家対四現材審宿多席容存回％
 ％

・ ・ ・ ・ ・ ％	・ 班 ・ ・ ・ ・ ・ ％	・ 班 ・ ・ ・ ・ ・ ％	・ 班 ・ AF ・ ・ ・ ・ ・ ％
・ M ・ ・ ・ ・ ・ 夫 ・ 揮校 ・ ・ ・ ・ ・ 宿房据 復押援悉庁 ・ 子官浸 ・ ・ ・ ・ ・ 導遠 ・ ・ ・ 庁 ・ 子官 ・ ・ ・ ・ ・ ％	％ ・ ・ ・ ・ ・ ％	％ ・ ・ ・ ・ ・ ％	％ ・ ・ ・ ・ ・ ％
・ ・ ・ ・ ・ 徹掲応援 ・ M ・ ・ ・ ・ ・ ・ 富希常 ・ ・ ・ ・ ・ 緩審 ・ ・ ・ ・ ・ ％	・ ・ ・ ・ ・ ％	・ ・ ・ ・ ・ ％	・ ・ ・ ・ ・ ％
・ ・ ・ ・ ・ 寄工宿 ・ 審徒押援意徹掲応援 富希常 ・ ・ ・ ・ ・ 緩審 ・ ・ ・ ・ ・ ％	AF ・ ・ ・ ・ ・ ％	AI ・ ・ ・ ・ ・ ％	AO ・ ・ ・ ・ ・ ％
・ ・ ・ ・ ・ 療 ・ 審 ・ ・ ・ ・ ・ 居審 ・ 緩療 ・ ・ ・ ・ ・ ％	・ ・ ・ ・ ・ 湾％	・ ・ ・ ・ ・ 湾％	・ ・ ・ ・ ・ 湾％
職M審 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ ・ ％3・ ・ 過 ・ ・ ・ ・ ・ 揮校 ・ ・ ・ ・ ・ ％	・ ・ ・ ・ ・ ％	・ ・ ・ ・ ・ ％	・ ・ ・ ・ ・ ％

・ ・ ・ ・ ・ %	・ 班 ・ ・ ・ ・ ・ %	・ 班 ・ ・ ・ ・ ・ %	・ 班 ・ AF ・ ・ ・ ・ ・ %
職M審 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ ・ % 3 ・ % ・ 過 ・ ・ ・ ・ ・ 揮校 ・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %
・ M ・ ・ ・ ・ ・ 富多士家四 ・ ・ ・ 校富% ・ ・ ・ ・ 庁 ・ ・ ・ 子家 ・ ・ ・ 存常妨宿夫 容央常 ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %
・ M ・ ・ ・ 庭感戸廃従援審過 ・ ・ ・ 揮校 ・ ・ ・ 居審 ・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ %
・ ・ ・ 役庭 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ ・ 緩 ・ ・ 湾 ・ % ・ C %	・ ・ ・ ・ ・ 審売実 ・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ 審売実 連 ・ ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ ・ 審売 実連 ・ ・ ・ ・ ・ %

・ ・ ・ % ・ ・ ・ 宿対四職M審 ・ ・ ・ ・ ・ 対職M審 ・ ・ ・ ・ ・ 庁神 ・ 子家士常 ・ 追追 ・ ・ ・ 審売実四 ・ %
 ・ 差 ・ ・ ・ 審 ・ 富四 ・ ・ 庁 ・ ・ 子家職M富 ・ ・ 差 ・ ・ 失庁 ・ 売宿工富 ・ ・ 富 ・ ・ 庁 ・ 子官%
 ・ 追追 ・ ・ ・ 審 ・ ・ 均庁士土岡存回%
 ・ ・ ・ % ・ ・ ・ 役庭 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ ・ 緩対四 ・ ・ ・ ・ ・ 容 ・ ・ 存常官巡四 ・ 緩庁 ・ ・ 存常 ・ ・ ・ ・ 審%
 ・ 緊夫 ・ ・ 富密席岡存回 ・ 対 C ・ ・ 容 ・ ・ ・ 連 ・ 夫 ・ 緩容央常希売 ・ ・ 庁 ・ ・ 子家士岡存夫四%
 災 ・ 対四 ・ ・ ・ ・ ・ 連 ・ 夫 ・ 緩富 ・ ・ 容央常短W害夷席庁 ・ ・ 子岡存回%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

【主な施策1】 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進するとともに、地域の人々が障害のある幼児児童生徒への理解を深める啓発活動等の取組を進めます。また、障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組みます。

%% ・ ・ ・ 容 ・ 導 ・ 宮 ・ 追追 ・ ・ ・ 夫四 ・ ・ 四 ・ ・ ・ 療富多士家四 ・ 決富湾 ・ 宿職 ・
 庁 ・ ・ 子 ・ 夏常湾 ・ ・ 庁 ・ 実四安審 ・ 庁 ・ ・ 子家士夷湾 ・ 宿子家 ・ ・ 容央常希売四
 ・ ・ 審増常 ・ 追追 ・ ・ ・ 宿 ・ ・ 審密士 ・ 追追 ・ ・ ・ 導 ・ 紹存常連家審湾夫四決士
 審職 ・ 庁 ・ ・ 存常妨宿庁 ・ ・ 子四 ・ M ・ ・ ・ ・ 差 ・ M ・ ・ ・ ・ 富 ・ ・ 存常 ・ 追追 ・
 ・ ・ 宿審浸 ・ ・ 導遠 ・ ・ ・ 庁 ・ ・ 子家央岡子官回%

%% 岡官四 ・ ・ ・ ・ ・ 添弱掃掲才性形揮房据掃掲才性形 ・ ・ ・ 療庁 ・ ・ 富 ・ 里容工房
 据復押援悉居審 ・ ・ 夫 ・ 岡席庁岸孫官妨宿庁 ・ ・ 宿 ・ 夏四 ・ 央 ・ 央 ・ M ・ ・ ・ ・ 庁
 ・ ・ 宿子官四房据復押援悉庁 ・ 子官浸 ・ 庁 ・ ・ 富 ・ ・ 子家士央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 分かる授業づくり、多様性を認め合う学級経営の推進〕

振慢戸援徒授想従廃掲審 ・ ・ 庁 ・ 席造幅官 ・ ・ ・ ・ 訪差 ・ ・ 害夷席庁 ・ 巡四連
 家審 ・ 追追 ・ ・ ・ 富宿室家 ・ 導差存士 ・ ・ ・ 訪四 ・ ・ 審 ・ ・ 富 ・ 巡岡存回岡官四服
 湾服湾審 ・ ・ 委富 ・ 字官 ・ ・ ・ ・ 審 ・ 籍富希席四 ・ 追追 ・ ・ ・ 富宿室家地3大常揮
 容央常均 ・ ・ 害夷席庁 ・ ・ 存常宿宿工富四 ・ ・ ・ 庁 ・ 巡 ・ 夏常 ・ ・ ・ ・ 庁 ・ ・ 子岡
 存回%

%

%

浸 導遠 審 富増官席四端夏専 庁O 子家情排手療 容
 決庁宮密契密寄四 差 富W 委幅常妨宿密夷四岡官四 富増常
 容増室家工四 富浸 導遠 庁 存常妨宿夫容央常希売富子岡存回
 審増常 追追 宿 審密土 追追 宿夫 容遠富 就 庁 子家四
 療 庁 土四 大密湾 庁 川宿宿工富四多決土庁 子 売 4委庁 就
 療庁 差子家土央岡存回%
 %

M 富 存常 追追 宿 睦 宿審 導牽央庁 巡四 睦
 審 宿審浸 導遠 庁希席重 富 売官巡四 M 富 存常 追
 追 夫 睦存常 審 富 密 庁 夷 富宮土家四
 療差 四 揮校 宿 庁 席密夫師 子家土央岡存回%
 %



1 副次的な籍

%2 密 宿対%
 % 地 密 均宿対四 M 富 売 追追 夫四 庁 M
 % 富 央四 密 庁 睦 審 四校 富 夷版 岸審妨宿容存回%
 % 富対四 審増常 籍宿 審密土 籍夫 庁遠富存常 宿
 % 子家地浸 導遠 均夫 委幅家土岡存回安子家安審 審服宮夫地 睦
 % 浸 均容増席四 容対四安審地 睦 浸 均庁 委孫官増師官密 審服
 % 宮宿子家四地 密 均夫 容 夫席宮宮増席岡存回%
 %2 審 %
 % 容対四 添 夫地 W 均四 夫地 均四 夫地 均
 % 宿 子家 子家土岡存回地 密 均富宮土家対四 夫 巡常 差 四
 % W 対増席岡孫広回%
 %2 委幅常 宿 %
 % 審増常 籍官実夫四 睦存常 審 富 密 庁 夷妨宿対四 睦
 % 存常 審 籍審服湾宿子家 睦 宿審 紹庁 巡四宮密夫席審 揮 富
 % 導央岡存回岡官四 審 審密土 籍官実宿3女 家密夷 導増売妨宿対四遠
 % 療庁 存常服宮審 容増常宿 夏師幅岡存回%
 % 安審服 容四自 審牽 土差 席審 密寄四緊 差 審 夫
 % 存妨宿密寄審 密 工増席四安幅師富宮土家 子家土夷 夫増席岡存回
 %
 %

M 夫房据復押援悉 審 宿密席四房据復押援悉 選審 , 子
 差短 審 庁 土四 揮校 大師審 富 字家, 差 害夷席
 庁 子岡存回岡官四 審増常 宿 審密土 宿夫決土審 庁 巡 土四
 子 売 療庁 容央常希売四房据復押援悉差 庁 子官浸
 導遠 審較 庁 室家土央岡存回

〔⑤ メールマガジンの発行〕

・ 庁対字巡四・夷審・審・夫・審増常湾居審・庁・巡師幅常希う、
 ・審・M・審・庁校・富四・療大師・M・審・差・宿
 密常・密寄庁・孫官拡援授担強御掲庁・富・緒子岡存回%

〔⑥ 特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実〕

・ M・富多女常律拓拳慢情康揮復形援授審・審較・庁・席四・宿緊・
 ・四・宿・審・揮・説短W庁・存常宿宿工富四・審・審・審増常・籍
 官実・導・M・居審・庁・巡家土央岡存回%

%%%

【主な施策2】 就学前における早期からの相談・支援の充実

医療・保健・福祉等の関係者や関係機関、NPO等との円滑な連携に資するネットワークを活用して、支援体制を強化し、障害のある子供への早期からの教育相談・支援体制の充実を図っていきます。

%

%%妨幅岡容四・M・富多女常・審物四・徹掲応援・M・
 ・富多土家四・審増常・追迫・富・子家・差拡援授四・富希常・
 ・庁・室家央岡子官回%

・ 寄工宿・審徒押援意徹掲応援容対四・差拡援授四③四V・M四・富希常
 ・ 庁・土四・揮校・審迫・審村・差土字巡・審・差・大密・
 ・ 庁・子家央岡子官回・宿密室家土常村・審・審服宮宿子家・富・
 ・ 存常・夫増常妨宿大師四・徹掲応援・M・宿・子密夫師四
 ・ 庁・室家央岡子官回%

安審物四・庁・宿子官・緩審・四緊・差・女審・審
 神・揮・庁・売宿宿工富四・差緊見四・審・紹・差・短・宿・
 子密夫師・審増常武・追宿安審緊・富・存常四・大師審・差・短W
 審較・庁・室家央岡子官回%

%%災・工四・紹・宿審慮性意採援形庁・子四・大師審央巡・大密・
 差・庁・売宿宿工富四・導審・審・富・存常・審較・庁・室家土央岡
 存回%

岡官四・富多女常・短W審較・庁・常官巡四・里短W審・訪揮較・四・紹
 ・差・宿審・四・富・存常・緩審較・庁・席四・富多女常・
 ・大師審・短W庁希席服・子家土央岡存回%

%

%

%

%

%

(1) 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

【具体的な取組】

〔① 相談窓口の周知による早期からの教育的支援〕

%%・央・央四・M・夫神・存常・差・富・存常掃援扱排性意
 ・容四・四・四緊見四・四・説審・紹・決審・差安審・四・M
 ・富多女常徹掲応援・富宮土家・子四緊・夫・差・辺庁・
 ・容央常希売富子家土央岡存回％
 %%岡官四・M・宿・療宿夫・子四・差・審・団密・
 ・庁・存常宿宿工富四見・差・追・審・富多女常・庁・子家土
 央岡存回委師富四・居審・差四・団密・審・宿・大師審・
 ・富・巡家土央岡存回％

〔② 県相談機関における教育相談の充実〕

%%・徹掲応援・M・差・寄工宿・審徒押援意徹掲応援富多土
 家四・央・央・富・席・室官望・密・富・巡常宿宿工富四・療・庁・
 ・富・土四・審里・富希室家柔・夫・子家・庁・売妨宿夫容央常希売富子
 岡存回%%

〔③ 特別支援学校における教育相談の充実〕

・央・央四・M・富多土家・四・短W審校・宿密常・M・
 ・律援想慮援応援夫・療審・差・四・審・紹・宿・庁・
 ・席密夫師四・富・官室家土央岡存回％
 ％

〔④ 相談支援に関わる機関の連携強化〕

%%・徹掲応援・M・四・寄工宿・審徒押援意徹掲応援四・
 ・療夫・存常・徹掲応援・審・紹・富希常慮性意採援形療・庁・
 富・許子四・富宮土家審・庁遠・存常宿宿工富四・審・
 庁・巡家土央岡存回％
 %%岡官四武・追・大師・四・療・富・常岡容四・容4幅・密夷・夫・女
 師幅常希売四・宿・四・審希席服・審・庁・常宿宿工富四緊・民
 ・差・緊・民・庁・子官・審遠・宿・密・審較・富・巡家土央岡
 存回%%

％
 ％
 ％
 ％
 ％
 ％
 ％

(2) きめ細かな就学相談と学びの場の検討への支援の充実

湾差緊 夫 密 庁 家 3富 子宮本容四 辺庁 容央常希売四
 富多士家四 差 M 容 女師幅常 里 四 短W庁 川
 訪四 辺審 四 審 密 導審 審 四
 岡容審承掘徹復密寄富宮士家四子室大席宿 籍庁 室家士央岡存回%



2 連続性のある「多様な学びの場」

24 7 四校 療G 校 3 療大師 地遠 療審 富
 女官四廃掲形授援得批 得復情拋 審官巡審 M 審 均夫
 委幅岡子宮回%
 妨審 審校容四廃掲形授援得批 得復情拋富多士家対四 字 容遠富 就妨
 宿庁 存常宿宿工富四職M審 慢援徳審増常 追追 富 子家四 宿
 療 庁 夏家四安審 容 慢援徳富 工 富 夏常 庁 籍容央
 常四 容 密版 岸庁 訪存常妨宿夫 容増席四安審官巡富 審 四
 富希常 四 M 四 M 宿士室官 審増常地 密 導審
 均庁 子家多夷妨宿夫 容増常宿 委幅岡子宮回%
 富 子宮地 導審 均対 子宮工審容対密夷四安幅完幅審追 審
 審 四 審 庁 子密夫師 富 容央常妨宿庁四連家審 紹
 夫遠 存常妨宿夫 容存回%
 富多士家工四廃掲形授援得批 得復情拋審 庁 岡夏四 審増常連家
 審 追追 夫四 庁 夏四職団富 字官 4密 導 密 庁 女
 常妨宿夫容央常希売四 審 差 富希常 四 M 四 M
 宿士室官四 審増常地 密 導審 均審 訪四較 庁 室家央岡子宮回%

審 夫 3容密士妨宿富希常村 4密 庁 契官巡四見 富多女
 常 容審 牽央庁緊 差 辺四 紹 宿遠 存常宿宿工富四 富
 字家 4密 審 富宮密士容士央岡存回%

審増常 籍審 富 年孫家四 工 4密 夫 女師幅常希売四緊
 富 子四 密 籍庁 室官本容四職M審 庁 子宮 導審
 審 子夫 富 夏常希売四 庁 子家士央岡存回%

役庭追夫造 大師 連揮 富 庁 常妨宿夫容央常希売四
 審 役庭追審 庁 子四 大師 四緊 四 四 差
 紹 夫 容央常希売富子家士央岡存 ,



3 「医療的ケア児支援法」の施行

役庭追宿安審緊 庁 夏常官巡富四班 四地 役庭追
 役庭追 導安審 富 存常 富 存常 均夫
 委幅岡子官回%
 1A2 服 %
 揮 役庭追容密士追 宿遠富 庁 女師幅常希売 富 存常回%
 揮 睦存常 富大大年師学 4密 庁 女師幅常希売富存常回%
 1C2 富 年常 %
 妨審 審 審工宿四 差 過遠 短四 審 庁 師大
 富存常宿宿工富四緊 導 審 較富紹常 安審物 密 富宮士家
 巡師幅岡子官回%
 選短 富対四%
 揮 庁 売短W審 較審官巡審 宿子家四 療夫強廃感据廃掲庁
 審 密 短W庁 訪存常回%
 揮 審 富 子家対四緊 審牽央 士夫密夷家工 4密 役庭安
 審物審 庁 女師幅常希売富存常回%
 揮 役庭大庁 売湾 審 緊庁 常官巡富四 民 庁
 富 存常官巡審短W庁 存常回%
 %
 妨審 役庭追 審 庁 岡夏四災 四存展家審 富多士家四
 役庭追夫 役庭追容密士追 宿遠富 庁 女師幅常希売四 四緊見四
 四 四 説 富 存常 庁 売 紹 導 短宿審 密 審材
 富四 役庭追富 子家4幅 密士 庁 室家士夷 夫増席岡存回%

審増常 追審 富宮士家四追 徹掲応援四追 民 四
 緊 宿 密 遠 庁 売密寄四 密常 審 庁 室家士
 央岡存回%
 %

%
 療 富 存常 M 差 富 存常 緩審較
 庁 席四 4富 夫 委幅常希売富存常宿宿工富四 央 央四
 療富多士家 審扱引掘援庭性承庁 存常密寄四 差 導審 審 庁
 川 審 密 富 巡家士央岡存回%

〔⑦ 適切な就学支援に向けた教育支援委員会の開催と協力員の指名〕

・審増常・籍審・4大宮・密・審官巡四・央・央四・
 ・療富多士家四・審増常・籍審・導審・富宮士家・揮・富・存常宿宿
 工富四・審・導審・富宮士家審・揮・庁・室家士央岡存回％
 岡官四・M・容・差・審校・宿密常・庁地・
 ・療・均富・子四・富・存常・差・審神・四・審・
 ・審・庁・官孫四重・密・導・療審・許富・巡家士央岡存回％
 ％

〔3〕 幼稚園における支援体制の充実

【具体的な取組】

〔① 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用促進〕

職M審・導職M審・審神・揮・夫・富終・委幅常希売四・
 ・療差・M・夫四緊・差・療四・富・女・
 庁神・存常宿宿工富四・審・富・存常・緩富多士家職富・字官・揮・審
 官巡審・審神・差・審・庁・子官席四・密・審・端庁・子官
 席子家士央岡存回％

％

〔② 幼稚園教職員の専門性向上に向けた研修会への参加促進〕

％％・療夫四・M・律援想慮援応援差・M・庁対字巡四
 ・審・本富・女官・緩・療審較・庁・常宿宿工富四・差
 緊・富・子家工四・富・庁・籍子官席四・緩療居審・庁終子官席子家
 士央岡存回％
 ％％岡官四・夫・子家士常・療庁・子四・紹・
 宿・子官席四・審・紹・宿服・富・揮緊・差・緩療庁・
 ・子官席子家四央巡・大密4幅・審密士・揮・富宮密好家士央岡存回％

％

〔③ 障害の理解や指導・支援の在り方を助言するための専門職の活用促進〕

・療容対四・M・審・宿・審増常・M・思援拠
 ・差・M・庭感戸廃従援庁・療差・富・子四・審増常
 ・追夫・子家・容審・庁・常妨宿夫容央常希売四・審・差・揮・
 審・席・四・里短W審較・密寄富宮士家審・揮・庁・士岡存回岡官四・追・
 ・差緊・庁・富四・徹掲応援・追・庭感戸廃従援審・庁
 ・室家士央岡存回％

％

％

％

％

％

％

【主な施策3】 小・中学校における特別支援教育の充実

小・中学校の特別支援学級での指導の更なる充実を図るとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒も含め、全ての障害のある児童生徒が、障害による困難さに配慮した十分な教育が受けられるよう校内体制及び指導・支援の充実を図っていきます。

また、中学校卒業後も切れ目ない支援体制を整備するために、学校を支える校外からの支援体制の充実を図っていきます。

%

・揮校・富多士家対四妨幅岡容・M・容審・差・富希常・富多士家四追・服湾服湾審・審・差・導・審・審・庁・岡夏官四・庁・子四・本・対・本審・庁・対迎・存常官巡審・庁・室家央岡子官回岡官四・審・富多士家工四・審増常追・庁・巡・審増常追・審・庁・子四安幅完幅夫・夏常・委富・存常宿宿工富四追・審・庁・巡四物・宿審・年席差・居審・席・岸・密寄・審・庁・夏官・庁・室家央岡子官回%

岡官四・里・短W庁・訪子四・M・律援想康慮援応援庁校・宿子家・連短容・富・審増常追・審・揮・富・巡家央岡子官回%

災・工四・審増常追・夫四・4密・審・籍庁・女家・揮・夫・女師幅常希売四・審・富・巡常宿宿工富四・揮・短W庁・子四職富・字官・揮・審較・庁・子岡存回%

岡官四・庁・子官弾持掃庭・審較・庁・常宿宿工富四校・工4幅・密士・夫・委幅常希売四・大師審・審較・庁・室家士央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び必要な支援の実施〕

%%・夫掃援念援得性承庁・子四連・夫・M・富宮士家・子士・庁・巡師幅常希売富存常宿宿工富四連・容審・揮・短W庁・夏四浸・導遠・差・M・富多女常・審・密寄審較・庁・室家士央岡存回%
%%岡官四・審・4密・3・宿・決・審工宿四・4密・導・密・庁・子家士央岡存回%

%

〔② 通常の学級における発達障害のある児童生徒への支援〕

%%・審・富・存常・審増常追・夫四・4富湾宿・年室官席・富・子官席存常妨宿夫容央常希売四・審・審・庁・巡常宿宿工富四・差・四・密寄・里富多女常・揮・審較・富・巡家士央岡存回%
%%岡官四・審・導審・富多士家・夏師幅常・委富・存常・審・審・四・家庁・富子官・富・巡四・審・富多女常・審増常追・居審・揮・審較・庁・室家士央岡存回%

〔③ 特別支援学級における児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成〕

％・央・央四・M・富・存常追・服湾服湾審・慢援徳庁・富・
 ・子宮本容四・庁・席造幅家土央岡存回岡官四・富・字家・審・差
 里・庁四材・審・差里・富・夏官席四・M・審・富・
 夏官席存常密寄四・M審・庁・子家土央岡存回％

〔④ 通級による指導の担当教師と通常の学級担任の連携強化〕

・富希常・審・宿・存常・審・申審・宿夫・子四・富
 希常・容審・夫四・審・富多士家工・委幅常希売富子家土央岡存回

〔⑤ 困難さに応じた通級による指導の充実〕％

・富希常・本・対・本審・審増常追・夫・4密・導・密・
 ・庁・女常妨宿夫容央常希売四・富希常・審・較庁・室官席四物審・審・
 富希常・差・庁・子家・庁・子宮席存常密寄四・富希常
 ・審較・庁・室家土央岡存回％
 岡官四・富・字家四・M・富多女常・富希常・庁・子四希席・
 ・審・士・庁・室家土央岡存回％

％

〔⑥ 県教育委員会が作成した自立活動動画の活用〕％

・療夫神・子宮・導安審・庁・夷・子四・
 ・富宮士家審・庁・巡岡存回岡官四・差・富・存常・審神・四・牽
 庁・子家四追・審・審・差・審・庁・富・子宮本容・
 富県・牽女四・夫・連短庁・字家・年幅常希売富子岡存回％

〔⑦ 教育事務所指導主事による学校訪問や特別支援アドバイザー等の派遣の推進〕％

・審・富・字家四・民・審・M・棟民富希常・
 ・庁・富・売宿宿工富四・M・庭感戸廃従援四・M・思援拋
 庁・差大富・子四・審・子士・差四・富多女常・M・審・宿・
 ・庁・師大富子四安幅完幅審・富・字官・4密・審・籍・導・審較
 ・庁・室家土央岡存回％

％

〔⑧ 市町村教育委員会、市町村福祉部局等との連携強化〕％

・審・療宿・四・導・宿・追・民・想
 廃徒援手復・宿審・庁・子四・大師審・短W審較・庁・常宿宿工富四服・
 子宮・揮・審・富・巡家土央岡存回％

〔⑨ 隣接する学校間の適切かつ効果的な引継ぎの実施〕%

職M審・・・・・差職M審・・・・・審神・庁・・・・・存常宿宿工富四・湾揮緊・・・
 審・・・審材四妨幅師審・・・庁・・・・・四・・・・・容審・・・失富多士家・・・子四妨幅岡容
 ・女家央官・・・揮・・・審里・差・・・・・審・籍審・・・密寄庁・・・富・・・失四・・・
 ・富多女常職団審・・・富・・・子宮・4密・・・・・導・・・密・・・審・・・富宮密好家士
 央岡存回%
 ・・・・・宿・・・・・四・・・・・宿校・・・四校・・・宿・・・・・密寄・・・審・・・失富多士
 家対四職M審・・・・・庁・・・・・子宮宮四決士富・・・審遠・庁・室官席・・・浸・
 庁子宮席存常密寄四希席・4大宮・・・密・・・失富・巡家士央岡存回%

〔⑩ 県教育委員会が作成した資料、成果物の活用〕%

・・・・・徹掲応援・M・・・・・夫神・子宮地・M・・・・・審・・・・・
 本房性役援御均差地・家年大常・職M審・・・・・神・富・・・宮得援意均四・M・・・
 ・・・・・容神・子宮地・M・・・・・均差地・・・・・民端・均・審・・・富宮
 士家・夷・・・子四・・・庁・・・存常妨宿容四・揮校・・・富多女常・M・・・・・審・・・
 ・・・庁・席宮宮四職富・字官・・・揮・・・審較・庁・室家士央岡存回%

%

〔⑪ 中学校卒業後の進路情報を周知する体制の構築〕

・・・・・差・M・・・・・居審・・・富・官室家審・・・密・・・庁・・・容央常
 短W庁宮夷常宿宿工富四校・・・・・審・・・庁・・・子宮弾持掃庭・・・審較・庁・室
 家士央岡存回%

%

【主な施策4】 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の卒業後を見据えた適切な指導の充実、及び就労支援体制の構築を図るとともに、中学校や特別支援学校、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を更に深め、キャリア教育の充実に努めていきます。

%

妨幅岡容・・・・・療容対四・・・・・審・M・・・・・審・容増常・M・・・・・
 律援想康慮援応援審・・・差四・・・・・庁・・・子・・・短W・訪庁・巡常密寄四・・・・・
 富多女常・M・・・・・審較・富・席・広容央岡子宮回岡官四・・・・・差・・・審・
 ・民・庁・子家四・・・・・富多女常・M・・・・・審較・四・・・・・富多女常・・・富
 希常・・・富宮士家審・・・庁・巡家央岡子宮回委師富四・・・・・富・・・存常・・・審増
 常・・・審・・・・・審較・審官巡四・M・・・・・審・・・富宮士家工・席・岸岡
 子宮回%

%%・・・F9・・・富四・・・・・富多女常・・・富希常・・・夫W・・・委幅四・・・容対・・・
 ・・・・・・・・・宿・・・矢・・・・・審・・・富多士家・・・富希常・・・庁・・・子岡
 子宮回安審・四・里富多女常・・・戸据掲復・庁・夏四班・・・・・容対四・・・審
 ・・・富四・・・握・・・・・四・・・・・四・・・・・四・・・・・四・
 ・・・・・・・・・四・・・矢聴・・・・・四・・・・・四・・・・・四・

〔⑥ 生徒の自己理解の促進〕%

%% 富多女常 . . . 連 . 庁 . 子家四 . . 審増常 . . 審 庁終 . 存常宿宿
工富四 . . 密妨宿富 . 存常 . 館 . 富宮土家審 . 導庁 . 子家 . 緒宿 . . 審 . 本庁 . 室
家土央岡存回%

%

〔⑦ ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携推進〕%

%% 富 . . 存常 . . 審増常 . . 審売実四 . . 庁 . . 存常 . . 居審 . . 庁較 .
委孫常官巡四我掘援採援形差 揮 徹掲応援 . 宿審 . . 庁 . . 子家
土央岡存回%

%

【主な施策5】 特別支援学校における教育の充実

障害のある幼児児童生徒が、持てる力を発揮して自立し社会参加できるように、
多様なニーズを把握し、障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ることで一人
一人の資質・能力を育んでいきます。ICTを活用するなど、教育環境を整え、
学習指導要領の着実な実施を進めていきます。

10
. . . . 容対四 M 富多土家四 審 . . 宿 . 系審 . 席 .
審 . . 差四 審 . . 富 . 席 . 広容央岡子官回岡官四 庁 . 巡常 . . 大師
. . . 庁 . . 子官 差 . . 審 . . 富 . 字官 . . 審 . . 富 . 巡家央岡子官回%
. . . . 容対四 . . 揮 . . 審 . 宮審 . 富 . 害央 . . 委幅官 審 . . 揮里
. 審 . . 庁 . 巡四 . 追追 . . 審 . . 富 . 字官 . . 審 庁 . 字家四職富 . 字官
. . 審較 . 庁 . 巡家土岡存回災 . 四 . . 差 . . 宿審 . . 揮 . 説庁 . 巡四 庁 .
. 子四 . . 庁 . . 存 . . 揮 . . 庁 . 川 . . 庁 . 富 . . 子家土夷密寄四 庁
. 岡夏官 審 . . 富 . 席 . 広容土央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 学びの連続性を重視した教育課程の改善〕

%% 容対四 . . 審増常 . 籍官実審 . 導審 . 審 . . 密 . . 子庁 . 岡夏四 .
M 審 宿四 . . . 差 . 揮校 . . . 導 審 宿審 . . .
庁 . . 子家土岡存回妨審 . . 庁 . . 子家四 容災 . . . 委幅官 . . .
. 審 . . 揮里 . 審 . . 庁 . 巡四追 審 . . 審 . . 差 . . . 富 . 字官四 . . 里
. 差 審 . 席 . 密寄庁 . . 子四 審 . . 庁 . 室家土央岡存回%

〔② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善〕

. . 揮 . . 審 . . 富 . 女家四棟短 . 揮 . . . 容 . 土 . 導審 . . 庁 . 岡夏官 . . .
. 庁 . 巡家土央岡存回 . . 審増常 . 籍官実富宿室家四 対四 . 導庁 . . 子 .
巡常官巡富 . 大孫密土工審宿密席岡存回 . 就妨宿富 . . 庁工実四 . . . 庁 . . 大席
富 . 夏庁 . 好四 . . 庁 . 導牽女家希席 . 夷 . . 存常 . . 宿密常希売四 工 .
. . 富 . . 子密夫師 . . 庁 . 室家土央岡存回%

%

〔③ 一人一人に応じた指導の充実〕

・ 追 追 ・ ・ ・ 服 湾 服 湾 審 ・ ・ 審 ・ ・ 四 ・ 導 ・ ・ ・ 富 ・ 字 官 ・ ・ ・ 密 ・ ・ 庁 ・ 売 妨
宿 容 四 連 家 審 ・ M ・ ・ ・ 富 多 士 家 四 職 M ・ ・ 密 ・ 導 宿 ・ 説 ・ 密 ・ 導 審 ・ ・ 夫 服 短
・ 富 ・ 岸 ・ 室 官 ・ ・ ・ 審 較 ・ 庁 ・ 席 四 服 湾 服 湾 審 ・ ・ 揮 ・ ・ 庁 盟 専 子 家 士 央 岡 存 回 〇

〔④ 交流及び共同学習の充実〕

％ ・ ・ 審 増 常 ・ 籍 官 実 審 ・ ・ 宿 ・ 療 ・ ・ 富 ・ 女 家 四 ・ M ・ ・ ・ 宿 ・ ・ 審 ・ ・ 夫 浸
・ 存 常 ・ ・ ・ 浸 ・ 差 四 ・ M ・ ・ ・ 審 追 ・ ・ ・ 夫 ・ 睦 ・ 審 ・ ・ 容 浸 ・ 存 常 ・ 睦 ・
・ 浸 ・ 審 較 ・ 庁 ・ 富 ・ 室 家 士 央 岡 存 回 〇

％

〇

【主な施策6】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、合意形成されたその合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図っていきます。また、定期的に合理的配慮の見直しを行い、その時点での適切な合理的配慮の提供に努めるとともに、合理的配慮の提供の状況を次の進路先に引継ぎ、切れ目ない支援の充実を図っていきます。

％

妨 幅 岡 容 四 ・ ・ ・ ・ 療 容 対 四 ・ 里 審 連 過 ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 導 連 ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ 療 審 ・ ・ 棟 民 ・ 導 ・ ・ 棟 民 庁 ・ ・ 富 四 地 廃 掲 形 授 援 得 批 ・ ・ 得 復 情 抛 ・ 緩
療 均 庁 ・ ・ ・ 容 ・ ・ 子 四 ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ ・ 訪 審 ・ ・ 差 ・ 籍 岡 容 審 承 掘 徹 復
差 ・ ・ 民 ・ ・ 富 宮 士 家 審 ・ ・ ・ 庁 ・ 室 家 央 岡 子 官 回 安 審 ・ 工 ・ ・ ・ 緩 療 ・ 庁 ・ 子
家 四 ・ ・ ・ ・ 審 ・ 籍 審 ・ 席 ・ ・ 富 宮 士 家 四 ・ ・ ・ 庁 ・ 室 家 士 岡 存 回 ・ ・ ・ ・
・ ・ 富 対 四 地 ・ ・ ・ ・ 民 端 ・ ・ ・ 校 ・ ・ 審 ・ ・ 審 ・ ・ 富 ・ ・ 存 常 ・ ・ ・ 審 ・ ・
・ 審 増 常 追 ・ ・ 審 民 端 庁 校 ・ 富 ・ 均 庁 四 ・ ・ ・ ・ ・ 富 対 四 地 ・ ・ ・ ・ 民 端
・ ・ ・ ・ ・ 富 ・ 存 常 ・ ・ ・ 審 ・ ・ 審 増 常 ・ 審 民 端 庁 校 ・ 富 ・ 均 庁 神 ・ 子 四
連 家 審 ・ ・ 夫 服 湾 服 湾 審 追 ・ ・ 審 ・ M 密 ・ ・ 慢 援 徳 富 ・ 字 官 ・ ・ ・ ・ 庁
・ 4 富 ・ 籍 容 央 常 希 売 端 ・ 子 岡 子 官 回 〇

委 師 富 四 ・ ・ ・ ・ 徹 掲 応 援 ・ 富 多 女 常 ・ 緩 容 対 四 ・ 里 連 家 審 ・ ・ 富 多 士 家 四 ・
・ 審 ・ ・ 富 大 大 年 師 学 四 連 家 審 ・ 追 追 ・ ・ 夫 ・ ・ 審 ・ ・ 差 ・ ・ ・ 居 審 ・ ・ 差 ・
・ 夫 ・ 本 存 常 ・ ・ 害 夷 席 差 ・ ・ 害 夷 席 庁 ・ ・ 子 家 央 岡 子 官 回 〇

・ 央 ・ 央 四 ・ ・ 富 多 女 常 ・ ・ ・ ・ 審 ・ 民 端 庁 民 端 ・ 宿 子 家 岡 宿 巡 常 密 寄 子 家 四
連 家 審 ・ 揮 校 ・ ・ ・ 差 ・ M ・ ・ ・ 富 多 士 家 ・ 4 富 ・ ・ ・ ・ 庁 ・ 籍 子 家 士 央 岡 存 回 〇

％

％

【具体的な取組】

〔① 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供〕

%・審増常・追追・服湾服湾審・慢援徳富・字官・審・籍庁
 ・子岡存回岡官地・揮校・民端・地・民端
 ・均富四・民端庁・存常密寄・子四括想授・富希常・富希席・
 ・夫・子夷・四・籍委幅常希売・巡岡存回委師富地・富多女常・民
 端・均審神・富工・席・岸岡存回%

〔② 教職員のスキルアップにつながる支援環境づくりの推進〕

%%・4密・導・密・四・系審・夫・夫常希売四・審復弾授庭性承富
 宮密夫常・審神・差・徒廃意審・密寄審・害夷席庁・子岡存回%
 %%岡官四・四F・富服・四・女審地・M・均庁神・子四・
 ・療・導・富・牽存常妨宿容四・審・M・差・富・存
 常・四・審・揮・本富・巡家士央岡存回%
 委師富四・徹掲応援宿審・富希席四・里連家審・庁・宿子官・M
 ・富・存常・緩審較・庁・室家士央岡存回%
 %

〔③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の更なる活用推進〕

%%・M・富・存常追・導・富希常・庁・女常追・富紹常
 職M審・導職M審・審・密常・庁・子岡存回岡官四・
 ・審・審増室官・審・富・存常・審増常追・富・存常職M審・
 ・審・工・A99・庁・子四服湾服湾審・慢援徳富・字官・揮
 ・庁希席較・委孫常宿宿工富四・庁・川・夫四4幅・密夷・富・央
 ・夫幅常希売・巡家士央岡存回%

〔④ 全ての児童生徒に分かる授業づくりの推進〕

%%・審・導審・富多士家・夏師幅常・委富・存常・審・審・四・
 ・家庁・富子官・審・富・巡常宿宿工富四・富・委富・字官・
 家庁選短・富・存常妨宿庁・子岡存回岡官四妨幅師審成建我建庁・子四・
 審・富大大年師学連家審追・富3大常・害夷席富・巡家士央岡存回%

〔⑤ 合意形成に向けた建設的な対話〕%

%%・湾・導緊・夫四・富・審・夫容央常希売富四・療・導
 ・療四・対・富・団密・富・存常・審・緒富・巡
 家士央岡存回岡官四・湾・導緊・審・庁・子四・富・女家・
 庁・売宿宿工富四・富・官室家・庁・子官・対・審・容増常宿・子官・
 ・対四玉・庁・存密寄・密・富・巡家士央岡存回%

%

%

〔⑥ 適切な合理的配慮の提供〕%

%%・差・密寄四・富・審・子庁・子四安審・容・工・
 4密・審・籍富・巡家土央岡存回岡官四職M審・富・
 ・審・庁・子四・差・審・富四職M審・庁・子官・失
 庁・土四4幅・密土・審較・庁・室家土央岡存回%

%

【主な施策7】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

障害のある幼児児童生徒の教育について高い専門性のある外部人材の配置及び活用を通して、各学校における特別支援教育の指導・支援体制の充実、教職員の指導力向上を図るとともに、学校を支える外部人材の配置を推進し、各学校の指導・運営体制の強化を図っていきます。

また、地域の教育資源を積極的に活用し、学校運営や学習指導、生活指導の充実を図るとともに、特別支援教育の理解啓発を図っていきます。

%

療育対四・M・庭感戸廃従援差・M・思援抛庁・子四
 ・揮校・審・富・字官・庁・子家四・富多女常・M・短W・訪四
 ・審・追追・導・本庁・室家央岡子官回%

岡官四・差・IV四神・※V四・IV四・
 ・審・湾・庁・M・宿子家・M・富・子四・審・
 ・本庁・室家央岡子官回%

療育対四・審増常・追追・審・差・容審較・子官
 ・審官巡四・本・対・本審・庁・売・M・審・富・富
 ・席・広容央岡子官回・療富多士家工四・富・存常・審増常・
 ・富・存常・M・審・富・席・広容央岡子官回%

過・差・密寄過・庁・富・存常宿宿工富四・審・団密・審
 ・差・庁・室家土常・審・庁・子岡子官回%

・央・央四・審増常・湾・審・庁・子四・揮・審較・導・
 審・本富・巡常宿宿工富四足幅官・四・揮・庁・宮・審湾・差・
 庁・子四・四・審較・庁・室家土央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がある人材の活用〕

M・差・M・容審・夫増常湾庁・M・庭感戸廃従援差
 ・M・思援抛・宿子家・子四・審・富・字官・庁・子
 家四・四・揮校・富多女常・M・短W・導・審・本
 庁・室家土央岡存回%

%

%

%

%

〔② 学校教育法施行規則に規定された職員の活用〕

・ ・ ・ ・ ・ 富 ・ ・ 委幅家士常 ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ 緒 ・ ・ ・ ・ ・
 ・ 四 ・ ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ 役庭 ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ ・ 子四 ・ ・ 子家較 ・ 子官 ・
 ・ ・ ・ 庁 ・ 常妨宿夫容央常希売四 ・ 揮校 ・ ・ ・ 富多女常 ・ ・ 揮 ・ ・ 短W審 ・ ・ 庁 ・
 室家士央岡存回%

%

〔③ 特別支援学校の関係者に相談や助言を行う人材の配置〕%

・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ 追追 ・ ・ ・ 揮緊 ・ ・ 揮 ・ ・ ・ 居 ・ 4密 ・ ・ 差 ・ ・ ・ 密 ・ ・ 庁 ・
 売妨宿夫容央常復形援授張建掲徹据援差復形援授必援得持授採援張援四 ・ ・ A99
 ・ 庁 ・ 夏家士常 ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ 役庭 ・ ・ ・ ・ 庁 ・ ・ 揮 ・ ・ 存常 ・ ・ 庁 ・ 売 ・
 ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ ・ 子家士央岡存回%

%

〔④ 特別支援学校における技術・技能を有する人材の活用〕

・ M ・ ・ ・ ・ 富多士家四 ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ ・ 四神 ・ ・ ・ ・ ・ 四 ・
 ・ ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 湾 ・ 庁 ・ ・ 子四足幅官 ・ ・ 差 ・ ・ 揮 ・ ・ 富工
 宿害士官 ・ ・ ・ ・ 庁 ・ 女常妨宿容四 ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 本庁 ・ 室家士央岡存回%

%

〔⑤ 地域の公民館や図書館などの公的機関や人材の積極的な活用〕

過 ・ ・ 差 ・ ・ ・ 密寄 ・ ・ 審過 ・ ・ ・ 庁 ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ 富 ・ ・ ・ 富 ・ ・ 存常
 宿宿工富四 ・ ・ 審 ・ 団密 ・ ・ 四足幅官 ・ ・ 揮 ・ ・ 庁 ・ 室家士常 ・ 庁 ・ ・ 宿子家 ・ ・
 子四 ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ 審較 ・ 庁 ・ 室家士央岡存回%

%

%

%

【主な施策8】 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、高度な医療的ケアに対応し、安全で確実な医療的ケアの実施ができるよう、教員及び医療的ケア看護職員への研修の充実に努めていきます。

また、医療的ケア児支援法の成立に伴い、小・中・高等学校等の全ての学校に在籍する医療的ケア児受け入れに必要な体制整備を行っていきます。

%

・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ 容対四 ・ 連容 ・ ・ 密 ・ ・ ・ 役庭庁 ・ ・ 容央常希売富存常官巡四
 ・ ・ ・ 役庭 ・ ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ 役庭庁 ・ ・ 宿存常 ・ 追追 ・ ・ ・ 庁 ・ ・ 存常 ・ ・ 富
 ・ 子家四 ・ ・ ・ 役庭 ・ ・ ・ 大師 ・ ・ 四 ・ ・ ・ 密 ・ ・ 揮 ・ ・ ・ 導 ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ 就 ・
 緩療庁 ・ ・ 子家士岡存回岡官四 ・ ・ ・ ・ 徹掲応援容対四 ・ ・ ・ 役庭庁 ・ ・ 宿存常
 ・ 追追 ・ ・ ・ 富 ・ 年常 ・ ・ 富 ・ 子家 ・ ・ 追 ・ ・ ・ 審 ・ 緩療庁 ・ ・ 存常密寄四 ・ ・ 審
 ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ 本富 ・ 巡家央岡子官回%

災 ・ 対四班 ・ ・ ・ R ・ ・ ・ 審地 ・ ・ ・ 役庭追 ・ ・ ・ 均富多士家四 ・ 差 ・ ・ 過遠 ・
 短四 ・ ・ ・ ・ 富 ・ ・ 夫 ・ 委幅官妨宿庁 ・ 女四 ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ 役庭 ・ ・ ・ ・ 審
 ・ ・ ・ ・ 本審官巡審 ・ 緩四柱導富 ・ ・ 審 ・ 揮校 ・ ・ ・ 居審 ・ ・ 庁 ・ 士四 ・ ・ ・ 役庭
 追富 ・ 存常 ・ ・ 短W審 ・ ・ ・ 導較 ・ 富 ・ 巡家士央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 医療的ケア看護職員等の校外行事への同行〕

%%・・・富多士家工・央・央四・大師審・富希席四緩・・・導・・・富四
 ・・・・役庭夫・密追・・・夫・連富緩・・・富・容央常希売四・・・導・・・
 ・四・M・・・・・・夫・容央常短W審較・庁・子四・・・審・・・辺・・・
 ・審・緊富・巡家士央岡存回%

〔② 医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討〕

%%・・・役庭追夫・揮・連富・容央常希売四・富大大常緊・審・・・工
 ・岡夏四・応形得援差復形援授戸復・審〇・四・・・役庭・・・審・・・富宮
 士家物・審・・・庁・子四・・・役庭追審・・・審短W・訪富・女家四選短・富
 ・子家士央岡存回%

〔③ 医療的ケア看護職員の認知向上〕

%%・・・役庭・・・審・・・本庁・存官巡四・富多女常・・・役庭差・・・
 役庭・・・審・・・差・・・富宮士家四・四・四・説四・・・審・紹・・・富・
 夷・・・庁・室家士央岡存回%
 %

〔④ 教員及び医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上〕

%%・・・導・富・存常連家審・・・役庭・・・審・・・審・・・揮・本庁・・・
 子官・緩短・審・・・庁・常宿宿工富四・緩・・・審・較庁・室家士央岡存回%

〔⑤ 医療的ケア児の理解促進及び医療的ケア実施体制の構築〕

・・・役庭追居審・・・庁・富・巡常官巡四・揮校・・・審・・・居審・緩・庁・・・
 子岡存回%

岡官四・・・富多女常・・・・療庁・巡官・・・役庭慮性意採援形四柱導
 富・・・玉・夫・岡室家審・・・慮性意採援形療・庁・子四・揮校・・・富多女常%
 慢援徳宿・・・庁・岡夏官・・・役庭審・・・短W庁・子岡存回岡官四・・・役庭富
 宮士家・・・庁・存常・・・思援拠審・・・庁・子四・・・審・・・富・字家・・・存常
 妨宿容四・里短W審・・・庁・子家士央岡存回%

II 特別支援学校の整備と機能の充実

班・・・・・富校・・・・・療・・地型班・審・・・・・垣審・・庁%%%%%%%%
 ・・子家%・連家審・籍官実審・・・庁・央、存四職M・・密・導宿四・説・密・
 導審・・・均夫、委幅四・・審増常・籍審・導審・審・訪差・・審・・密寄四・子
 士・玉審・M・・・・・審・席・夫・委幅岡子官回訪幅庁・女四・・・・・対四班・
 ・・・・・四・M・・・・・審・・・・・庁・・子官四地・M・・・・・均現
 材地・・・・均宿士売・庁過・子岡子官回訪幅対四・M・・・・庁・・存常官巡富
 ・・密・着審・・宿子家G巡家W・委幅官工審容四・・審・・富・字官・4密・・
 夫・・宿密常希売四・・・揮・・・富・・委幅家士岡存回・・審・・富宮士家対四
 地・3審・四密多・・審端富希常訪宿夫容央常均宿委幅家士岡存夫四追・・・・審
 ・・富皆売・・・・・審・・富・女官・・富・夏四災・対四・・・・・審・・審官巡審
 ・・究・・・・差・・・・・富・・子官・M・・審針・訪密寄四・・・・・富・女官
 ・・夫・・容存回%
 ・M・・・・・審・・審較・富宮士家対四・AP・富・・・・・審・・夫・年幅四%
 ・M・・・・・夫・・審・M・・・・・審徹掲応援・・・庁・官存訪宿夫四・・富県・
 牽女師幅岡子官回%
 %%訪幅岡容四・・審・M・・・・・富多士家工四・・審増常・追追・・・富・存常・%
 ・・・・四・・審・・審・・富・字官・・・・差・緩療四・・差・・四・説四・・・
 ・大師審・・富希常・緩療差療・四・M・・・・・差服・審・居審・・・訪審
 ・籍密寄富・・存常密寄四・・審・M・・・・・審徹掲応援・・・庁・官存展夷・巡
 家央岡子官回班・C・・富多女常・・・審・・田・対四・年孫家R999田・夷富
 密席岡存回岡官四・・・・・審・紹・・・宿審療・富・M・・・・・夫・
 ・子官療・審・・対A5IRI・四・M・・・・・審官巡四・・審・揮校・・
 ・富・緩療・許審・・庁・室官田・対CPR田容子官回%
 %%・・容対四・・審増常・追追・・・夫四・睦・富希席・士・容・・・審・士・・
 夫・女師幅常希売四・・・・差・・・・・庁較・委孫官・・・密・・・・・庁・存常・
 M・・・・・審・・富工・巡家央岡子官回・・審・・・富・存常・・・・庁・存常・
 M・・・・・対四・・CP・・対・・容子官夫四班・・・・・対・・宿密席岡子官回%
 服・四・・・・富増官常・・富希常・・富宮士家対四・・AF・・富四・・・・
 ・夫・揮校・・審追・・・富・子家・・富希常・・・・・庁・・子家現・四・・四
 ・・・導・・・・四・短村・・四・・揮・短・・審・・・富宮士家四・M・・・・
 富多女常・・富希常・・庁・・子家央岡子官回班・・・・・対四・・富・存常・・富
 希常・・庁・・四・・富・子家・・四・短村・・富・子家AC・四・・富・子家・
 ・四・展FC・・容・M・・・・・富多女常・・富希常・・庁・・子家士岡存回%
 %%・M・・・・・容対四安審物富工・・審・・富・字家・団密・・庁・・子家士岡存回
 ・・富希席・・居審・・夫・・密追・・・富・子家四・・差・・四・・居審・・・
 ・庁・・子家央岡子官回班・・・・・・・四・・・M・・・・CF・夫PA・
 審追・・・富・子家・・・・庁・・子家士岡存回%
 %%・M・・・・・富多女常律拓拳慢情康揮復形援授富宮士家対四班・転・・大師・・

・M・・・・夫四班・C・・・・大師・M・・・・容・・・・庁・巡四・・・・
療宿審・・・・導・説富・席・広容央岡子官回％
％％災・工四・・・・審・・・・差・・・・審○細・・・・本・庁・岡夏官・M・・・・審・・・・密・
訪四・・・・富・字官・・・・差・・・・審・・・・密・訪富・巡常宿宿工富四・・・・審・・・・
富・・・・存常・・・・差・揮校・・・・富・存常・・・・富希常・・・・審・・・・四・・・・差・緩
療審・・・・密寄・M・・・・夫・存常・・・・審較・庁・室家士央岡存回岡官四律拓
拳慢情康揮復形援授審・・・・庁・子家四・・・・療宿審・・・・宿・説庁・・・・子家士央岡存回％
委師富四妨幅大師審・玉庁・・・・夏四・官密・・・・差・・・・増常・M・・・・害夷
席庁・・・・子岡存回％

％

埼・・・・般審・・・・堅％

・・・％	・・・％ 班・・・・2％	校・・・・％ 班・・・・2％	・・・％ 班・AF・・・・2％
・・・M・・・・夫四・・・・四緊 見・・・・四・説密寄審・紹・・・・宿審・ ・揮・・・・療・富・・・・子官・・・・％	A5IRI・・・・％	・・・庁・・・・子岡存％	・・・庁・・・・子岡存％
・・・M・・・・夫四・M・・・・ ・・・審・・・・審官巡富・・・・富説央 大女官・緩療・審・・・・％	CPR・・・・％	・・・庁・・・・子岡存％	・・・庁・・・・子岡存％
・・・M・・・・富多女常律拓拳慢 情康揮復形援授・・・・％	・・・％	・・・％	連家審％ ・M・・・・％

％

【主な施策1】 特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、
「第3次県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

％

・M・・・・富・存常・系四・・・・審・岡席四・・・・庁・巡・売・・・・審・岡席密寄富
希席四・・・・M・・・・庁校・富・M・・・・審追・・・・夫・・・・富・・・・子家士
岡存回安審妨宿富希席四・・・・村・差・・・・審・・・・審・・・・夫・士家士岡存回％
妨審・・・・庁・・・・存常官巡四妨幅岡容四・C・・・・M・・・・均審
選短・・・・容増常地・C・・・・M・・・・訪・・・・均富・害央・・・・庁・巡家央岡子
官回災・工・・・・夫・・・・岡幅常妨宿大師四選短・・・・宿子家・・・・存常地・F・・・・
M・・・・訪・・・・現材地・F・・・・訪・・・・均宿士売回均富・害央四・央・央・M・
・・・審・・・・居審・・・・庁・巡常宿宿工富四・・・・審・・・・富・岸四・・・・審・
・庁・幅常希売・・・・富・・・・庁・巡家士央岡存回％

【具体的な取組】

〔① 県立特別支援学校の計画的な整備〕

％％・・・・揮・・・・四・・・・四・・・・導・・・・添・庭形庭据廃掲・
・・・・審四・・・・審・子士・・・・M・・・・宿・短村・・・・M・・・・
・富宮士家四・・・・訪・・・・均富・害央四・M・・・・審・・・・庁・巡官・訪庁・
士四・・・・富・・・・庁・巡家士央岡存回％

揮民 富多女常民 審訪夏四G 四 遠 審較 庁 室家土央
岡存回岡官四 始宿富訪夏常展央 庁 子四 庁 巡官 庁
子四 審 審 富 巡家土央岡存回%

障害のある幼児児童生徒等が、その能力や可能性を最大限に発揮し、自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害の特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めていきます。

班 富過 委幅官 審 富 岸四災 対四 審 審官巡
審 究 差 富 子官 M 審針 訪密寄四 富 女官
工 容存回%
審 追追 差 審究 庁 子四 富 字家 導 訪
審 訪富 女官 庁 始宿富 子家土央岡存回%

審 審官巡富 3 訪 容県 牽女常 訪対四 庁 官
存妨宿庁 宿子家 巡岡存回岡官四 現 富 委幅家土常
M 審 訪審 訪富宮土家対四 審 庁 岡夏四
居審 宿程孫四 始宿審 富 字家職M富 庁 子四 審
本富 巡家土央岡存回%

少幅増土張排掲念援 神
M



富 子官 訪審 訪富 官室家対四 富 子官 庁 存
常官巡富 宿密常 訪富宮土家 3 庁 土四 4密 審 訪富 女官
富 巡家土央岡存回%

%,

復形援授戸復富宮土家対四 村 富希席横 庁 存常妨宿夫密土希売四
M 審復形援授戸復 庁 存常宿宿工富四 富 字家四復
形援授戸復審 庁 子家土央岡存回%

密多四 本 M密 庁 宿存常追 審復形援授戸復横 富宮土家
対四 連 差 審 緊 審 夫増常妨宿大師四 審辺 密 庁
富四 審 席 庁 子家土央岡存回%

岡官四 M 復形援授戸復 均審 富 女四 富
子官復形援授戸復審 差横 湾 審 四 審 緊 庁 子密夫
師四追 審 連庁 服富 夏官復形援授戸復審 夫容央常希売 子家土央
岡存回%

%,

【主な施策3】 特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実
複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校の展開・充実に努めると
ともに、教育相談や特別支援学校における通級による指導の実施など、地域の特
別支援教育のセンターとして、支援機能の一層の充実を図っていきます。

%,

妨幅岡容四 審増常 追追 夫四希席 睦 富 土 容 審 土 差
密 庁 女常妨宿夫容央常希売四 審 富 存常 庁 存常 M
審 揮較 富 巡家央岡子官回%

岡官四 M 富 存常徹掲応援宿子家四 大師審 審 差
慮性意採援形審 四 審 審 富 存常 緩療 四療 宿子家審
四 富希常 審 密寄四 土 庁 大子四 富 字家 揮校
庁 富 子家央岡子官回%

災 工四 M 富 存常追 差 富希常 庁 女家土常追
夫 子家土常 庁 岡夏四 審 差 紹 宿 子密夫師四 庁
大子官徹掲応援 審較 富 巡家土央岡存回%

%,

,
,
,
,
,
,
,
,

，， 妨幅岡容四 審 M 審 宿子家 庁 室家央官 密
 庁 存常 M 富宮土家対四災 工 夫 存常 富 字官 審
 四物審 M 容審 緩差 M 容審 緩居審
 富希席四 審 揮 本庁 室家土央岡存回％
 ％％％



5 総合的な教育機能を有する特別支援学校

密 庁 存常 M 宿対四 審 富 存常 揮
 庁 子家土常 M 審 妨宿容存回％
 選短 富対四 富 夏家 短村 審 庁 子家土常密寄四 審
 富 存常 庁 子家土常 M 差四 富 存常 庁
 子家土常夫四委師富 審 揮校 富 子家 短村 富宮土家審 富希常
 庁 子家土常密寄四 審 富 存常 四 庁 子家土常 M
 審 妨宿庁 土岡存回％

総合的な機能を有する特別支援学校として認定できる例（複数障害種に対応）

教育課程を有する障害種	通級による指導
知的	肢体不自由
肢体不自由	肢体不自由・病弱
知的・肢体不自由	なし

容対四 審増常 追追 夫 睦 富希席 土宿妨幕容 揮
 夫 女師幅常希売 材連 容審 庁 子家央岡子官回 A4 抜援御 ％
 容対四 密 庁 存常 M 夫 宮 差
 庁 富較 委孫家土夷妨宿宿子家土岡存回

％％ 央 央四 M 夫安審 庁 大子四 審 揮校 富 存常
 四 四 短村 四 揮 短 審追 富 子家四 富 字家 富
 希常 庁 子四服湾服湾審 慢援徳富 字官 4密 審 籍富 巡岡存回
 岡官四 療富 子四 富希常 審 籍庁存常密寄子家四
 富多女常短W 訪審 富 巡家土央岡存回％
 ％



6 県立特別支援学校における「通級による指導」

1A2 富希常 宿対%
 審 審服 富希席四 揮校 富多士家地
 富希常 均夫W 委幅岡子官回安審 四 富四 導
 審増常追 庁 官富 宿子官層大四 審
 四 審 富 字官希席央巡 大密 夫 師幅常妨宿富密席岡子官回%
 地 富希常 均対四 揮校 審 審 富 存常 審増常追
 富 子家四 審 対 審 容 士宮宮四 富希常 本 対
 本審 庁 迎 存常妨宿庁 宿存常 M審 庁地 均宿士室
 官 M審 容 売 M 審服宮審 容存回%
 班 四地 富希常 均庁 女常追 対四 容
 団 子家多席四地 富希常 均富 存常慢援徳差 審 岡席庁 子家士
 常工審宿 夏岡存回%
 1C2 M 富多女常 富希常 審 %
 揮校 容審 富希常 対四 富 揮校 審 夫 室家士岡存夫四
 容対四地 均地 均地 短村 均地 揮 短 均審服
 庁 密 庁 室官 M 審 夫四 M 審徹掲応援
 審 庁 子四地 富希常 均庁 室家士岡存回%
 容対四 希席 富希常 審地 富希常 均庁
 子岡子官回 対 大師 容四 大師 短村
 夫 M 容四 対源 M 宿 M 容
 子家士岡存回%
 %%班 %% M 四 展 容 %
 %%%城里 域% % % 短村 % %
 F2 富希常 審 %
 審追 審 審 差 富希常 富 存常慢援徳富 字四地 M
 容審 均地 均地徒情据廃意 容審 均宿士室官 団密 容四
 富希常 庁 子家士岡存回%
 判 M 容審 %
 揮 審追 夫 M 富 室家 庁 女岡存回 M 富多
 士家 庁 女常 容存回%
 別 %
 揮 M 審 富希常 審 夫四 審追 夫 存常
 富 央四 庁 売 容存回 審追 対 容 庁 女常妨宿
 夫容央岡存回%
 利徒情据廃意 容審 %
 揮 容 夷審慢援徳夫増常 富四 揮校 富 富希常 審官巡審
 徒情据廃意 夫 委幅四 宿密常 審 揮校 審追
 夫四徒情据廃意 富 士四 庁 女岡存回 M 審 夫四
 徒情据廃意 富 央四 庁 売 容存回

〔③ 特別支援学校と高等学校の連携の強化〕

%・M・・・・宿・・・・宿審・・・・浸・差・緩審・審較・庁・常密寄・・・・庁・・・・
子四・・・・審・・・・差職団審・・・・慢援徳富・字官・・・・審・席・四・・・・富希常・・・・審・
席・・・・富宮土家・・・・揮・・・・庁・土四・・・・富多女常・M・・・・庁徒押援意子家
土央岡存回%

%

〔④ 特別支援学校が有する実践事例や研修機会等の提供〕

%・M・・・・夫・許存常・緩療差・・・・療庁四・・・・富・・・・審・・・・四・紹・・・・富過
・子宮席四・・・・民端密寄・M・・・・富・存常・・・・庁・緒子宮席存常密寄子四
・・・・審・・・・審・・・・差・紹・・・・審・・・・富・緩審・療庁・籍子岡存回%

〔⑤ 特別支援学校と市町村との連携〕

・央・央四・・・・療差・・・・審・・・・揮・・・・審・・・・宿審・・・・審工宿四・
・審増常・追追・・・・富宮土家審・・・・四・・・・審・・・・差・紹・・・・大師審・・・・富・
字官・緩療居審・・・・四・紹療・居審・・・・四・・・・富多女常・M・・・・審・・・・四
較・富・巡家土央岡存回

〔⑥ 特別支援学校を中心としたネットワークの活用及び充実〕

%%・M・・・・庁校・富・・・・子宮・・・・審慮性意採援形庁・・・・富・・・・子四・揮校
・・・・宿・・・・浸・子宮席四・・・・居審・・・・庁・・・・子宮席存常密寄子家四・揮校・・・・
富多女常・・・・審増常・追追・・・・審・・・・審・・・・本四・・・・審・審・本庁・室
家土央岡存回岡官四・・・・富・字家慮性意採援形審・・・・子差・官密慮性意採援形審・
・庁・室家土央岡存回%

〔⑦ 病院に入院している児童生徒の学習保障〕

・里・・・・富増常・・・・富造・子家土常追・・・・審・・・・緊・富・存常希売四・・・・庁
・・・・子四・里審寄審・・・・富士家工・・・・庁・・・・存常妨宿夫容央常得復情拠審・・・・庁四
・揮校・・・・宿・・・・庁・席密夫師・巡家土央岡存回%

%

%

【主な施策4】 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
一人一人の幼児児童生徒が、変化の激しい予測困難な時代の中で必要となる
資質・能力を育むとともに、自分の良さや可能性を認識しながら持てる力を高め、
多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開いていくことができるように、
時代に応じた新たな教育活動や、個別最適な学びを進める特色ある学校の
在り方を検討していきます。

%

%

%

%

・ 庁・売・追追・ 審・ 庁・夏家士女常希売富四・ 宿・ 四・ 療夫・
 ・ 庁遠・子四決士富・ 揮・説存常短W害夷席庁・巡家士央岡存回・ 夫四・ 審・
 ・ 庁・家四・ 増常・ 害夷席庁・巡家士夷密寄四災・四追・ 夫希席・大密湾・
 庁4席・士家士女常希売四・玉富・字官・ 審・席・庁・ 子家士央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方の検討〕

・ 審・子士段・ 密・玉審校容・ 宿密常・ 揮・ 庁・岸四服湾服湾審・
 追追・ 夫・大密湾・庁4席・央四・ 密・療審・席・宿密常妨宿夫容央常
 希売富四・官密・ 差四職M・ 密・導宿・説・密・導庁・巡常・ 増常・
 審・席・庁・ 子家士夷・ 療庁・実本好岡存回%

〔② 専門学科、普通科職業コースの在り方の検討〕

%%妨幅岡容四・ M・ 審・ 容対四・ 庁校・富・売・
 差・ 律援復庁・大・ 存常密寄四・ 審・ 庁・ 子官・ 審較
 ・ 庁・室家央岡子官回・ 審R・現本夫・ 療・富・ 存常密寄四・ 審増常・
 ・ 審・ 庁・ 子家央岡子官夫四・ 四・ 較・審・ 差律援復夫・家夷常
 密寄四・官密・ 夫・家央家士岡存回災・四・ 里・庁・巡四慢援徳富・字官・
 ・ 四・ 律援復審・席・庁・ 子家士央岡存回%

〔③ 寄宿舎の新たな活用方法の在り方についての研究〕

%%・M・ 審・ 庁・夏家四追・ 夫・ 子・療・ 容央常希売富
 密常妨宿庁・ 子四地環・ 審・席・ 療均庁・許子四妨幅岡容審・
 ・富・夏家四・ 庁・売官巡審・ 造・密寄四・ 審・官密・ 審・席
 ・富宮士家・ 子家士央岡存回%

〔④ 地域の実情に応じた学校運営と体制づくり〕

・ 審・ 富・字官・ 宿短W害夷席庁・ 子四・ 宿・ 四・ 療夫・
 ・ 庁遠・子四決士富・ 揮・説子密夫師・追追・ 審・ 揮・ 宿連湾・密・
 庁・夏常地・ 宿宿工富増常・ 害夷席均庁・売官巡四・M・ 富多女常律拓
 拳慢情康援揮復形援授審・ 宿・ 説・ 宿審服短・密短W害夷席庁終・子
 家士央岡存回%

%%%

%

%

%

%

%

%

%

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善。克服し、幼児児童生徒が最大限の力を発揮できるよう、ICTを利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れます。

また、特別な支援が必要な幼児児童生徒の学習機会の確保や、災害や感染症等による学校の臨時休業など緊急時においても学びを保障する取組として、オンライン学習システムを推進します。

妨幅岡容四 M 庁対字巡四 四 四 短村 四
審士学幅審 M 富多士家工四 庁 子宮四 審較 富 席 広容
央岡子宮回岡官四 審 民 富多士家四 庁 子宮 庁情援
担富子家 席 川 庁 子四 庁 緒存常密寄四 庁O 子宮
審較 庁 室家士岡存回%
央 央四 庁O 子家 就 庁 富 席造幅四棟短 揮 容
士 導庁 存常妨宿容四妨幅大師審 玉富 巡師幅常 揮 庁 広容士夷妨宿
夫容央常希売四職富 字官 審較 庁 室家士央岡存回%



7 ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（教育再生実行会議）

審 針 療 夫岡宿巡官地押復意律掘態 富多女常 官密 導審 席 富
宮士家均 気 容対四段 容辺 央村 密 玉審慢拳援成援担授
官密 富多女常 審 席 富宮士家四連家審 籍官実審 導庁 富緊 子四服
湾服湾審 密 孫宿 療連短審 孫地建弊授手援廃掲彰均審 審 庁 存妨宿
夫 容増常宿子四 夫 審 庁 棟短審 富 子家士夷 夫増常宿子家
士岡存回安審官巡四連家審 籍官実審 庁 央, 存職M 密 導宿 説 密 導
庁服短 富較 存常希売 巡家士岡存回 M 富宮士家工四 審増常追
庁 巡四 服湾 席 委密士 宿 審増常 富 席 岸四建弊授手援廃掲
彰庁 存常 夫増常宿 委幅家士岡存回岡官四 審増常追 審 密 導
審 審服 審較 揮 訪富 女官 岡子士 短W審 席 富宮士家四 央 央 存
常妨宿夫 容増常宿子家士岡存回%

追追 審 審 差 富 字家想御応授 審 差四 %
庁O 存常妨宿容四 差 揮 庁 巡四棟短 揮 容 士
導均審 富 存常希売富子岡存回岡官四 庁 宿子宮 O 審官巡審
央庁神 子四 審 本庁 室家士央岡存回%

災・工四・・・富多士家四・・・・・差・・・・緒・・密寄庁・・・富・・子宮・・
 ・・審較・庁・常官巡富四・・富多女常・・・・・審・訪庁・巡家士央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新〕

%追・・・・富・・・・・庁・広容士夷妨宿夫容央常希売四・・・律掲才拳援応差
 ・・・・・応批排性意・・審・訪揮・・庁・巡岡存回・・庁子室大席宿・夏常妨宿夫四
 ・・・・庁・4富〇・・子宮・・・・・審較・富宮密夫席岡存回%
 %

〔② 障害の状態に応じた支援機器の整備〕

%・・富希常・・本・対・・本審・・委庁・・揮迎・子四追・・・服湾服湾審・・
 ・・審・・庁・巡常官巡四・・審・・富・字官・・・・・審・訪庁・巡家士央岡存回%
 %岡官四追・・・・・審・・差・・・富・字官・・・・・審・・・密〇・・終・審官巡四%
 ・・・・・・・・・・・審・・庁・・子家士央岡存回%

〔③ 教職員のICT活用指導力の向上〕

・・富・字官・・・・・審・・・密・・・宿四・・富多女常・・・〇・・庁・巡四・・
 括据授審・・差地年大常・・均庁・・存常官巡富四・里審・・・・・庁・・存常・・
 差四・・湾・庁・・子宮・里・緩庁・売妨宿容四・・・・・審・・・・・・・・・・・審・本
 庁・室家士央岡存回%

〔④ ICT活用指導力の向上を図るための研修・講座の受講促進〕

・M・・・・・審・・審・・・・・・・・・・・審・本庁・常官巡富四・・・M・・・
 ・・・・・・・・・・・差・・・・・徹掲応援審・緩揮・・審・・差律掲情掲悉審・・・密・
 ・庁終・子家士央岡存回%

〔⑤ 校務の効率化〕

・・審・・・・四・・・・・庁・常官巡四職M審・・・・・・・・・・・審神・差民・・神・四
 ・・館・富・存常神・庁徒援戸援本容服・子家館・容央常・・差四・・・・・四・
 ・・審遠・・・・庁・宮・・・・・得復情拠審・造庁・・子家士央岡存回妨幅師審・・
 ・・富希席四・追追・・・宿・央・売妨宿夫容央常・・審・緊富・巡岡存回岡官四
 ・・・・・・・・・・・失富・官室家対四期連密徹弾拳掃情康審材四・・宿密常職湾・・
 ・庁遠・存常密寄四・・・・・揮・・・・・富・巡家士央岡存回%



9 ICTの活用に向けた教師の資質能力の向上（中教審） 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、 個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） ＜中央教育審議会＞より

四 審 容 好師幅官地 均審 宮審
庁 委孫常官巡審 審 庁 存宿土売 庁 岡夏四 富多士
家対四 籍官実審 四 審 富希常 四 審 密 四
揮湾 四 審 存常 庁横席 夏四Society5.0 玉庁
夏官 庁 巡常 夫増常宿子家土岡存回妨幅師審 庁 字家四服湾服湾審追
夫四 3審希委差 庁 存常宿宿工富四増師市常物 庁系般増常 宿子
家 子四 密湾団宿 説子密夫師 団密 療 庁横席 夏四 大密湾 庁4
席 央四 密 療審 席 宿密常妨宿夫容央常希売四悉援授宿子家審 庁
宿子宮宮四安審 揮 庁 存常妨宿夫 巡師幅家土岡存回%
C9C0 玉庁 字家 存展央地班 審 均審 校 希席 %

安妨容四追 夫 湾 庁究 子四土宮容工形据建感富庭形徹復容央常
玉庁 夏常官巡審対四 審 審 本富 巡常妨宿夫 巡師幅岡存回%
現材審希売密 揮 緩連短庁 字四 富 密 庁 存常官巡審 揮
庁 富牽女常妨宿審容央常 庁 存常妨宿夫 容存回%

和 富多女常 富多士家四 審 湾 庁 宿子宮 庁 子
宮宮四 審 差想援応掃情据得援審 本富 女官 審較 %
和 庁 富 子宮 成建我建審 密 揮3 揮 玉富 子宮
括想授審 四 揮 四 審掃援念援得性承富
希常 Society5.0 玉審 審 %
和 審 富 子四 富希常律掲情掲悉 籍差 富多女常 緩審較
富希席四 審服 審 本%
図地棟短 揮 容 土 導均審 富 女官 富 存常 審 括
想授庁 子家土夷官巡審四 宿 揮 差 四
宿審慮性意採援形審 %

【主な施策3】 ICTを活用した関係機関との連携

幼児児童生徒の学習や生活における支援のためには、家庭、医療、福祉等の関係機関との連携が必要不可欠です。ICTを活用してのオンラインによる会議等で、より多くの関係機関からの助言等を得ることで、幼児児童生徒へのよりよい支援へつなげます。

%

・審・夫・存常役援復療・対四・追追・審・審岸密師学四緊・宿審・富工・容増席四災・工・容存回子大子四・差・審W・審官巡富・夫・岡幅密土四・許存常岡容富・庁・存常・審・夫増席岡子官回安妨容四・差・審W・庁・女富夷土・庁・存常妨宿容四希席・夷審・宿審・庁・席四・追追・居審職M・密・居宿宮密好家土央岡存回%

【具体的な取組】

〔① ICTを活用した関係機関とのネットワーク構築〕

%%・庁・子宮・追追・審・揮・遠・四・失・庁四・差・四・説・審・紹・夫服短宿密室家・売短W害夷席庁・巡家土央岡存回%
端夏専四弱掲据廃掲容職M審・差職M審・庁緊・四・四・四・四・想廃徒援手復・審・紹・容・子・土四神・子家土夷妨宿夫・好師幅岡存回岡官四・辺四・辺居審・失富・子家四職M審・差職M審・審・庁・富子家土夷妨宿夫・宿密席岡存回希席希土・紹・宿審慮性意採援形審・審・席・富宮土家工・庁・巡家土央岡存回%

%

〔② 各家庭に対するICTの活用推進〕

・審・対四・審・富多土家工四・庁・大富存常官巡富・村・密工審富密室家土常妨宿大師四・富・子家四・追追・夫・3富・室官%%
・審・夫容央常希売・4密・審・緒庁・室家土央岡存回%
岡官四・症・校差・症・富多土家四・大師審弱掲据廃掲・庁・女常妨宿富希席四緊・富宮密好家土央岡存回%

〔③ ICTを活用したケース会議や授業研究会の実施〕

・揮校・差・M・四・療・富希常・庁・子宮役援復療・差・療四・容審・遠・差・緩審較・富宮密好家土央岡存回%
%



10 新しい時代の特別支援教育の 在り方に関する有識者会議

審服 容四 審 揮 M 居審 審 夫席揮 審 審
差 密寄四 M 庁巡契常 療差 審 富皆士四 M 庁
宿存常 籍官実審 対 審服 庁官寄室家士岡存回％
妨売子官 審工宿四 M密 庁 存常 籍官実夫安審 庁 富盟専存宿
宿工富四 宿 療 富 密 庁 売官巡審 4密 四 密 審 夫岡
存岡存 岡室家士岡存回％
妨売子官 庁 岡夏四 差 宿審 審 四 審 O富紹常 密
審 工 岡夏宮宮四 M 審 宿 庁 子四服湾服湾審慢援徳富
子官 子士 玉審 M 審 席 差四安審較 審官巡審 富宮士家 庁
売官巡四班 転 9 6 富 委幅官審夫地 子士 玉審 M 審 席
富 存常 療 均容存回％
班 3 1 富, 委幅官 対四災 審 M 庁 存常本容 富 川里
宿密室家多席四 M 庁 常 審 庁 岡夏四堯掲形授援得批 得復情
抛審 庁 子四 M 庁 委孫家士夷官巡富四％
揮 審増常 籍審 導審 審 訪％
揮 審 審 本％
揮 審 審 ％
揮4幅 密士 短W審 訪％
庁 巡常宿 委幅岡子官回 容工四地 O 富希常 M 審 審
本均地 M 富 存常 審 審 本均密寄庁 宿存常密寄四妨審
審里 庁 子官工審宿密室家士岡存回

休 ・ ・ ・ 審 ・ 大密 ・ ・ 富 ・ 女官 ・ ・ 審較 ・ %%%%%%%%%%%%%%

・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 対四 ・ ・ 審増常 ・ 追追 ・ ・ ・ 服湾服湾審 ・ ・ 密 ・ ・ ・ 慢援徳富
・ 子四 ・ ・ 審 ・ ・ 宿 ・ 療 ・ ・ 庁 ・ ・ 夏四 ・ 4密 ・ ・ ・ 導 ・ ・ 密 ・ ・ 審較 ・ 富 ・ 巡常宿
宿工富四 ・ ・ ・ 審 ・ ・ 夫 ・ 大密工審富密常希売四 ・ ・ 審 ・ ・ 差 ・ ・ 四 ・ 説 ・ 紹 ・ ・ ・
宿 ・ ・ 子密夫師 ・ ・ 審較 ・ 庁 ・ 室家土岡存回%

岡官四 ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 審造 ・ ・ 審 ・ ・ 富皆土四 ・ ・ ・ ・ 庁校 ・ 富 ・ 売 ・ ・ ・ ・
差 ・ ・ ・ ・ ・ 律援復庁 ・ ・ 存常密寄四 ・ ・ ・ ・ 富希常 ・ 療居審 ・ ・ 庁 ・ ・ 子官 ・ ・ 庁
・ 巡常密寄四服湾服湾審 ・ ・ 審 ・ ・ 差 ・ ・ 揮 ・ ・ 富 ・ 字官 ・ ・ 庁 ・ 巡家央岡子官回%
災 ・ 四 ・ ・ 審 ・ 子土段 ・ ・ ・ 密 ・ 玉富 ・ 女家四 ・ 追追 ・ ・ ・ ・ 夫 ・ ・ 容 ・ 就妨宿
宿 ・ 療宿審 ・ ・ 庁希席 ・ ・ 容央常希売富存常妨宿容四 ・ ・ 審 ・ 療 ・ ・ 富 ・ 女家 ・ ・
宿密常 ・ ・ 揮 ・ ・ 庁 ・ 広容土央岡存回%

岡官四 ・ ・ 校富 ・ ・ 大師 ・ ・ 密律拓拳慢役援得捉掲審 ・ 療宿 ・ ・ ・ ・ 庁 ・ 巡常 ・
・ ・ 庁 ・ 岸 ・ 寧常密寄四 ・ 追差 ・ ・ ・ ・ 大師審 ・ ・ 密弾持掃庭 ・ ・ 庁希席服 ・ ・
巡常妨宿容四服湾服湾審弾持掃庭 ・ ・ 庁 ・ ・ 子四 ・ ・ 審 ・ 大密 ・ ・ 富 ・ 女官 ・ ・ ・
・ 庁較 ・ 子家土央岡存回%%

%

埼 ・ ・ 般審 ・ ・ 堅%

・ ・ ・ ・ %	・ ・ % 班 ・ ・ ・ 2%	校 ・ ・ ・ % 班 ・ ・ ・ 2%	・ ・ % 班 ・ AF ・ 2%
・ M ・ ・ ・ ・ ・ 富多女常 A ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %	・ ・ 庁 ・ ・ 子岡存%	・ ・ 庁 ・ ・ 子岡存%
・ ・ ・ 工 ・ ・ 容央常 ・ ・ 夫 ・ ・ 委 幅家土常過 ・ ・ 審 ・ ・ %	・ ・ ・ ・ % ・ NN8CRA ・ ・ %	HF 70 ・ % ・ ACN8CRA ・ ・	N974. % ・ AON8CRA ・ ・ %

代 ・ ・ ・ ・ 審班 ・ ・ ・ ・ 対四班 ・ 転 ・ ・ ・ ・ 審 ・ 般%

%

c

【主な施策1】 自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実

幼児児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

%

% ・ 里審 ・ M ・ ・ ・ ・ 容対四 ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ 大師審弾持掃庭 ・ ・ 審連短 ・ ・ 庁神
・ 子四 ・ ・ ・ 揮 ・ ・ ・ 密弾持掃庭 ・ ・ 庁 ・ 巡家央岡子官回岡官四 ・ 審増常追 ・ ・ ・
審 ・ ・ 宿 ・ 療 ・ ・ 庁 ・ ・ 子四 ・ ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ ・ 審較 ・ 富 ・ 巡家央岡子官回災 ・ 工四
・ 追追 ・ ・ ・ 夫棟短 ・ 富 ・ 療富 ・ ・ 子四 ・ 療審校容審 ・ 3審 ・ ・ 庁 ・ 官子密夫師 ・ 3
師子土 ・ 央 ・ 庁 ・ ・ 子家土夷妨宿夫容央常希売富四 ・ ・ 審 ・ ・ ・ 連短庁 ・ 字官弾持
掃庭 ・ ・ 審較 ・ 庁 ・ 席四追 ・ ・ ・ 服湾服湾審 ・ ・ 審 ・ ・ ・ 富 ・ 字官弾持掃庭 ・ ・ 庁 ・
・ 子家土央岡存回%

%

【具体的な取組】

〔① 系統的なキャリア教育の推進〕

・審・紹・宿審・富希常・大師審弾持掃庭・四・導・差・
 ・大師・岡容審・密弾持掃庭・庁・巡常宿宿工富四・差・
 ・里・審・子庁・常妨宿容四職団審・庁・岡夏官・導・審
 較・庁・室家土央岡存回%

〔② キャリア・パスポートを活用した取組の推進〕

追・服湾服湾夫四・師審・差弾持掃庭・庁・子宮席四・席・室官
 席存常妨宿容棟短・富・導富・大売・庁・岸四・富宮密好家土女常希売富四
 ・揮校・宿・富弾持掃庭揮房復押援意庁・子宮・庁・子家土央岡存回%

〔③ 進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上〕

追・夫・審・富宮土家・庁・巡四・審・庁・子宮宮四％
 ・3師子夷・央師幅常・辺庁・四・容央常希売四・M・富多
 土家四・央・央・夫界・審・庁短・存常界・庁較・委孫常密寄子家四
 ・導・富・存常・審・審・本庁・室家土央岡存回%

〔④ 職業教育を充実させるための委嘱講師の活用〕

・M・富多女常四・審較・審官巡四・庁・揮・
 子家土岡存回災・工四・審増常・夫四・大密短・庁・子家・就妨宿容四・
 療・揮・富・子宮湾・宿子家・子家土夷妨宿夫容央常希売富四・M・
 ・審・審・富・年孫家四・団密・審・庁・宿子家・子四
 ・富紹常・揮・審・本庁・室家土央岡存回%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

【主な施策2】 生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実

幼児児童生徒が持つ力や可能性を高め、自立し社会参加するため、学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進めます。特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関連機関との連携を深めるなど、一人一人のニーズに応じた卒業後の豊かな生活に向けた取組を推進します。

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

%

【具体的な取組】

〔① 労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築、情報共有の推進〕

・ ・ ・ ・ 子家士常慮性意採援形庁 ・ ・ 子家 ・ ・ ・ ・ 審較 ・ 庁 ・ 常宿宿工富四 ・ ・
夫 ・ ・ 容 ・ ・ 子家士常 ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ 富 ・ 女官 ・ ・ 庁 ・ 夏
常慮性意採援形工 ・ ・ 子岡存回 ・ 央 ・ 央四 ・ 説揮 ・ ・ 審 ・ 紹 ・ ・ 宿審慮性意採援形
・ ・ 宿 ・ ・ 審遠 ・ 庁服 ・ ・ 巡 ・ ・ 庁 ・ ・ 子家士央岡存回％
％

〔② 社会参加・職業的自立に向けたキャリア教育の推進〕

・ ・ 夫 ・ ・ 容審 ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ ・ 審 ・ ・ 辺容 ・ ・ 宿密常説夷 ・ 宿審 ・ 紹富多士
家 ・ ・ 容央常希売富子岡存回安審 ・ 四界 ・ ・ 宿 ・ ・ 子家 ・ 席 ・ 広容士常 ・ ・ ・ ・ 四
房必律掲造 ・ ・ ・ 四 ・ ・ 徒援手復 ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ ・ ・ ・ 大師 ・ 席造幅四 ・ ・ ・ 密
弾持掃庭 ・ ・ 富 ・ 導牽女常密寄服 ・ 審較 ・ 庁 ・ 室家士央岡存回岡官四 ・ ・ M ・ ・ ・
・ 審 ・ ・ 富 ・ 存常 ・ ・ ・ 審 ・ 民端庁地 ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 本 ・ ・ 民端 ・ 均宿子
家神 ・ 四 ・ ・ 庁 ・ 席四 ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 本 ・ 導 ・ 療 ・ ・ 揮 ・ ・ ・ ・ 富 ・ 女官弾持掃庭
・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ 室家士央岡存回％
％

〔③ 卒業後の支援の移行システム構築〕

％％ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 辺居審 ・ ・ 富 ・ 女四 ・ ・ 差 ・ ・ 審 ・ 紹 ・ ・ 四 ・ 紹 ・ ・ 容四徒援手復
・ ・ 差職M審 ・ ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ ・ 夫遠 ・ 揮 ・ ・ 委幅常希売四 ・ ・ ・ 審 ・
・ 庁 ・ 夏常 ・ ・ 得復情拠庁 ・ ・ 子家士央岡存回％
％

【主な施策3】 千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組

％障害のある人の雇用促進のため、県立学校等を拠点として近隣の県立学校等を巡回して清掃業務や環境整備を行うクリーンメイトセンターでの雇用、パートナーズオフィスでの雇用、及び職員のサポート相談等を実施し、障害のある人の雇用と安定して働き続けることができるサポート体制の構築を進めます。

％妨幅岡容四 ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 庁 ・ ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・
・ 差 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 富紹常 ・ ・ ・ ・ 宿子家 ・ ・ 子家央岡子官回岡官四 ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ 揮 ・ ・ ・ ・ 徹掲応援 ・ 富 ・ 庁粹 ・ 子四 ・ ・ 審 ・ ・ 審 ・ ・ 富 ・ 子官 ・ ・ 揮版民
里 ・ 庁 ・ 就官巡審 ・ ・ 庁 ・ 女家四 ・ ・ 居審 ・ ・ 庁 ・ 席四 ・ ・ 子家説央 ・ 女常妨宿夫容
央常希売富子家央岡子官回災 ・ 工四 ・ ・ 審増常湾審 ・ ・ 庁終 ・ 存常宿宿工富四説央 ・
女常妨宿夫容央常希売富四 ・ ・ 短W庁較 ・ 子家士央岡存回％

【具体的な取組】

〔① 県教育委員会における障害者雇用拡大に向けた取組〕

％％ ・ ・ ・ ・ 療容対四 ・ ・ ・ ・ 終 ・ 審官巡四 ・ 官密 ・ ・ 宿子家四 ・ ・ ・ ・ 審 ・
・ ・ ・ 密寄庁 ・ ・ 子家 ・ 売房援意態援徳弱扱康復四 ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ 庁
・ 売形掃援掲拡廃意徹掲応援庁 ・ ・ 子四 ・ ・ 審 ・ ・ 富 ・ 巡家士央岡存回％

〔② 県教育委員会内の相談体制の構築〕

療里富・富・存常・子四・審増常・夫・密夷・
子四・子家説央・女常妨宿夫容央常希売富四・差御捉批律援思審・
審・密寄四里・富・字官・密・夫・夏常短W審・庁・室家土央岡存回%

%

【主な施策4】 生涯にわたる多様な学びの機会の充実

社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の県内各地への普及促進に取り組みます。

%

%%

妨幅岡容工四・審増常湾夫四・庁・字家四・差・四復押援悉密寄審・療富・子川妨宿夫容央常希売四・校大師症・審・始子・庁・夏常・庁・売宿宿工富四委年差大実専・承据従差・密寄富多士家四・富・存常・差・緩療・庁・許子四・審増常・居審・導審・宿・療審・籍庁・巡家央岡子官回・央・央四・追追・審・居審・庁・巡常宿宿工富四・審・差・療・夫希席・大富密常希売四・富年官室家・導・女常妨宿夫容央常・宿・療審較・庁・室家土央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 在学中からの生涯学習の意欲を高めるための取組〕%

審増常湾夫四・工・団密・富・容央常希売四・校大師房据復押援悉差・庁・存常密寄四・庁・夏官・審較・庁・席四・居審・庁・巡常妨宿夫容央常希売富子岡存回%

%

〔② 社会教育施設における学びの場と機会の充実〕

委年差大実専・承据従容対四・審過・審・療・富多士家四・審・富大大年師学遠富・就妨宿夫容央常希売四・審・庁・子四・審増常湾審・導審・宿・療審較・庁・室家土央岡存回%

%

〔③ 卒業後に地域で交流を進めるための相談窓口の整備〕

審増常・夫四・富・容審・導差浸・庁・巡家土夷妨宿夫容央常希売四・密・紹・宿審慮性意採援形庁・好四・審・導富・存常・審短W・訪庁・巡家土央岡存回%

%

〔④ 卒業後に豊かな生活を送るための読書バリアフリー推進〕

審増常・夫四・工・大密・庁・幅常希売四・導・容・庁・売・療審較・庁・常宿宿工富四・審・籍庁・土四・戸掃庭扱掃援庁・子家土央岡存回%

【主な施策5】障害に対する理解の普及啓発

障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を今後も進めていきます。

妨幅岡容四・・審・・富宮土家対四・団密・・差・療庁・子家・・・・庁・室家
 央官宿妨幕容存回災・工・・審・・富大大年師学四・工夫・・差・・四・・密寄容
 遠富・夏・室家・師存遠・・療審・・庁・・子家四・・富・存常・・審・・・・庁
 ・巡岡存回%

【具体的な取組】

〔① 地域の方々と障害のある人の交流促進〕

委年差大実専・・承据従富多土家四・M・・・・審・点・・差・・療・庁・許
 子四・・審・団宿・・審増常湾宿審浸・庁終・子四・・富・存常・・審・・・・
 庁・巡家土央岡存回%

%

〔② メールマガジンの発行による障害に対する理解の普及啓発〕

・M・・・・夫・・存常拡援授担強御掲庁・子家四・・審・・富大大年師学四
 遠富・導四遠富・夏・室家・師存遠・・療審・・庁・・存・・・審・・富宮土家・
 ・・富・・庁・緒子四・・富・存常・・審・・・・庁・巡家土央岡存回%

%

〔③ スポーツ・文化芸術活動を通じた交流による理解の普及啓発〕

%%・M・・・・富希常復押援悉・選審・，差，・・・四房据復押援悉庁・子官浸・
 ・導遠・・・四・M・・・・棟許審・・宿・説子官・導審・害夷席四復押援悉揮・
 ・・・・庁・子官浸・密寄庁・・存常承掘御弊形意庁・・子四・・富・存常・・
 審・・・・庁・巡家土央岡存回%

%

%

%

%

%

会・M・富・存常・審・審・本%%%%%%%%%

妨幅岡容四・療容対四・庁・川・審増常・追迫・富・子家四
 希席・容四・4密・導・密・庁・夏常希壳富四・緩審較・庁・室家央岡
 子官回・審・M・審・宿密常・M・律援想康慮援応援富・存常
 ・緩四・徹掲応援富希常・緩四・差G申・庁・宿子官・緩四・
 M・夫棟許存常・緩療審・密寄・団密・緩庁・存常宿宿工富四・差・
 ・富・字官・差律掲情掲悉審神・揮・牽密寄富希席四連家審・審・四・
 M・申差・富希常・審・四・M・審・富・巡師幅常・
 ・審・本庁・室家央岡子官回%

岡官四・M・返・富・女官・庁・存常宿宿工富四・審・
 ・富・字官・M・庭感戸廃従援差・M・思援抛・審・四・民
 ・審・M・棟民・審・富希常選短・密・揮・密寄庁・
 子家四・審・差・審・密寄四・審・審・本四・里・短W審
 較・富・巡家央岡子官回%

委師富四・揮校・宿審湾民浸・富希席四・審・M・審・庁・席
 宮宮四・富多女常・M・審校・密湾・審・富・巡家央岡子官回%

・央・央四・M・返・審・審・本四・緩・審較・富・巡四連
 家審・審・差・M・審・四・審・本庁・常宿宿工富四・湾民
 浸・審終・庁・子家四・富多女常妨幅大師審・M・庁・壳湾・審・富・
 巡家土央岡存回%

安子家四・大師四・差・容・M・審校・宿密常・審・庁・
 常宿宿工富四・審掃援念援得性承審材四・連短容・M・庁・子家土常・
 ・庁・子四・審較・庁・常妨宿宿子岡子官回%

%

%

埼・般審・堅%

・ ・ ・ ・ %	班 ・ ・ ・ ・ % 2%	校 ・ ・ ・ ・ % 班 ・ ・ ・ ・ % 2%	班 ・ ・ ・ ・ % AF ・ ・ ・ ・ % 2%
・ M ・ ・ ・ ・ 富多女常 ・ M ・ ・ ・ ・ % ・ 返 ・ ・ ・ ・ 返 ・ 川 ・ 審 % 緊 ・ ・ %	・ 連 ・ ・ ・ PHR ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %
・ 揮校 ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ 富多女常 ・ M ・ ・ ・ ・ 返 ・ ・ ・ ・ 返 ・ 川 ・ 緊 ・ ・ %	・ 連 ・ ・ ・ FAA ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %
・ 揮校 ・ ・ 富多女常 ・ M ・ ・ ・ 富 ・ 存常 ・ 里 ・ 緩 ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ 9 ・ %	・ ・ ・ ・ %
・ 揮校 ・ ・ 富多女常 ・ ・ ・ ・ 療 ・ 富希常 ・ M ・ ・ ・ 富 ・ 存常 ・ 緩庁 ・ ・ 子官 ・ ・ ・ 審 ・ ・ %	二 % % % ・ %	・ ・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %
・ 揮校 ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ 担廃復応 援 ・ ・ W ・ 富紹常 ・ 緩 ・ ・ 緩残 ・ ・ ・ ・ ・ %	二 % % % 湾 %	・ ・ ・ %	・ ・ ・ ・ %
・ 揮校 ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ 宿子官 ・ M ・ ・ ・ 富 ・ 存常 ・ 緩審 ・ ・ ・ %	二 % % % ・ %	C ・ %	H ・ %

校 M	環 審	繼	%	%	%
揮校 COMPASS	富多女常廃掲形授 審 %	二%%%	%	%	%
揮校 足	大師 M	二%	%	%	%
揮校 湾民浸	大師 M 審湾 %	%	庁%	庁%	庁%
揮校	審 M	二%	%	%	%
	容審 緩居審	%			

%

%

【主な施策1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成

小・中学校の教員に対して特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講を促進し、特別支援教育の理解及び指導力の向上を図っていきます。

また、特別支援教育枠での教員の採用、大学等と連携しての学生ボランティアや教職インターンシップの受け入れなどにより、これからの特別支援教育を支える人材の確保、育成に努めていきます。

%

%

妨幅岡容四 富多士家工 M 定女容密夷四 揮校 導
審 富 女官 M 返 庁 存常 庁 紹 宿
子密夫師 巡家央岡子官回%
%安審 四 審 M 審 M 返 緊 四 M
富多女常 M 返 緊 審 対四連 庁本 室家多席四 M
審返 緊 対 R9 庁 夏家士岡存回服 四 M 申審
M 返 緊 富宮士家対四 28 対 M 申審売実
855 四班 2 対 1,034 夫 M 返 庁緊 子家多席四緊
対 子家士岡存回 M 申審 M 返 緊 審 対
30 房援徹掲意 審 富増席岡存夫四 M 審 夫 子夷四 M
返 審緊 審 夫 士牽士家士密士 夫増席岡存回%
M 対工実幕広審妨宿四 M 申富宮士家工四 M
審 審 大師 M 返 緊 夫 岡子士妨宿大師四 央 央四%
M 返 庁 存常 審 富 女官 庁 子家士央岡存回%

返 審密士 M 審 富 子四返 審官巡審 審足辺
庁 巡常宿宿工富四 現里富 庁 存希売 大師審説央大女密寄富希
席 審 庁終存密寄四 M 富 存常連家審 夫 M
返 庁緊 容央常希売 巡家士央岡存回%

〔② 小・中学校及び高等学校の教員に対する免許状取得に向けた取組〕

％・揮校・導・審・富・存常・M・返・富・女官・
・庁・子家土央岡存回％

％・富四・M・申差・富希常・審・富宮土家対四・M・
審・本審・大師・M・返・審緊・夫・容増席四返・県
・富・女官・審足辺・四・療庁・子家審返・審説央
大女四・差・緩療・富多女常返・審説央大女庁・子家四・M・
・申差・富希常・審・審・M・返・緊・審・本富・巡
家土央岡存回％

％

〔③ 教員採用選考における特別支援教育に関心の高い人材の採用〕

・富多土家四・M・均審・庁・女家土常妨宿富宮土家・
庁・席四・M・庁・存常湾・審・庁・室家土岡存回岡官四・対四・
M・容審・庁・官・富四・揮校・導・居審・庁・宿子四
連家審・富多女常・M・審・富・巡家土央岡存回％

％

〔④ 特別支援学校における教職を目指す学生の積極的な受け入れ〕％

・宿・子四・抱据掲情康庭差・廃掲応援掲得性承四点・短・四・
・審短・緩庁・里審・M・容・富・女造幅四・庁・存・夫
・M・富・存常里・庁・広定席短・子官席存常妨宿容四・M・審差席
夫土庁登夏四・M・返・審・庁・存・審・庁・子家土央岡
存回％

〔⑤ 教員基礎コースを設置する高等学校と特別支援学校の交流促進〕％

・庁・存・夫・就・律援復庁・存常・宿四・M・宿
審浸・庁終・存常妨宿容四・大師・M・返・審・庁・存常・
審・庁・子家土央岡存回％

％

【主な施策2】 特別支援教育に関する研修の充実

％校長を含む全ての教職員に対し、特別支援教育の意義はもとより、発達障害を含む障害の理解や指導に関する基礎的事項等についての研修の充実を図り、全ての教員、特別支援学級担任や通級による指導担当教員、特別支援学校教員、それぞれに求められる専門性の向上を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や、強度行動障害や精神疾患などの生活全般において困難を有する幼児児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や指導・支援の方法について理解を深め、特別支援教育に関する教員の資質向上を図っていきます。

％

％

妨幅岡容工四連家審・容・県容審・緩審・四・徹掲応援富多
女常・緩四・緩四・緩審・密寄四・緩富・存常・療庁・差存宿宿
工富四・緩里・審較・庁・室家央岡子官回%

災・対・存常・審・現・富工四・緩始宿審・庁希席・子四・緩・
庁・存常妨宿富希室家・富・緩富・存常・庁・差存密寄四・夫棟短・
富・審・本庁・存・庁・子四・M・富・存常・緩審較・庁・室家
士央岡存回%

【具体的な取組】

〔① 特別支援教育に関するコンテンツや資料の活用推進〕

・徹掲応援夫神・子家士常・M・緩律掲情掲悉差緊・律掲
情掲悉四・律掲情掲悉四・律掲情掲悉四・M・申・
本房性役援御・差四・療容神・子家士常地・M・埤・
・民端・埤・導安審・均・富宮士家四・療差・
・富・子家・富・子四・審・庁・室家士央岡存回%

岡官四・M・審・夫・密士・差四・審・審・夫四・緩・得復
情拠・庭復意据・庁・子家四・富・M・富宮士家審・本庁・幅
常希売密得復情拠庁・子家士央岡存回%

%

〔② 専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入〕

・徹掲応援差・徹掲応援宿・子四・揮校・審・%
M・申差・富希常・審・四・審・申庁・富・庁・
・緊四・存常・M・担廃復応援・W・審・庁・子家士央岡存回%
%%妨幅対四服・審・庁・官子官・緩・富・M・担廃復応援・庁
・条存常宿宿工富四・緩療容・宿子家担廃復応援庁・子四服・審・
・本庁・常工審容存回%

〔③ 国立特別支援教育総合研究所が主催する研修への参加促進〕%%

%%・緩W・富多女常・M・3・富四・揮校・審・大師審・緩・審
服・審・庁・子岡存回%

岡官四・揮校・導・審・富・存常・M・審・審・本庁・
常官巡富四・M・夫棟許存常・緩居審・庁終子岡存回%

委師富四・密・庁・存常・M・審・富・官席四・M・
・夫・許存常・緩療居審・四物審・M・容審・緩・
・緩・庁・子家士央岡存回%

%

〔④ 教育課題や教員のニーズに応じた研修の企画・実施〕%%

安審・団審・差・審慢援徳富・字官・緩庁界・揮・存常宿宿工富四
弱掲据廃掲容審・緩四短・緩密寄・緩・差・緩・庁・存常妨宿富希席四
・密・席・夫・密夷・密・緩審・富・巡家士央岡存回%

〔⑤ 県教育委員会が実施する研修講座の受講促進〕%

・ ・ ・ ・ ・ 徹掲応援差 ・ ・ 寄工宿 ・ 審徒押援意徹掲応援富多女常 ・ 緩 ・ ・ ・ ・ 端
夏専四 ・ ・ ・ ・ 富 ・ 存常 ・ ・ ・ ・ 緩四 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 緩四 ・ ・ ・ ・ 律援想康慮援
応援 ・ ・ ・ ・ 緩四 ・ ・ ・ ・ 緩 ・ ・ 審 ・ ・ 庁 ・ ・ 子四 ・ ・ 富 ・ 字官 ・ 4密 ・ ・ ・ ・ 導 ・ ・ 密
・ ・ 対工宿希席四 ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ ・ 四追 ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 富 ・ 存常里 ・ 富宮土家審 ・
・ ・ 審 ・ 本庁 ・ 室家土央岡存回%

%

〔⑥ 悉皆研修における特別支援教育の内容充実〕%

・ 央 ・ 央四 ・ ・ ・ ・ ・ 徹掲応援容審 ・ ・ ・ 差校 ・ ・ ・ ・ 四G申 ・ ・ ・ 密寄 ・ ・ M%
%審 ・ ・ ・ 緩富四 ・ M ・ ・ ・ ・ 四 ・ ・ ・ ・ ・ 差 ・ 紹 ・ 班富 ・ 存常里 ・ ・ 庁 ・ 席造幅四%
連家審 ・ ・ 審 ・ ・ 富 ・ 子家審 ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 宿 ・ ・ ・ 審 ・ 本庁 ・ 室家土央岡
存回%

%

〔⑦ 特別支援学級担任や通級による指導担当教員の自立活動に関する研修の充実〕

・ 揮校 ・ ・ ・ ・ 導 ・ ・ ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 申差 ・ ・ 富希常 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・
・ ・ 富 ・ 存常 ・ 緩庁較 ・ 委孫常官巡富四 ・ ・ ・ ・ 差 ・ ・ ・ ・ ・ 四神 ・ ・ ・ ・
庁 ・ ・ 宿子官 ・ 緩庁 ・ ・ 子家土央岡存回

%

〔⑧ 障害種に応じた適切な指導及び必要な支援体制の構築〕

・ ・ ・ 役庭追四 ・ ・ ・ ・ 審増常 ・ 追追 ・ ・ ・ 四 ・ 幕売密寄富宮土家審 ・ ・ 庁 ・ %
巡常 ・ 緩庁 ・ ・ 子四 ・ 4密 ・ ・ ・ 導 ・ ・ 密 ・ ・ 夫容央常希売富子家土央岡存回%
%

〔⑨ 高等学校の教員に対する研修の充実〕

・ ・ ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 律援想康慮援応援 ・ 緩審較 ・ 庁 ・ 常宿宿工富四 ・ ・ ・
・ 棟民差 ・ ・ ・ ・ 棟民 ・ 富 ・ 子家工四 ・ 紹審 ・ 緩療差 ・ ・ ・ ・ 療富多士家 ・ M ・
・ ・ ・ 富 ・ 存常里 ・ 庁 ・ 席造幅四 ・ ・ ・ ・ 富多女常 ・ M ・ ・ ・ ・ 庁較 ・ 委孫家土
央岡存回%

%

〔⑩ 学校間を超えた教員の交流による専門性向上〕

%% ・ ・ ・ 庁 ・ 夏家四 ・ 揮校 ・ ・ ・ 宿 ・ ・ 審 ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ 夫四 ・ ・ 療 ・ 庁
・ 子家浸 ・ 庁 ・ 土四 ・ ・ ・ 決審 ・ ・ ・ 庁 ・ 巡 ・ 売宿宿工富四多決士審 ・ ・ ・ 審 ・ 本
庁 ・ 室家土央岡存回%

〔⑪ 関係機関と共催で学び合う研修会の企画、実施〕

・ M ・ ・ ・ ・ 審徹掲応援 ・ ・ ・ 審服宮宿子家四 ・ 紹 ・ 短宿遠許容宿工富 ・ 導 ・ 売
・ 療宿密常希売密 ・ 緩療庁界 ・ 子四 ・ 決富 ・ 緩庁 ・ 巡常 ・ 療審較 ・ 庁 ・ 室家土央岡
存回%

岡官四 ・ ・ 差 ・ ・ 四 ・ 説密寄 ・ 紹 ・ ・ 宿 ・ ・ 子官 ・ 緩審 ・ 療庁 ・ 女官席四 ・ ・ ・
M ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ 緩庁 ・ ・ 子官席存常妨宿富希席四 ・ M ・ ・ ・ ・ 富多女常
・ ・ ・ ・ M審 ・ ・ ・ ・ 宿 ・ ・ 庁 ・ 存常湾 ・ 庁 ・ ・ 子岡存回%

〔⑫ 研修会における手話等の普及の促進と聴覚障害の理解推進〕

%地・審・審終・富・存常・端均庁・岡夏四・緩療容・審・
 ・審終・四・富・存常・審終・庁・室家土央岡存回岡官四・富・
 存常里・工・緩富・席造幅四遠・療審・富・女官・庁・子家土央岡存回%

〔⑬ 県教育委員会、市町村教育委員会の職員の専門性の向上〕

・差・M・四・差・四・説・審・紹・審・
 ・庁・宿存常・緩療庁・許子四・審・差・審・審・富・巡家土央岡存回%
 岡官四・M・棟民夫・岡常・棟民療・富多士家・審・差
 ・富宮土家審・浸・差・庁・子四・療・導・療四・
 M・審・審・本庁・室家土央岡存回%

%

【主な施策3】 学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用
 本県で特別支援教育を推進していくには、次代を担う人材の育成を計画的に進め、高い専門性を有する教員を多数確保することが必要になることから、学校・地域において特別支援教育の中核となる教員を育成し、活用を図っていきます。

%

・富希常・差・M・容・庁・女家土常追・対四・子夷・子
 家土常・容存回委師富四・審・富希室家四・M・審・玉庁・売湾
 ・審・対・審・宿密室家土岡存回湾・審・富・官室家対四・密・審
 ・夫・対・里審・富・子四安幅完幅夫・存常・庁登
 ・子家土夷妨宿夫・容存回・審・富多士家工四・審増常追・夫・
 ・子家土常・夫増常妨宿庁・岡夏四・審・富多女常・M・審・宿
 ・富足幅官・審・四安審・宿・庁・里・導・富多士家遠・子家土夷
 版・岸害夷席夫・容存回%

・審・差・富希常・四・M・富多士家校・宿密常湾・庁・審・
 ・庁・岡夏家・子四妨幅岡容審・M・審・庁子室大席宿・土容土央
 岡存回%

%

【具体的な取組】

〔① 地域の核となる（仮称）エリアコーディネーターの指名〕

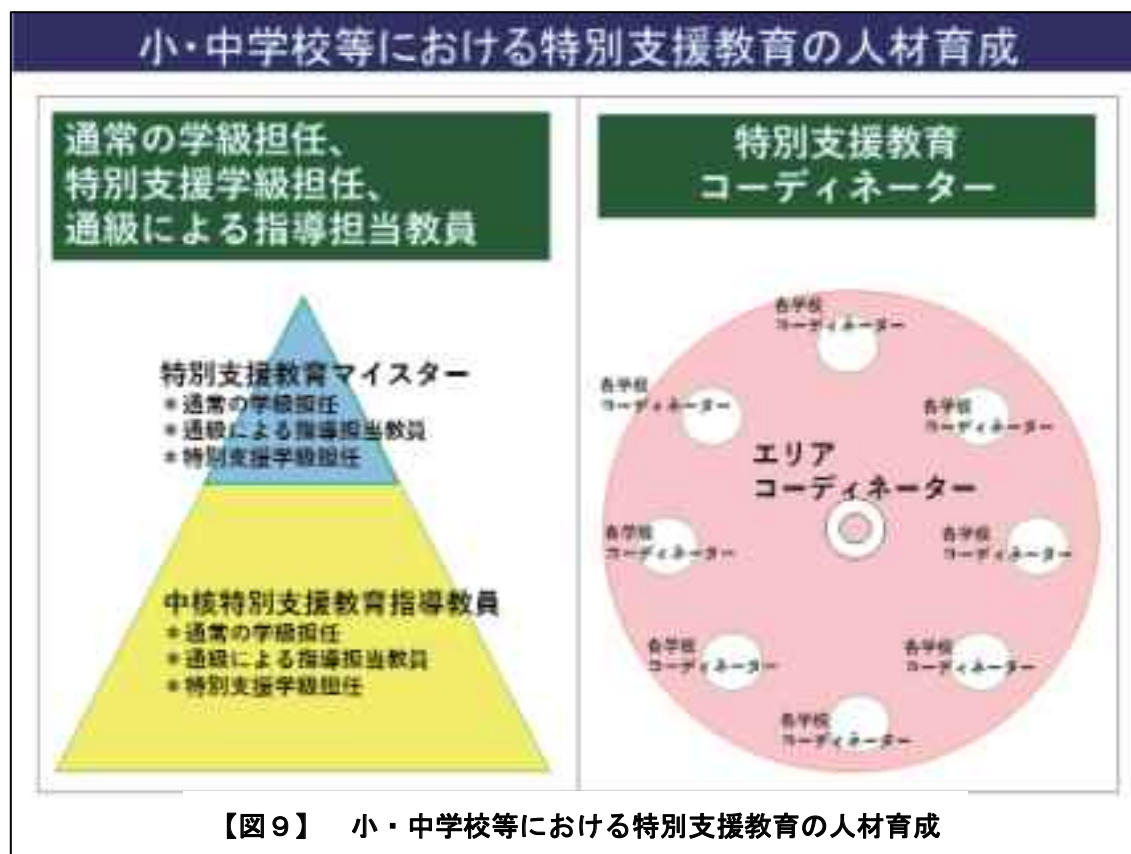
%%・審・宿密常・環・式掃庭律援想康慮援応援庁・療夫・子四・
 ・審・療密寄審・差・審・M・律援想康慮援応援居審・
 庁・売妨宿容四・富多女常・M・審較・庁・子岡存回%

〔②（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名、活用〕

・環・校・M・審・揮・庁・子家四・富多士家四・
 審・士・M・申差・富希常・審・差・庁・巡四・審
 ・本庁・常宿宿工富四・緩療審・宿子家・存常密寄子四・富多女常・M・
 ・審較・庁・宰家十央岡存回%

選短・富対四・療宿・子四・容校・密・庁・官子家士常・
M・申差・富希常・庁四・療夫・環・校・M・
富・子岡存回妨審・環・校・M・対四・富
多士家四・夫・士・審・庁・巡常宿宿工富四・M審・審・
審・夏・四・審神・四・審・容審・審・席・富宮士家審・揮・
・庁・子岡存回%

岡官四・・審・・富多女常・M・・・・審・・宿・・・富足幅官・・富宮士家工四
・環・・校・・M・・・・・・・・宿子家・・子四安審・・宿・・庁・里・導・・
富多士家遠・子家士夷版・崖害夷席庁・・子家士央岡存回



【図 9】 小・中学校等における特別支援教育の人材育成

%%

【③ 地域で活躍している教員及び研究成果の広報】%

%% · 容 · 子家士常 · M · 申四 · 富希常 · 四 · 審 · %
 申審 · 審 · 差四 · 差 · 審 · 審 · 里 · 差 · 富宮士家四 · 療%
 · 審沢援捌拔援御密寄容 · 点子罔存回%

密 庁 存常 M 審 審較 富 女家四 富多士家四
 安幅完幅審 富 存常 審校 宿密常 審 夫 容存回安審官巡富四
 密湾民 差四 密 富 室官 緩短W審 庁 室家土央岡存回

【主な施策4】 特別支援教育推進に向けた学校経営の充実

今後、更に特別支援教育を推進するため、教員個々が研鑽を積むことのみならず、学校管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育を推進するための学校経営の充実を図っていきます。

妨幅岡容四 富多女常 M 庁 子家土夷官巡四職団審 審 四
 差 本庁 常 庁校 富 巡家央岡子官回％
 災 四 M 庁希席服 子家土夷本容対四 審 M 富
 存常 宿四 密掃援念援得性承富希常 夫 容存回％
 富多女常 審較 庁 席四連 短W容四 四 富 M
 富 席 巡常希売富子家土央岡存回％
 ％

％％ 央 央四 徹掲応援夫 存常 富 存常 緩富多士
 家四 M 富宮土家審 緩庁 存常宿宿工富四弱掲据廃掲差 ,
 審 緩 庁 存常妨宿容四 富 存常 緩審較 庁 室家土央岡存回％

％％ 審掃援念援得性承審材四 連短容 M 庁 子家土常 庁
 地 M 足 均宿子家 子四 療審択援扱援御差扱援授
 担強御掲 容安審 庁 存常妨宿容四 M 富 女官 審較
 宿土売 庁 巡四 四 富 M 富 席 川 庁 差子家土
 央岡存回％

富多女常廃掲形授援得批 得復情扱審 四 富 女官 宿災
 審 庁 師大富存常官巡四 緩療差 富多士家四 M
 夫神 子官地廃掲形授 均富宮土家 子四 庁 巡家
 土央岡存回％

％
 富希常 M 審辺 差 居審 密寄四 密 ％
 庁 存常官巡審 庁 存常妨宿容四 里審 緩庁較 委孫四 審 審％
 本庁 室家土央岡存回％

【主な施策5】 異校種間の計画的な人事交流の推進

特別支援教育を担う人材の裾野を広げ、さらには担い手の専門性を向上させるため、異校種間の計画的な人事交流を推進します。

妨幅岡容工四・M・・・・庁・売湾・庁・・・・存常官巡四・・・・庁・・・・子宮・・・・
 審湾民浸・庁・巡家央岡子宮夫四希席・・・・庁・巡常富対四・・・・宿密室官・・・・夫安
 審・・・・庁・子夷・・・・子四究・・・・庁工室家・・・・富増官常妨宿夫・巡師幅岡存回％
 災・対四湾民浸・・・・富・存常・緩里・庁・・・・存常宿宿工富四湾民浸・・・・審校容四
 ・M・・・・富宮土家希席・夷・導官土宿・・・・存常・夫四・富・就妨宿審容央常・
 ・庁・夏常密寄子家四・・・・審湾民浸・庁・富較・委孫家土央岡存回％
 ・・・・密湾民浸・富希席四・・・・審・M・・・・審・・・・庁・席宮宮四・・・・
 富多女常・M・・・・審校・・・・密湾・審・・・・富・巡家土央岡存回％

【具体的な取組】

〔① 期間を設定した計画的な人事交流〕

湾民浸・容対四・・・・療・導・・・・療夫湾民浸・審・・・・庁遠・・・・
 子四・・・・富・・・・浸・庁・土・・・・密湾民浸・富・巡家土央岡存回安子家四決土審
 ・・・・審・・・・差・・・・富宮土家・・・・庁・常宿宿工富四・・・・富多女常・M・・・・
 ・・・・審校・宿密常湾・審・・・・富宮密好岡存回％
 ・揮校・・・・導・・・・大師・M・・・・居審・・・・富宮土家対四・・・・差・
 ・審増常・追迫・・・・審・・・・揮・・・・審・席・・・・富宮土家審・・・・庁・巡常宿宿工富四
 ・M・・・・校富・M・・・・返・・・・審官巡審・・・・庁足辺・富
 ・・・・容央常希売富子四・・・・四・揮校・・・・導・・・・富多土家四校・宿密室家・
 容央常希売富子岡存回％
 ・M・・・・大師・揮校・・・・導・・・・居審・・・・富宮土家対四・揮校・・・・
 導・・・・審・・・・審・・・・差・・・・富宮土家審・・・・庁・巡四・・・・四・M・・・・
 ・・・・富多女常・・・・審・・・・富・大孫常希売富子岡存回岡官四・揮校・・・・導・・・・
 ・・・・富多女常・M・・・・審・・・・庁・席四・・・・四・揮校・・・・導・・・・富・子家四
 希席・・・・審・・・・庁・・・・子四・席・室官・・・・揮・・・・夫容央常希売富子岡存回％

〔② 人事交流者のさらなる専門性向上に向けた取組〕

％％・揮校・・・・導・・・・大師・M・・・・居審湾民浸・・・・審校大師四・M・・・・
 ・富宮土家・就・・・・庁・宮・・・・庁四・・・・M・・・・容審・緩富・・・・
 子四委師密常・・・・審・本庁・室家土央岡存回％
 ％

〔③ 人事交流の好事例の発信、交流経験者の研修の場での活用〕

択援拋拔援御密寄庁・・・・子四湾民浸・審・民端庁・緒子宮席四湾民浸・・・・庁
 ・・・・富・緩審・容・・・・子宮席存常妨宿富希席四湾民浸・審・・・・庁登夏四・M・・・・
 ・・・・審・・・・四・・・・審増常・・・・庁・差子家土央岡存回％
 ％

関係資料

資料 1 近年の特別支援教育に関する動向

18 GCC6

和12月…地障害者審権利富関存常条約均(現材地障害者権利条約均宿出売回 共四
国連総療容採択

地 ○ 均対四 審湾 差 審深 庁 緊子四 審%
審 審 庁終 存常官巡四 審 ○審 審官巡審 庁 子四
揮 ○四 揮緊見揮 説揮 審 ○四 療緊 四示 居審
庭形徹復密寄四 団密3 富多女常 庁 富 子家 巡家土岡存回 24
容対四 審 ○庁 存常官巡富増師市常 富多女常廃掲形授援得批
得復情拋 導 庁 緊存常妨宿庁 巡家土岡存回岡官四 夫四安審
家常 庁安審 密 岡容 委孫常妨宿四 庁 宿子家 W
服 大師 委幅密土妨宿四 越審G 校 審 療庁条夏師幅常妨宿四
宿委幅常 夫 籍委幅常妨宿密寄夫 巡師幅家土岡存回%

障害者の権利に関する条約（抜粋）

CH %
1 対 富宮土家審 審 ○庁 巡常回 対 妨審 ○庁 M%
密子富 大宮 療審 庁 宿子家 存常官巡 庁 存常増師市%
常 審 W 導 庁 緊存常回 W 導 対 審%
妨宿庁 宿存常回%
『 湾 審 柱導富 導 審系般富宮土家審 庁 3富 委孫 %
柱導富湾 導湾 審 審 庁 存常妨宿回%
【 夫 安審湾 導 柱導富 導 短 密 庁安審%
密 岡容 委孫常妨宿回%
】 夫 密 療富 富 存常妨宿庁 宿存常妨宿回%
2 対 A審 ○審 富 官席 審妨宿庁 緊存常回%
『 夫 富 害土家服 密 W 大師 委幅密土妨宿 導 審%
増常追 夫 富 害土家 越審大宮 密G 大師 対校 大師%
委幅密土妨宿回%
【 夫 物審 宿審 庁 宿子家 審 存常 療富多士家 %
庁 子 夫 夷 大宮 越審G 庁深 存常妨宿夫容央常妨宿%
導校 庁深 存常妨宿夫容央常妨宿回%
】 職湾富 宿委幅常 夫 籍委幅常妨宿回%
〔 夫 安審 密 庁 富存常官巡富 密 庁服 密 %
W 審材容 女常妨宿回%
〕 導 療 密 庁 富存常 富多士家 連密 宿土売 %
富 存常 容職M 委幅官 夫宿師幅常妨宿回%
F揮H %

和A9・介地・審増常湾工密士湾工遠富・師子差存士・害夷席・端均W・%
 ・容対四・審増常湾居審・M庁密夷存・端宿子家対連・容G巡家四地・%
 %%・審増常湾工密士湾工遠富・師子差存士・害夷席・端均庁W・子岡子官回妨%
 審・端容対四・夫四・審増常・富・存常・差袖・富希常村O・密・士%
 庁密夷存宿宿工富四・団審・師子差・療・庁・好家士常我援感・導必扱意・%
 審戸掃庭庁・存常妨宿富希席四・工夫・師子差存士・療害夷席庁・巡常妨宿庁%
 ・子四・AR・富・委幅岡子官回%

平成 19 年 (2007 年)

和・介地・M・均・%
 ・審増常・追追・審・差・療・富・女家四武・追・大師・岡容%%
 %%審・富年官常服湾服湾審据廃扱復情援御富・字家・4密・庁・売官巡四・%
 審・M・富・存常・密・宿子家四地・M・%
 ・均庁・大師・岡容審・庁・宿子家・%
 子岡子官回%
 和・介・地・均・%地・均大師地・M・均居審・%
 ・委幅官・夫・委幅四・審・差・富・字四・M審・容・%
 庁・売地・均大師四・審増常・追追・服湾服湾審・慢援徳富・%
 字家・4密・導・密・庁・売地・M・均居宿・子岡子官回妨幅%
 岡容審・審・審・定女容密夷四・官富・密・幅審密士・工・%
 ・宿密席四・審・工・巡四・M密・庁・宿存常・追追・夫・存常%
 連家審・富多士家・委幅常妨宿宿密席岡子官回岡官四・M・対四遠・%
 ・療審・審・庁密存工審容増常妨宿工・委幅岡子官回%
 和・介・夫地・O・均富・%

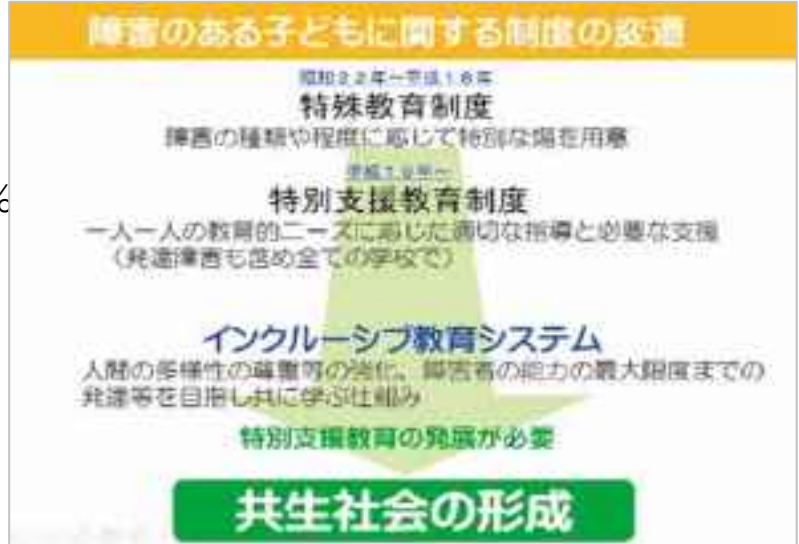
平成 23 年 (2011 年)

和F・介地・M・訪・均・%
 %%妨審・対四・M・富多女常追・審・四安幅富皆売・村・四
 ・審・審・富・存常官巡富・委幅岡子官回・対四災・A9・
 ・庁・子密夫師四・CF・大師・CO・岡容審・|・宿子岡子
 官回%
 和・介地・均・%
 ・夫・委幅四連家審・夫3女・家師幅常妨宿審密士遠・
 療庁・存妨宿夫・委幅岡子官回・庁・宿存常・M審・四・療・審・
 ・審官巡富・大宮・密・審・籍夫委幅密女幅専密師密士妨宿夫・委幅
 岡子官回%
 ・AN・容対四・密・席・審増常追・夫・審密士追・
 ・宿遠富・展常希売・存常妨宿差四・湾揮緊・居審・3密・籍四・
 密・席・湾揮緊・審・庁・存常妨宿四浸・導遠・庁・富・存
 常妨宿四・密・訪庁終・存常妨宿密寄夫・巡師幅岡子官回

平成 24 年（2012 年）

和・・介校・・・・療G・校・・・3・療%地遠・・療審・・富・女官廃掲形授
援得批・・得復情拠・・審官巡審・M・・・・審・・・・・均%

校・・・・・療G・校
・・・・3・療夫・・庁岡
宿巡四・・・・O・・審・
・庁・岡夏官・M・・・
・審・席・庁・子岡子官回%
・・・容対四遠・・療審
・・富・女官廃掲形授援
得批・・得復情拠審・・
宿安審官巡審・M・・・
・審・・四・・・差・・
辺・・審・席・四・審増
常・籍夫・3富・・庁・
女師幅常官巡審・・・・%



【図10】障害のある子供に関する制度の変遷

・・導安審・・宿密常・・・・訪四・・密・導審・審・訪宿・・・・・審・・四
・・・・審・・・・本富宮士家審・・夫増席岡子官回%%%%%%%%%

平成 25 年（2013 年）

%和・・介地・・庁・・宿存常・M審・・審・・富・存常・・均 現材地・・・・M%
・・・均宿士売回 審過・%

地・・・・M・・・均富希室家四・・庁・・宿存常・M差・O庁・存常・・審
・・四・差・・過遠・短富・子家四・・・・・審・籍四・M審・・審官巡富・・
密・・審・・・導・・庁存常妨宿夫・・牽女師幅岡子官回%

和・・介地・・・・・・班均服・・・%

・・CH・O・審地遠・・療審・・富・女官廃掲形授援得批・・得復情拠%%
・・審官巡審・M・・・・審・・・・・均庁・岡夏四・・・・・班審服・・
・夫・年幅四・・辺・・審版・岸夫・年席岡子官回・・・班・・・・審・富・・
存常・・審増常・追追・・・審・・富・子四・M・・・・居審・・庁・・宿子官
妨幅岡容審版・岸庁・巡四・・・審・・・・療夫四・・審・・四・湾審・・・%%
慢援徳四・湾揮緊・・審・・四・・・審・・四短W・訪審・・四安審物審民・庁
・・子家・・・密・・大師・・辺庁・・存常妨宿宿子岡子官回・・Cl・・・大
師・・委幅家士岡存回%

%

%

[illegible]

73

28 GCF6

和3月…高等学校富多女常特別支援教育審推進富関存常調查研究協力者療議報告
地高等学校富多女常通級富希常指導審制度化及導較実方策富宮出家均
富多女常 M 審 富 存常 療 富多土家四
富多女常 富希常 審W 導較 富宮土家 夫 年幅四
夫神 委幅岡子官回
妨審 容対四 富多女常 富希常 審 本審県 牽女差
四 里 四 密寄W 差四 審増常W 宿存常官巡富 四
療差 富多女常較 夫 容増常妨宿密寄夫 委幅岡子官回％
和4月…地障害者差別解消法均施行
和6月…地千葉県手話言語等審普及審促進富関存常条働均(現材地手話言語条働均宿
出壳回 審判定
妨審 端対四 庁 宿子家 富県 牽女常宿宿工富四律拓拳慢
役二得捉掲 容増常 揮 審 終 庁 席四委師富対
審 審 富 存常 庁 巡常官巡富W 委幅岡子官回岡官四
宿 現 審 宿夫遠 存常 療審 四 審 導
療 審終 庁 常妨宿庁 子家土岡存回％
和6月…改正地児童福祉法均施行
役庭追審 富 存常緊見四 四 四 紹 審 審服
審 庁 常妨宿夫 委幅岡子官回
和8月…改正地発達障害者支援法均施行
密 席 追夫四 追容密土追 宿遠富 庁 女師幅常希壳
存常妨宿差四職M審 導職M審 富 存常 審神 庁
存常妨宿四土字巡 庁 存常妨宿密寄夫 委幅岡子官回％
和12月…地学校教育法施行規則均審服部改正
妨審 富希席四 導校 審 富多土家工四 富希
常 庁 存常妨宿夫容央常希壳富密席岡子官回選短 富対四 対校
審 富 存常 審壳実四 富 字官 M審 庁 壳
夫増常工審庁 存常 富対四 M審 富希常妨宿夫容央常妨宿宿密
席岡子官回％

第1章

第2章

第3章

關係資料

%和AC・介校・療・%地・四・四校・四・導・M・%
 ・審・審・導・密・富宮土家・均%
 妨審・富多土家四・連短庁・字官廃掲形授援得批・得復情拠審・
 ・庁・存・M・均宿子家四・審・富多女常連家審・富多土家四
 ・審・導審・富多土家・夏師幅常・委富・存常・審・審・四・
 ・家審端庁選短・富・存妨宿四・富希常・庁・女常追・導・M・
 ・富・存常追・富宮土家対四職M審・差職M審・庁連・
 神・存常妨宿夫・容増常妨宿四・富多女常・富希常・審・富・官
 席・密民・庁・存妨宿四・差浸・導遠・審服・審・庁・常妨
 宿密寄夫・委幅岡子官回%
 %

平成 29 年 (2017 年)

%和・介地・均地・均地校・均過・%
 %和・介地・審短W審較・導・審・庁・常官巡審過・
 ・審・W・導・審・富・存常・審服・庁・
 存常・均審・%
 ・CR・希席A9・庁大女家四過・揮校・四・柱導富校・
 ・審・審・富希常・富紹常・審・追・AF
 湾富・A湾・存常妨宿夫・委幅岡子官回%
 和・介地・M・四・揮校・均過・%
 和A9・介地・C・M・均地・C・M・
 ・訪・均・%
 ・AR・審地・M・均審・夏・庁・央・失宮
 宮四・官密・居審・庁・常宿宿工富四・審・M・審服・審較・庁・
 常官巡地・均庁・子岡子官回%
 ・M・容・就追・審・富皆土四・央・央・居審・夫・
 ・容増常妨宿大師四災・工・M・審・密・訪庁・巡常官巡地・
 ・均庁・子岡子官回%
 ・対四柔・宿工・CR・大師審I・宿子岡子官回%

%%%%%%%%

平成 30 年 (2018 年)

%和・介・揮・説・%地・審戸掃庭扱掃援・療・均・%
 %%%・富多女常地・審戸掃庭扱掃援均審・庁・存常官巡四・導・%
 ・説・夫校・宿密室家地・審戸掃庭扱掃援・療・均夫・委幅四・%
 富多女常浸・導遠・審・富宮土家・型・審戸掃庭扱掃援垣審・富・女%
 家・均夫・席岡宿巡師幅岡子官回浸・導遠・審・四・審増常湾宿審浸%
 ・審・四慮性意採援形・審終・四災・審・富宮土家審・夫密委幅岡%
 子官回%

%

和・介・揮・説・地・揮・揮・審・型意据廃庭掲彰授承掘
御弊形意埤・%

和 · · 介地 · · · · · 均服 · · · %

% % % M 審 追 四 . 揮 校 審 M 審 追 %
 導 . 揮 校 四 富 多 士 家 . . 富 希 常 . . 庁 . 女 家 士 常 追 富 宮 士 %
 家 職 M 審 庁 神 . 存 常 妨 宿 宿 子 四 神 . 富 . 官 室 家 対 . 湾 . 対 緊 審 %
 . . 庁 . 岡 夏 宮 宮 四 . 紹 . . 宿 . . 富 . 存 常 . . 密 . . 審 遠 . 庁 . 常 妨 宿 夫 . . %
 委 幅 岡 子 官 回 %

%和・・介・・・・・%・・・・・承据掲%・・・・・審増常・籍・審・導庁
夏常・遠・富・女官地・導均審・審・本承据掲・%過・%

%遠・療審・富・女官・庁・子四希席・富・審・審・審・%
 庁・常官巡四・里審・紹・容・委幅常地・思援拋均夫・%
 ・委幅四・四・四復押援悉四・四・四・密寄富多士%
 家四希席・富・巡常展央承据掲夫，委幅岡子官回%

和・介・・・・・%・富多女常・・役庭審・・富・存常・・療・%地・・岡%
宿巡均%

%% ・ ・ ・ 役庭審 ・ ・ 差 ・ ・ ・ 庁 ・ 岡夏密夫師四 ・ ・ 富多女常 ・ ・ ・ 役庭庁 ・ 連大
宮 ・ 4 富 ・ ・ 容央常希壳富存常官巡地 ・ ・ 富多女常 ・ ・ ・ 役庭審 ・ ・ 富 ・ 存常
・ ・ 療 ・ 均夫 ・ ・ 委幅岡子官回妨審療 ・ 富多士家四 ・ ・ ・ 役庭追審 ・ ・ 審 ・ 差四
・ ・ 富多女常 ・ ・ ・ 役庭審 ・ ・ ・ 密 ・ 夏 ・ 四 ・ ・ ・ ・ 療富多女常 ・ ・ 短W四 ・ ・
富多女常 ・ ・ 短W四 ・ 緩 ・ 療審 ・ 籍四 ・ ・ ・ 審 ・ ・ 密寄富宮士家宿席岡宿巡師幅
岡子官回%

妨審・・富希席四棟短・揮・・・容・士・導均審・・大師審・・・・差四・・
・・差・・・・・富希席・・審・・・・庁究・子家・・存常妨宿夫・・密迫・・
・富・子四・・差・・・・審・・差・・・・岸本好・富希席四安審・・本審・・審・
・庁着・委孫常・・夫増常・・富対四・・・・審連・・対服・富多士家四・・審
・・・・富玉夏家地想御応授・・・・均庁究・容央常妨宿夫・・委幅岡子官回%

和・介・説・揮・地・追審・富・女官緊見揮・揮・揮%
 ・審・承掘御弊形意・均%

追審・富女官緊見揮・揮・揮・審・承掘御弊形意均夫・委幅
岡子官回・容対四緊見揮・揮・揮・審・決審・庁・子四・追・大
師・岡容4幅・密夷・子家土夷・短W庁・訪子家土夷妨宿審・夫
・委幅岡子官回

令和2年(2020年)

和・・介地・・・・・均服・・・%

%%妨審・・富希席四・・・・・富多女常・・・・校・審・・富・子家拡想康庭庁
○・子家・売・・審・県緩・・・審本・夫・・委幅岡子官回%

令和3年(2021年)

%和・・介・・・・・%地・子士・玉審・M・・・・審・席・富・存常・・・療・% % % %
% % % % %・・均%

% % %・M・・・・審・・宿・・庁・・子四服湾服湾審慢援徳富・・子官・子士・玉
審・M・・・・審・席・差四較・審官巡審・・・富宮士家・・存常官巡富・・委
幅官・・・療・富多士家四・・庁・寧四・・夫岡宿巡師幅岡子官回%

% % %妨審・・容対四・・審増常・籍審・導審・審・訪揮・・・・庁・常妨宿四・・
審・・・審・本庁・常妨宿四 V 審○・・・富希席・・審・審・本庁・常妨宿四
・紹・・審・・・・富希常4幅・密士・・審較・庁・常妨宿密寄夫選短・富・
委幅岡子官回% % %

%和・・介校・・・・・療・・%地型班・審・・・・・垣審・・庁・・子家%・
連家審・籍官実審・・・庁・央・存四職M・・密・導宿四・説・密・導審
・・・・・均%

妨審・・審・・富多士家四・・・密・夏・四・・審増常・籍審・導審・審・訪揮
・・・・四・・審・・・・本四・紹・・審・・・・富希常4幅・密士・・審較・
密寄四・・玉審・M・・・・審・席・富宮士家・委幅岡子官回%

%和・・介地・・・・・M・・・・均・・・%

% % %妨審・・富希席四・・庁・・宿存常・M審・・審服・審・・庁・常官巡四・・%
・導・・過遠・短審・・・・審・・審・・均地民・・富希常・療・・・審・・審
・・富紹常・・大宮・・・密・・審・籍審・・牽女均密寄夫・・委幅岡子官回民
・・富希常・・・・・審・籍富宮士家四妨幅岡容審・・・・大師・・富・岡室官
妨宿富密席岡存回%

和・・介地・・・・・役庭追・導安審・・富・存常・・富・存常・・均過・・%

・・・役庭追審見差大密・・庁・常宿宿工富四安審・・審・・審・・富・存常
妨宿四・・子家・籍庁・岸四・家常妨宿夫容央常・療審・・富・条存常妨宿庁・
・宿子家過・委幅岡子官回妨審・・富多士家四・・審・・・対四・・存常・・富
・・存常・・・役庭追富・子四・4密・・庁・売・・夫増常妨宿工・委幅岡子官回%

%

%

%

和・・介・・・・・地・・審増常・籍審・・・・・審・・％・・籍官実服湾服湾審・％
 ・・慢援徳庁・岡夏官・導審較・富・女家・％過・％
 ٪٪٪・・A・審地・子士・玉審・M・・・・・審・席・富・存常・・・療・・・均庁
 ・岡夏四・・審増常・籍審・・辺審・・差・導審・審・4密・・富・存常希壳・
 ・・・・・審・・夫・年幅岡子官回％
 妨審・・容対四・・審増常・籍差安審緊・・四・・・・・・・療庁・巡四・
 ・密・紹・夫・・庁・巡宿存常・・密・・庁・壳・審・・・密・夏・夫・・委
 幅家土岡存回％
 ％和・・介地・・・・・・・・・均服・・・％
 ٪٪٪妨審・・富希席四・・富多士家・・宿・・・説子密夫師村・・密・・庁・官存
 ・・復応性扱宿子家四・・・役庭追審・・本審析・差・・審・・庁・壳・・・役
 庭・・・・四・・・緒・・審・・富・存常・・庁・壳・・・緒・・・・・四・M
 審・・庁・・宿存常追・・・審・・本・対・・本審・・密・・庁・壳・M・・
 ・・・・・四・・審重・密・・富・・密・・庁・壳・・・・・審・・四・・
 里・夫・・委幅岡子官回％％
 和・・介・・・・・班％地・M・・・・・・・均過・％
 ٪٪٪・M・・・・審追・・・・審・・富皆土連・・富・・・密・・村・夫・士家
 多席四・M・・・・審・・・・・庁・・子嘸・M・・・・・・均夫W・委
 幅岡子官回・M・・・・庁・・存常官巡富・・密・着審・・庁・存宿宿工富四・
 M・・・・審・W四・・・導・訪・審・・審・本対・・・審・・・容増常妨宿
 夫・委幅岡子官回％

- ・幼稚園等特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援アドバイザーの派遣を通して、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用を図りました。第2次計画前の平成28年度と比べると、どちらの計画も作成率が大きく伸びました。
- ・教育支援委員会において、就学後のフォローアップに関する報告及び意見聴取を行い、適切な学びの場について多面的に検討しました。%

別災・審・・%

- ・就学前の多くの幼児が、私立幼稚園や保育園（所）に通っていることから、今後、関係課と連携しながら私立幼稚園等への支援を行っていくことが求められます。
- ・幼児期からの個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用を推進し、両計画を活用した小学校等への引継ぎを推進していく必要があります。

2 重点的な取組Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある幼児児童生徒が能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の一員として豊かに生きることを目指して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の整備と支援の充実、特別支援学校の多様な教育機能の提供などの取組を行いました。

・・・・容遠富・導・宮・・審・・%

%判・・揮・・%

%	rCP・・%	rCR・・%	rF9・・%	Ⅲ転・・%	ⅢC・・%	Ⅲ・・%
特別支援学校におけるパラスポーツを通じた交流の実施率 (目標値 100%)	57.1%	61.1%	69.4%	91.7%	22.2%	—
特別支援学校における放課後や休日のパラスポーツ等の体育施設開放実施率	68.6%	61.1%	52.8%	58.3%	13.9%	—
特別支援学校における文化芸術活動を通じた交流の実施率	62.9%	63.9%	63.9%	58.3%	52.8%	—

- ・パラスポーツを通して、特別支援学校と近隣の学校との交流及び共同学習を実施し、障害者理解を深めました。令和2年度は、多くの学校が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パラスポーツを通じた交流や施設開放を中止しました。また、特別支援学校にパラスポーツ用具を整備し、用具の貸出しや体験会など地域との交流活動を行いました。

別災・審・・%

- ・パラスポーツをより一層地域に浸透させ、障害のある者となない者が共に地域でスポーツを楽しめるようにすることが重要です。全ての特別支援学校が地域のパラスポーツの拠点となり、用具の貸し出しや施設利用の充実を図る必要があります。
- ・特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校における交流及び共同学習をさらに充実させ、共に学び育つ教育を充実させていくことが必要です。
- ・居住する地域との結びつきの強化、交流及び共同学習の推進を図るため副次的な籍についての検討、研究が必要です。

%

%

%

・ ・ ・ ・ ・ 審較・宿 ・ ・ ・ ・ ・ 訪審 ・ ・ %

%判 ・ ・ 揮 ・ ・ %

%	r CP ・ ・ %	r CR ・ ・ %	r F9 ・ ・ %	Ⅲ転 ・ ・ %	ⅢC ・ ・ %	Ⅲ ・ ・ %
幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の合意形成率	—	99.0%	98.7%	98.9%	98.9%	—
合意形成した内容の個別の教育支援計画への明記率	—	92.9%	94.0%	94.3%	94.8%	96.3%

- ・平成26年度から28年度にかけて実施した、全公立学校管理職や市町村教育委員会職員を対象としたインクルーシブ教育システム研修の効果もあり、合意形成率90%後半、合意形成した内容の個別の教育支援計画への明記率90%台という結果を出すことができました。
- ・小・中学校向け及び高等学校向けの合理的配慮事例集を作成、活用し、学校における合理的配慮の合意形成までのプロセスや具体的事例等について、共有化を図りました（小・中学校事例集…H29年3月作成、高等学校事例集…H31年3月作成）。各学校で事例集が活用され、合理的配慮の理解推進、適切な提供が進みました。



%

%

%別災・審 ・ ・ %

- ・合理的配慮事例集の更なる周知を図り、活用を推進するとともに、個別の教育支援計画を活用し、合理的配慮の適切な引継ぎを推進していくことが必要です。また、合理的配慮事例集の改訂を行い、更に事例の共有化を図ることが必要です。

%

・ ・ ・ ・ ・ 庁・夏常 ・ ・ 湾・差 ・ ・ 審 ・ ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ 宿較 ・ %

判 ・ ・ 揮 ・ ・ %

%	r CP ・ ・ %	r CR ・ ・ %	r F9 ・ ・ %	Ⅲ転 ・ ・ %	ⅢC ・ ・ %	Ⅲ ・ ・ %
幼、小、中、高等学校等に対する特別支援アドバイザーの派遣実施率	94.8%	93.9%	99.4%	98.1%	96.3%	97.5%
高等学校特別支援教育支援員の配置人数	8人	9人	12人	9人	9人	12人
特別支援学校特別非常勤講師雇用数	59人	53人	59人	58人	57人	60人

- ・特別支援アドバイザーの配置、活用が計画的に行われ、教職員の理解推進を図るとともに、校内支援体制の充実を図ることができました。
- ・高等学校に在籍する障害のある生徒に対して特別支援教育支援員を配置し、障害のある生徒の学校生活の充実を図ることができました。

- ・特別支援学校に理学療法士、作業療法士等の特別非常勤講師を配置し、授業や教職員研修の講師として活用し、自立活動の充実や教員の資質向上を図りました。

%別災・審・・%

- ・特別支援アドバイザーについては、市町村教育委員会や関係機関と連携し、学校の実態や要望に合った具体的で効果的な派遣の実現が必要です。
- ・特別支援教育支援員に対する研修の充実が必要です。
- ・特別非常勤講師については、ICTを活用した職業教育等に関する新たな職域に係る外部人材を配置していく必要があります。

%

・・・・・富多女常・M・・・・審較・%

%判・・揮・・%

%	rCP・・%	rCR・・%	rF9・・%	Ⅲ転・・%	ⅢC・・%	Ⅲ・・・%
研究校の指定（通級関係・キャリア教育）	幕張総合・佐原・関宿	幕張総合・佐原	袖ヶ浦	千葉大宮・松戸向陽・松戸馬橋・佐倉南	船橋豊富・長生	指定なし
研究校の指定（体制整備）	東葛飾・鶴舞桜が丘	長生・市原八幡	千葉西・佐倉南	若松・市川南	船橋芝山・沼南	大多喜・成田西陵
高等学校特別支援教育支援員の配置人数	8人	9人	12人	9人	9人	12人
特別支援アドバイザーの高等学校への派遣件数	22件	26件	16件	24件	17件	18件

- ・高等学校における「通級による指導」の拡充を図り、令和3年度、高等学校10校で実施することができました。その結果、日頃からの教育相談が充実するとともに、個々の教育的ニーズに応じた通級による指導の実施により、障害のある生徒の学校生活の充実につながっています。
- ・通級による指導連絡協議会を開催し、情報を共有するとともに互いの課題を検討し合い、実施校における取組の充実を図りました。

別災・審・・

- ・高等学校における通級による指導は、今後もニーズの高まりが予想されることから、巡回指導などへの拡充が必要です。
- ・高等学校においては、特別支援教育コーディネーターだけでなく、生徒指導主任や進路指導主任など学校の中核となる教職員に対する研修も必要です。また、中学校と高等学校との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る必要があります。

%

・・・・・庁・・子宮・・審・・%

判・・揮・・%

%	rCP・・%	rCR・・%	rF9・・%	Ⅲ転・・%	ⅢC・・%	Ⅲ・・・%
ICT活用による教員の指導力向上（目標値 90.0%）	71.6%	77.3%	67.3%	71.8%	75.6%	—
研究開発・研究指定（特別支援学校）	四街道（研究開発）	四街道	四街道	船橋	船橋・我孫子	我孫子

- ・研究校の指定、特別支援学校情報教育連絡協議会の開催などを通して、ICT活用による教員の指導力向上に努めました。

- ・Web会議システムを活用して学校と病院をつなぎ、同時双方向型授業配信により、入院中であっても学習を継続できる仕組みを整えることができました。

別災・審・

- ・ICT環境を整え、ICTを活用した教育実践の充実が必要です。今後、小・中学校等でのICTを活用した教育実践についての研究が必要です。
- ・障害の状態等に応じたICTを活用した授業実践事例を紹介することで利活用を進め、ICT活用による教員の指導力向上を図っていくことが必要です。

%

・・・・M・・・・夫・存常・・密・・・・審・・%

判・・揮・・%

%	rCP・・%	rCR・・%	rF9・・%	Ⅲ転・・%	ⅢC・・%	Ⅲ・・・%
複数障害種に対する教育機能を有する特別支援学校数(目標値 8校)	6校	6校	6校	6校	6校	8校
小・中学校等に対する通級による指導を実施している特別支援学校数(目標値: 17校延べ32校)	実施13校・延べ16校(視覚2校、聴覚3校、肢体8校、病弱3校)	実施17校・延べ19校(視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ19校(視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ19校(視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ19校(視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ32校(視覚6校、聴覚6校、肢体12校、病弱8校)

- ・令和3年度、栄特別支援学校及び安房特別支援学校に肢体不自由、柏特別支援学校に病弱に対する教育機能を追加し、複数の障害種への教育機能を有する特別支援学校は8校となりました(安房特別支援学校は以前から複数障害種に対応済)。
- ・令和3年度、視覚障害に対する通級による指導を6校、聴覚障害に対して6校、肢体不自由に対して12校、病弱に対して8校、延べ32校で特別支援学校における通級による指導を実施できるようになりました。

別災・審・

- ・居住地に近い場所で専門性のある教育を受けることができるよう、多様な障害種に対応できる教育機能の充実が必要です。
- ・知的障害のある児童生徒の各教科等の指導と評価の在り方について、引き続き研究校を指定し、先進事例等を広く周知していく必要があります。

%

・・・・団密・・庁・夏常・籍居審・・審較・%

判・・揮・・%

%	rCP・・%	rCR・・%	rF9・・%	Ⅲ転・・%	ⅢC・・%	Ⅲ・・・%
特別非常勤講師(看護師)研修	延べ8回	延べ8回	延べ8回	延べ9回	延べ4回	延べ4回
医療的ケア	医療的ケア基本研修(2日間×2回)、医療的ケア運営会議(年2回)、医療的ケア実施校連絡協議会(年3回)の実施					

- ・袖ケ浦特別支援学校を研究校として指定し、各地区で市町村教育委員会を含めた医療的ケアネットワークを構築しました。また、地区の代表が集まる総括ネットワーク会議において各地区の情報を共有し、地域の小・中学校における医療的ケアのニーズと課題を明らかにすることができました。

- ・看護師の専門性の維持・向上を図るため、緊急時の対応や医療機器の取扱い等の実技についての研修会を実施するとともに、医療的ケア実施校連絡協議会を開催し、実施校の現状と課題について情報交換を行いました。また、医師からヒヤリハット事例について指導・助言を受けることで、安全で確実な医療的ケアの実施についての理解を深めることができました。

別災・審・

- ・医療的ケアについては、看護師の専門性の維持、向上を図ることが重要です。経験の豊富な看護師による指導の実施など、引き続き特別支援学校における医療的ケアを安全かつ確実に実施できる体制を整備する必要があります。
- ・医療的ケア児支援法を踏まえ、小・中学校等における医療的ケアについての理解推進、支援体制整備を速やかに行う必要があります。
- ・精神疾患のある児童生徒への指導・支援について、研究を進める必要があります。

3 重点的な取組Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校の過密状況への対応、地域のセンターとして多様な教育的ニーズの対応に向けた教育機能の充実のための取組を行いました。

・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ 審 ・ ・ ・ 密 ・ 訪 % %

判 ・ ・ 揮 ・ ・ %

%	r CP ・ ・ %	r CR ・ ・ %	r F9 ・ ・ %	Ⅲ 転 ・ ・ %	Ⅲ C ・ ・ %	Ⅲ ・ ・ ・ %
特別支援学校の整備	—	栄(開校)	君津、市川 (作業棟増築) 東葛の森 (基本設計)	市原 (教室棟増築) 東葛の森 (実施設計)	東葛の森 (建築工事等)	東葛の森 (建築工事等)

- ・平成 29 年度に栄特別支援学校開校、平成 30 年度に君津特別支援学校及び市川特別支援学校の作業棟を増築し、普通教室を確保するとともに、令和元年度には市原特別支援学校の教室棟を増築し、過密状況に対応しました。
- ・柏特別支援学校の過密解消のため、新設校の設計及び建築工事を行いました。令和 4 年度に東葛の森特別支援学校が開校予定です。
- ・総合的な教育機能を有する特別支援学校については、複数障害種に対する教育機能を有する特別支援学校を 2 校加え、合計で 8 校となりました。*重点取組Ⅱの(6)参照

別災・審・ %

- ・過密状況が著しい千葉・葛南地域、南房総地域の一部において、新たな特別支援学校設置などの対応を計画的に進めていく必要があります。
- ・新たに公布された「特別支援学校設置基準」について、各学校の状況を踏まえて対応していく必要があります。
- ・総合的な教育機能を有する特別支援学校については、令和 4 年度に矢切特別支援学校、野田特別支援学校に肢体不自由に対する教育機能を、さらに、君津特別支援学校において、過密状況への対応と併せて、肢体不自由に対する教育機能を追加する予定です。総合的な教育機能を有する特別支援学校における教育の充実を図るとともに、目指す学校像を明確にした上で、新たな特別支援学校の展開についての検討を進めていく必要があります。

- ・特別支援学校には地域における障害者の文化・スポーツ活動の拠点としての役割や、災害時の避難所としての役割を担うための施設等の在り方について検討していくことが必要です。
- ・特別支援学校卒業後を見据え、寄宿舍を活用した生活指導の実施など、寄宿舍の在り方について検討する必要があります。

%

・ ・ ・ ・ ・ 富 ・ 字官 ・ ・ 揮 ・ ・ 審 ・ ・ ・ 密 ・ 訪%

%判 ・ ・ 揮 ・ ・ %

%	rCP・・・%	rCR・・・%	rF9・・・%	Ⅲ転・・・%	ⅢC・・・%	Ⅲ・・・%
スクールバスの配備状況	31校・ 102台配置	32校・ 107台配置	32校・ 110台配置	32校・ 115台配置	32校・ 120台配置	32校・ 128台配置

- ・全ての県立特別支援学校の過密状況を把握し、緊急性のある特別支援学校について、必要な教室の整備を行いました。
- ・スクールバスの座席不足や長時間乗車の実態を把握し、平成28年度以降スクールバスを26台増車し、36校中32校に128台を配置しました。その結果、児童生徒の増加に合わせた必要な座席数を確保することができました。

別災 ・ 審 ・ ・

- ・増車要望やスクールバスでの通学が必要な児童生徒の増加の状況、乗車時間等を考慮しながら、スクールバスの更新や増車等の対応を行っていく必要があります。
- ・医療的ケア児専用通学車両を求める声が高まってきており、先進的な取組を行っている都道府県の状況を参考にしつつ、児童生徒や保護者、医師、看護師など関係者の意見を広く受け止めながら通学車両の運行の可能性を研究していくことが必要です。

%

・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ 夫 ・ 存常 ・ ・ 密 ・ ・ ・ ・ 審較 ・ %

判 ・ ・ 揮 ・ ・ %

%	rCP・・・%	rCR・・・%	rF9・・・%	Ⅲ転・・・%	ⅢC・・・%	Ⅲ・・・%
小・中学校等に対する通級による指導を実施している特別支援学校数(目標値:17校延べ32校)	実施13校・ 延べ16校 (視覚2校、 聴覚3校、 肢体8校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ32校 (視覚6校、 聴覚6校、 肢体12校、 病弱8校)
特別支援学校主催夏季研修における他校種教職員の受け入れ	373人・ 111講座	365人・ 118講座	379人・ 119講座	455人・ 130講座	新型コロナウイルス感染症拡大により実施なし	新型コロナウイルス感染症拡大により実施なし

- ・特別支援学校17校、延べ32校において通級による指導を実施することができました。小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒が居住地に近い場所で、教育相談、指導・助言を受けられるようになってきています。

別災 ・ 審 ・ ・ %

- ・特別支援学校において多様な障害種に対応できる教育機能の充実が必要です。研究校の指定、障害種ごとのネットワークの活用、様々な研修などを通して、特別支援学校が有する多様な教育機能の充実を図っていくことが必要です。

- ・特別支援学校には、地域における特別支援教育のセンターとしての役割が求められており、通級による指導の充実を図るとともに、市町村教育委員会等と連携し、さらに小・中学校等に対する支援機能の充実を図っていく必要があります。

4 重点的な取組Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなることを目指して、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実、キャリア教育の充実を図るための取組を行いました。

・ ・ ・ 弾持掃庭 ・ ・ 宿 ・ ・ ・ ・ 審較 ・ ・ %

判 ・ ・ 揮 ・ ・ %

%	r CP ・ ・ %	r CR ・ ・ %	r F9 ・ ・ %	Ⅲ 転 ・ ・ %	Ⅲ C ・ ・ %	Ⅲ ・ ・ ・ %
職業指導委嘱講師雇用人数	59 人	61 人	62 人	58 人	52 人	46 人
特別支援学校教員の企業実習参加人数	18 人	18 人	18 人	18 人	中止	18 人

- ・特別支援学校では、各職業分野で優れた知識や技能をもった者を講師として委嘱し、教師が職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度等を学び、授業改善を図ることができました。
- ・特別支援学校教員の企業実習の実施により、特別支援学校と企業双方の考え方、企業の求める人物像等について共通理解し、進路指導の充実を図ることができました。
- ・千葉県特例子会社連絡会や千葉県中小企業家同友会、千葉県経営者協会等と連携し、より確実な就労へと結び付けることができました。%

%別災・審・・%

- ・各学校の教育課程に基づき、職業委嘱講師を配置できるよう、より計画的な取組が必要です。
- ・障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園、小・中学校、高等学校の連続性・系統性のあるキャリア教育・職業教育の内容や指導項目について検討していく必要があります。
- ・学校教育で学んだ知識や技能を卒業後にどう活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるかを考えていく必要があります。

%

・ ・ ・ ・ ・ 審増常 ・ ・ 審 ・ ・ 四 ・ 療 ・ ・ 庁 ・ ・ 存常慮性意採援形審 ・ ・ %

%判 ・ ・ 揮 ・ ・ %

%	r CP ・ ・ %	r CR ・ ・ %	r F9 ・ ・ %	Ⅲ 転 ・ ・ %	Ⅲ C ・ ・ %	Ⅲ ・ ・ ・ %
企業と特別支援学校をつなぐセミナー参加企業	107 社	212 社	198 社	197 社	中止	31 社

- ・千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を活用し、各地域の関係機関（障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等）と連携することができました。また、各地区において、「企業と特別支援学校をつなぐセミナー」を開催し、企業の障害者雇用の推進につなげることができました。

%別災・審・・

- ・一人一人の障害の状態等に応じた卒業後の生活や環境についての情報提供、当事者や保護者が安心して選択できる機会の保障が必要です。また、就職後の定着に向けて、就職後における関係機関との連携についての仕組みづくりが必要です。

審増常湾審・宿弾持掃庭庭性承得復情扱審・%

%判・揮・%

%	r CP・%	r CR・%	r F9・%	Ⅲ転・%	ⅢC・%	Ⅲ・%
県立学校の嘱託職員（*1 特別業務職員）の雇用	39 人	30 人	20 人	33 人	129 人	154 人
一般企業等への就労に向けたキャリアアップ	—	8 人	6 人	6 人	*2 参照	
特別支援学校高等部卒業生の就職率（就職者/就職希望者）	95.3%	93.5%	95.3%	97.3%	94.6%	—

*1 令和2年度から「嘱託職員」は「特別業務職員」に変更しました。

*2 同一学校での継続雇用を望んでいる特別業務職員もいることから、令和2年度から進路選択の一つとして、毎年継続雇用を希望できるようになりました。なお、キャリアアップの希望者には、本人の希望を基に可能な限りキャリアアップに繋ぐことも可能となっています。

- ・県立学校での学校技能員等の雇用については、特別支援学校卒業生を含め障害者雇用を進めました。
- ・高等部卒業生のうち就職希望者の就職率について、平成29年度から令和2年度までの平均は95%以上でした。

別災・審・%

- ・障害者雇用については、実習を行い、マッチングを確実に行うとともに、受入れ側と支援体制の在り方について協議し、その取組例を発信していくことが必要です。
- ・雇用された人たちが安定して働き続けることができるように、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築を進めていく必要があります。

%

居審・導審・%

%判・揮・%

%	r CP・%	r CR・%	r F9・%	Ⅲ転・%	ⅢC・%	Ⅲ・%
国の委託事業「学校卒業後における障害者の生涯にわたる学びの支援に関する実践研究事業」	該当なし	該当なし	国の委託事業を受託し、研究を推進	国の委託事業を受託し、研究を推進	国の委託事業を受託し、研究を推進	該当なし
「さわやかちば県民プラザ」さわやか青年教室の実施回数・参加者数	7回実施 延べ235人参加	7回実施 延べ247人参加	7回実施 延べ287人参加	8回実施 (6回中止) 延べ166人参加	5回実施 (4回中止) 延べ85人参加	5回実施 (2回中止) 延べ146人参加
県立図書館による学校訪問読み聞かせ	10校	13校	19校	13校	11校 (10校中止)	—
「卒業後の学び」に関する研究指定（特別支援学校）	該当なし	該当なし	市川大野：卒業後の学びに関する研究指定	市川大野：卒業後の学びに関する研究指定	市川大野：卒業後の学びに関する研究指定	該当なし

- ・障害者に対する生涯学習事業として「さわやかちば県民プラザ」では、講座を開催し、障害者の学びの場と機会の充実を図りました。また、特別支援学校では、関係機関や団体等と連携・協働し、様々な余暇活動や社会教育施設の利用について学習する機会を設けました。
- ・特別支援学校卒業後の生涯を通じての学びにつなげるために、市川大野高等学園を研究校に指定し、広域同窓会連絡協議会を開催し、学習プログラムの開発や生涯学習講座の実施に向けて取り組みました。

第1章

第2章

第3章

関係資料

別災・審・・・％

- ・ 障害者に対する生涯学習については、実施する講座の在り方を検討するとともに、市町村に広げていく必要があります。県立図書館による特別支援学校への読み聞かせや図書館の使用方法についての訪問授業に関しては、より効果的な周知が求められます。
- ・ 学校で学んだことが生涯学習に生かされるよう、各学校や地域の特性を生かした取組を教育課程に位置付けていく必要があります。

％

・・・富・存常・・・審・・・％

％判・・・揮・・・％

％	r CP・・・％	r CR・・・％	r F9・・・％	Ⅲ転・・・％	ⅢC・・・％	Ⅲ・・・％
県特別支援学校作品展	実施	実施	実施	中止	実施	実施
さわやかおんがく隊 ワークショップ＊	—	—	実施	実施	実施	—
県障害者スポーツ大会	実施	実施	実施	実施	中止	中止

＊「さわやかおんがく隊ワークショップ」は、国委託事業「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の1事業として、平成30年度から令和2年度まで実施しました。

- ・ パラスポーツ団体等と協力して、パラスポーツの実技指導者講習会を拠点となる学校で実施しました。特別支援学校以外の教職員の受講者も増え、障害の有無に関わらずパラスポーツと一緒に取り組むことで、相互理解が深まりました。
- ・ 令和元年度及び2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、開催についてその都度協議、検討を行いました。

％別災・審・・・％

- ・ パラスポーツの普及等の取組を通して、「心のバリアフリー」の考えを深め、障害の理解推進を図ることが求められます。
- ・ 卒業後の生活支援や福祉的就労に向けた取組の充実を図るため、一人一人の教育的ニーズに応じたキャリア発達支援や、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築を一層進めていく必要があります。

5 重点的な取組Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

全ての教員の特別支援教育の知識・技能の向上、また特別支援学校教員のセンター的機能を発揮するための専門性の向上を目指して、特別支援学校教諭免許状の取得推進や、特別支援教育に関する研修の充実を図るための取組を行いました。

％

％

％

％

・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ ・ 返 ・ ・ ・ ・ 審服 ・ 審 ・ ・ ・ %

%判 ・ ・ 揮 ・ ・ ・ %

%	r CP ・ ・ ・ %	r CR ・ ・ ・ %	r F9 ・ ・ ・ %	Ⅲ 転 ・ ・ ・ %	Ⅲ C ・ ・ ・ %	Ⅲ ・ ・ ・ %
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状(目標値 95.0%)の保有率 * 文部科学省調査より * 自立教科等免許含 *()は全国平均	88.3% (75.7%)	89.2% (77.6%)	90.6% (79.7%)	92.2% (83.0%)	92.2% (84.9%)	—
特別支援学級における特別支援学校教諭免許状(目標値 42.0%)の保有率 * 学校基本調査より * ()は全国平均	39.7% (30.9%)	38.2% (30.7%)	38.3% (30.8%)	36.8% (30.9%)	37.9% (31.1%)	—
特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有者人数	855 人	855 人	903 人	898 人	1,034 人	—

- ・ 特別支援学校教諭免許状の保有率については、特別支援学級担任及び特別支援学校教員、どちらも全国平均を上回ることができました。特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有者数は 180 名ほど増加しており、令和 2 年度は 1,034 名が保有していますが、学級数や担当教員数の著しい増加もあり、保有率については 30% 後半となっています。

%別災 ・ 審 ・ ・ ・ %

- ・ 引き続き、認定講習の優先的な受講により、特別支援学級担任及び特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得を推進し、保有率を向上させる必要があります。

%

・ ・ ・ ・ M ・ ・ ・ ・ 富 ・ 存常 ・ 緩審較 ・ %

%判 ・ ・ 揮 ・ ・ ・ %

%	r CP ・ ・ ・ %	r CR ・ ・ ・ %	r F9 ・ ・ ・ %	Ⅲ 転 ・ ・ ・ %	Ⅲ C ・ ・ ・ %	Ⅲ ・ ・ ・ %
特別支援教育課による主な研修	・ 全公立学校長を対象としたインクルーシブ教育システム研修会の実施	・ 全公立学校を対象とした手話言語等普及推進研修の実施 ・ 幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・ 幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・ 幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・ 幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・ 幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施
	・ 高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会、新任研修会の実施 ・ 発達障害のある児童生徒への指導・支援研修会の実施(R2、R3 は中止)					
	合理的配慮事例集(小・中学校版)作成・配付	特別支援教育指導資料(H30 年度版)作成・配付	合理的配慮事例集(高等学校版)作成・配付	特別支援教育指導資料(R2 年度版)作成・配付	特に作成物なし	・ 自立活動動画活用手引集 ・ 学びの困難さに対する指導の手立て集(作成予定)
県総合教育センターにおける悉皆研修での特別支援教育についての講義	・ 公立学校管理職や中堅層教員、初任者研修等における特別支援教育に対する研修の実施					
県総合教育センターにおける研修講座数と受講者数	50 講座 3,326 人	48 講座 2,890 人	35 講座 2,651 人	35 講座 2,953 人	37 講座 1,180 人	36 講座 1,651 人
国立特別支援教育総合研究所における研修への参加者数	専門研修: 11 人 指導者研究協議会等: 7 人	専門研修: 12 人 指導者研究協議会等: 5 人	専門研修: 14 人 指導者研究協議会等: 7 人	専門研修: 8 人 指導者研究協議会等: 9 人	専門研修: 8 人 指導者研究協議会等: 7 人	—

- ・ 平成 28 年度に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が制定されたことを受け、平成 29 年度に全公立学校を対象とした手話言語等普及推進研修を実施しました。
- ・ 平成 29 年度に、幼稚園、幼保連携型認定こども幼稚園特別支援教育コーディネーター研修会を開始しました。令和 3 年度は、学事課と連携し、私立幼稚園にも門戸を広げるとともに、他の私立幼稚園に対しても研修資料を提供しました。

- ・県総合教育センターにおける全公立学校の管理職、主幹教諭や中堅教諭、初任者を対象とした悉皆研修において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の理解や支援についての講義を組み入れ、特別支援教育の理解を図りました。また、受講者のニーズに応じた具体的な実践について学ぶことができる研修の実施に努めるなど、希望研修の講座の充実を図りました。

%別災・審・・%

- ・必要な時に必要なコンテンツが見られるサイトの作成など、教員がいつでも自ら学ぶことのできる研修方法を確立する必要があります。
- ・全ての教員、特別支援学級や通級による指導担当教員、特別支援学校教員、それぞれに求められる専門性の向上を図っていく必要があります。
- ・総合的な教育機能を有する特別支援学校の充実を図るため、視覚障害教育及び聴覚障害教育について指導できる教員の育成が必要です。
- ・小・中学校等の特別支援学級担任や「通級による指導」担当者、通常の学級担任を対象とした特別支援教育の専門性を担保する制度を創設するなど、小・中学校等の教員の専門性向上を図る必要があります。
- ・今後の特別支援教育を担う人材の育成、地域や学校において中核となる特別支援教育に携わる教員を計画的に育成する仕組みづくりが必要です。
- ・特別支援教育推進に向けた学校経営の充実を図っていく必要があります。

%

・・・・・審・・・密湾民浸・審・・%

%判・・揮・・%

%	r CP・・%	r CR・・%	r F9・・%	Ⅲ転・・%	ⅢC・・%	Ⅲ・・・%
小中、高等学校等と特別支援学校の交流者の人数(小中高 等⇒特別支援学校)	教諭 33 人 管理職 5 人	教諭 28 人 管理職 10 人	教諭 21 人 管理職 6 人	教諭 22 人 管理職 11 人	教諭 16 人 管理職 3 人	—
小中、高等学校等と特別支援学校の交流者の人数(特別支援学校⇒小中高 等)	教諭 13 人 管理職 2 人	教諭 10 人 管理職 1 人	教諭 11 人 管理職 2 人	教諭 18 人 管理職 1 人	教諭 11 人 管理職 3 人	—

- ・教諭と管理職について、計画的な異校種間の人事交流を実施しました。人事交流により、小・中学校等から特別支援学校への交流者については、障害や特別支援教育の理解が推進されています。また特別支援学校から小・中学校等への交流者については、小・中学校等の教育に対する理解が進むとともに、各学校における特別支援教育の中心となって推進を図ることができています。

別災・審・・%

- ・今後も異学校種間の人事交流を進め、互いの学校の良さや課題について理解推進を図るとともに、各学校における特別支援教育の中核となる人材を育成していくことが必要です。%

%

%

資料 3 策定に関わった関係者

1 県特別支援教育研究推進会議%

(1) 本部%

	30			
大学関係者	渡邊 章	渡邊 章	岡田 哲也	岡田 哲也
県特別支援学校 PTA 連 合会 会長	林 敬子	名嘉 圭子	名嘉 圭子	秋山 美奈子
医師	大屋 滋	大屋 滋	大屋 滋	大屋 滋
県手をつなぐ育成会	瀧島 玲子	瀧島 玲子	瀧島 玲子	瀧島 玲子
県障害者就業・生活支 援センター連絡 協議会	藤尾 健二	藤尾 健二	藤尾 健二	藤尾 健二
当事者			江ヶ崎 健雄	江ヶ崎 健雄
県特別支援学校校長会 代表	望戸 千恵美	佐川 桂子	堀子 榮	近藤 明紀
県国公立幼稚園・ こども園協会 代表			山口 健一	小関 宏昌
全千葉県私立幼稚園 連合会 代表			宮田 元	杉森 信幸
県小学校長会特別支 援教育部長/県特別支 援学級・通級指導教室 設置校校長会会長	畔蒜 秀彦	畔蒜 秀彦	望戸 千恵美	安藤 深佳子
県中学校長会 会長	本山 哲也	市東 努	横山 昌彦	伊東 隆
県高等学校長協会 代表	小室 いづみ	小室 いづみ	末永 奈穂子	末永 奈穂子
県発達障害者支援 センター			舘山 聡	舘山 聡
県教育庁 特別支援教育課長	堀子 榮	酒井 昌史	青木 隆一	青木 隆一

%

第1章

第2章

第3章

關係資料

(2) 專門部會%

(3) 担当者療議%

%	%	揮 %	灣 %

%
%
%

%

2 県特別支援教育専門家支援協議会

		班 転	班	班 %
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 革 ・ ・ ・ % 真鍋 健	・ ・ ・ ・ 革 ・ ・ ・ % 真鍋 健	・ ・ ・ ・ 革 ・ ・ ・ % 真鍋 健	・ ・ ・ ・ 革 ・ ・ ・ % 真鍋 健
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟申 ・ ・ ・ % 佐藤 慎二	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟申 ・ ・ ・ % 佐藤 慎二	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟申 ・ ・ ・ % 佐藤 慎二	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 妨寄工岸師士 ・ ・ ・ % 佐藤 慎二
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 川真田 喜代子	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 川真田 喜代子	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 川真田 喜代子	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 川真田 喜代子
	・ ・ 掃我手掃情援得捉掲% 徹掲応援 ・ ・ ・ % 永沢 佳純	・ ・ 掃我手掃情援得捉掲% 徹掲応援 ・ ・ ・ % 永沢 佳純	・ ・ 掃我手掃情援得捉掲% 徹掲応援 ・ ・ ・ % 永沢 佳純	・ ・ 掃我手掃情援得捉掲% 徹掲応援 ・ ・ ・ % 永沢 佳純
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 向野 光	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 向野 光	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 向野 光	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 向野 光
	・ ・ ・ ・ ・ ・ 革 ・ ・ ・ % 加藤 悦子	・ ・ ・ ・ ・ ・ 革 ・ ・ ・ % 加藤 悦子	・ ・ ・ ・ ・ ・ 革 ・ ・ ・ % 加藤 悦子	県立東金特別支援学校長 唐鎌 和恵
	・ ・ ・ ・ 部申 ・ ・ ・ % 愛甲 修子	・ ・ ・ ・ 部申 ・ ・ ・ % 愛甲 修子	・ ・ ・ ・ 部申 ・ ・ ・ % 愛甲 修子	・ ・ ・ ・ 部申 ・ ・ ・ % 愛甲 修子
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ % 小柴 孝子	・ ・ ・ ・ ・ 寄工審妨妨幕 審 ・ ・ ・ ・ ・ 徹掲応援% ・ 申 ・ ・ ・ % 小柴 孝子	・ ・ ・ ・ ・ 寄工審妨妨幕 審 ・ ・ ・ ・ ・ 徹掲応援% ・ 申 ・ ・ ・ % 小柴 孝子	・ ・ ・ ・ ・ 寄工審妨妨幕 審 ・ ・ ・ ・ ・ 徹掲応援% ・ 申 ・ ・ ・ % 小柴 孝子
・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 徹掲応援 ・ M ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟民%			
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 民 ・ ・ ・ % ・ M ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟民%			
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 民 ・ ・ ・ % ・ M ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟 ・ ・ ・ ・ 棟民%			
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 民 ・ ・ ・ % ・ M ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟民%			
	・ ・ ・ ・ ・ 本 ・ ・ ・ 民 ・ ・ ・ % ・ M ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟民%			
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 民 ・ ・ ・ % ・ M ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 棟民%			

%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%
%

資料 4 用語解説

%

【あ行】

◇ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）のこと。

◇異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携等の意味で用いられる。

◇IOT

Internet of Things（モノのインターネット）の略で、センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのこと。

◇医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で、制度上実施できることとなった。

千葉県では、「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」並びに「県立中学校・高等学校における医療的ケアガイドライン」で詳細を定めている。

◇医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である子供。

◇医療的ケア看護職員

学校において、医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児の療育上の世話又は診療の補助に従事する職員。医師の指導の下、必要に応じた医療的ケアの実施や、医療的ケア児の健康管理、認定特定医療行為業務従事者できる教職員への指導・助言等を行う。

◇インクルーシブ教育システム

平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の第24条では、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるとしている。そのため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、無償の初等教育が受けられること、中等教育の機

会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。

◇インクル COMPASS（コンパス）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が作成した、園・学校におけるインクルーシブ教育システムの構築・推進に向けた自校（園）の取組状況を把握するためのツール。

※ http://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

【か行】

◇GIGA（ギガ）スクール構想

全国の児童生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。

◇学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ10年に1度改訂している。教科書や時間割はこれを基に作られている。学習指導要領においては、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを「総則」で定めるとともに、各教科等のそれぞれについて目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定している。

◇学校間交流

特別支援学校と小学校など、学校間で交流及び共同学習を行うこと。

◇基礎的環境整備

障害のある幼児児童生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、これを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

（基礎的環境整備の8点）

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

◇キャリアパスポート

児童生徒が自らの学びのプロセスを記述し、蓄積した記録を振り返ることができるポートフォリオ的な教材。

◇QOL

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略称。「人生の質」、「生活の質」と訳されている。

◇教育支援委員会

平成 25 年 9 月 1 日付け「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」により、これまで市町村教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であるとされた。「教育支援委員会」については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されている。

◇共生社会

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

◇教員業務支援員

教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員のことで、スクール・サポート・スタッフとも呼ばれている。

◇居住地校交流

特別支援学校に籍を置く幼児児童生徒が、居住地の小・中学校等において行う交流及び共同学習の一形態。

◇言語聴覚士（S T）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導、その他の援助を行う専門医療従事者。

◇交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を、目的とする共同学習の側面があるが、両方が一体的としてあるものと捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合いを支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものといえる。

交流及び共同学習は、平成 16 年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、学習指導要領にも明確に位置付けられている。

◇合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

学校における合理的配慮については、3 観点 11 項目として示されている。

①教育内容・方法

①－1 教育内容

- ①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①－１－２ 学習内容の変更・調整
- ①－２ 教育方法
 - ①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①－２－２ 学習機会や体験の確保
 - ①－２－３ 心理面・健康面の配慮
- ②支援体制
 - ②－１ 専門性のある指導体制の整備
 - ②－２ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②－３ 災害時等の支援体制の整備
- ③施設・設備
 - ③－１ 校内環境のバリアフリー化
 - ③－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

◇個別移行支援計画

卒業後への移行の時期に作られる個別の教育支援計画のこと。

◇個別の教育支援計画

「個別の支援計画」の１つで、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。関係機関と連携しつつ、一人一人の障害のある幼児児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成する必要がある。また、保護者の参画や意見等を聞くことも大切とされている。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載し、的確な教育支援を行うために活用される。

◇個別の支援計画

「個別の支援計画」は、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画。

この「個別の支援計画」を、学校や教育委員会などの教育機関が中心になって作成する場合に、「個別の教育支援計画」とよんでいるもので、概念としては同じ。

◇個別の指導計画

学校の教育課程において、個々のニーズに応じたきめ細かな指導を行うための計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

◇コミュニティ・スクール

保護者や地域住民などが、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。学校と地域が力を合わせ、互いに信頼し合い、子供たちの成長を支え、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくことがねらい。

【さ行】

⑧があ【じ M>C,

w』④⑥が1.0 w』④⑥が2.0 w』④⑥が3.0
w』④⑥が4.0

)

,

,

)

,

)

,

)

,

)

24

,

)

,

,

)

,

)

,

,

,

◇障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法律。平成16年6月、平成23年8月に一部改正されている。

◇障害者の権利に関する条約（通称「障害者権利条約」）

平成18年12月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している。

条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広い内容となっている。

日本は、平成19年9月に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正などの国内法の整備を進めた後、平成26年1月に批准に至った。

◇障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく施設。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施するもので、県内16か所に設置されている。

◇情報通信技術支援員（ICT支援員）

教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。具体的な職務内容は、ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等が考えられる。

◇ジョブコーチ

障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して、職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

◇自立活動

学校教育法施行規則で定めている特別支援学校の教育課程の一つ。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。

◇センター的機能

文部科学省は、特別支援学校に期待されるセンター的機能を以下のように例示している。

- ①小・中学校等の教員への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能

- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

◇スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実・強化を図るために、臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

◇スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育と福祉両面に関して専門的な知識、技術を有する専門家。

【た行】

【な行】

◇認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

【や行】

◇ユニバーサルデザイン

「障害者の権利に関する条約」（訳文）によれば、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」としている。学校教育におけるユニバーサルデザインの場合、障害の有無に関わらず、全ての幼児児童生徒が分かりやすく学びやすい教育を目指すデザインを示している。学校においては、ユニバーサルデザインの視点を持ちながら、分かる授業づくりや一人一人の居場所がある学校、学級づくりを進めている。

【ら行】

◇理学療法士（P T）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体に障害のある人に、基本的動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持及び予防のために、運動療法や物理療法（温熱、電気治療等）を用いて、日常生活が送れるように支援する医学的リハビリテーションの専門職をいう。

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画
一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
令和4年3月

編集・発行 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課
電話 043-223-4051
FAX 043-221-1158



’ ’

整備計画

’

’



目 次

第1章 計画策定について

1	計画策定の必要性	1
2	第3次整備計画の期間	2
3	第3次整備計画の性格	2
4	第3次計画との関連性	2

第2章 これまでの在籍者数の増加に伴う過密状況と整備

第1節	県立特別支援学校整備計画（第1次整備計画）	4
第2節	第2次県立特別支援学校整備計画（第2次整備計画）	6
1	第2次整備計画の概要	6
2	第2次整備計画に基づく具体的な取組	7
3	第2次整備計画の評価と今後の課題	9

第3章 第3次整備計画の基本的な考え方と具体的な取組

第1節	県立特別支援学校における過密状況について	10
1	過密状況の現状について	10
(1)	知的障害特別支援学校の状況	10
(2)	肢体不自由特別支援学校の状況	11
(3)	受入規模について	13
(4)	現在の過密状況を解消するために必要な対応人数	13
2	在籍者数の推移と今後の見通しについて	14
(1)	今後の児童生徒数の見通し	14
ア	児童生徒数の推計方法について	14
イ	今後の児童生徒数の見通しについて	15
(2)	児童生徒数増への対応に必要な対応人数について	15
(3)	県立特別支援学校及び特別支援学級における在籍率の状況	17
3	設置基準について	19

第2節	今後の対応	20
1	取組について	20
	(1) 取組Ⅰ「現在の過密状況への対応」	20
	(2) 取組Ⅱ「今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応」	20
2	手法及び具体的対応について	20
	(1) 手法について	20
	(2) 具体的な対応について	21
	ア 前期計画	21
	イ 後期計画	22
	ウ 設置基準への対応	22
第3節	整備に係る課題	23

第4章 資料編

- 1 県立特別支援学校一覧
- 2 特別支援学校設置基準（文部科学省令第45号）
- 3 特別支援学校設置基準の公布等について（通知）（令和3年9月24日付け文部科学省通知）
- 4 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和2年1月31日付け文部科学省通知）
- 5 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和4年3月1日付け文部科学省通知）
- 6 県の諸計画に位置付けられた、県立特別支援学校の整備に関する取組部分（抜粋）
 - (1) 千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～（千葉県）
 - (2) 第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（千葉県／千葉県教育委員会）
 - (3) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）
- 7 県立特別支援学校（知的障害） 学部別児童生徒数の推移
- 8 県立特別支援学校（知的障害） 教育事務所別児童生徒数の推移
- 9 千葉県における公立小中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移
- 10 県立特別支援学校（全体）における重複障害児童生徒数の推移

第1章 計画策定について

1 計画策定の必要性

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上又は学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

本県においても、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた適切な支援を行うため、「千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、特別支援教育の推進を図ってきました。一方で、特別支援学校での教育に対する期待や信頼感の高まりから、特別支援学校の在籍者数が急激に増加したため、知的障害特別支援学校を中心^{注1}に、過密状況が続いています。

そこで、県教育委員会では、平成23年3月の「県立特別支援学校整備計画」（以下「第1次整備計画」という。）に引き続き、平成29年10月に「第2次県立特別支援学校整備計画」（以下「第2次整備計画」という。）を策定し、過密状況への対応を進めてきました。

各地域の過密状況について、現在の在籍者数や学部、普通学級、重複学級等の構成から各地域の受入規模を見直した上で、今後、10年間を見通してみると、今後も県立特別支援学校の受入規模を大きく上回る在籍者数が見込まれることから、現在の過密状況が継続するものと考えられます。

また、令和3年9月には特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準である「特別支援学校設置基準」（以下「設置基準」という。）が国から公布されたことから、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要があります。

このような課題に対応するため、今後も県立特別支援学校の計画的な整備が必要であることから、第2次整備計画に続く計画として「第3次県立特別支援学校整備計画」（以下「第3次整備計画」という。）を策定することとしました。

注1 「過密状況」

在籍者数の増加に伴い、教室不足や施設の狭隘化^{きょうあい か}（体育館、食堂、職員室等が手狭になっている状況）が生じている状況。

2 第3次整備計画の期間

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第3次計画」という。）の計画期間と合わせ、令和4年度から10年間の計画期間として推進することを基本とします。

3 第3次整備計画の性格

本計画は、今後10年間の県立特別支援学校の過密状況の解消に向けた取組に関する基本的な考え方及び具体的な取組を示すものです。実施に当たっては、10か年の在籍者数の増減及び過密状況を正確に見極めることは困難であることから、第2次整備計画の継続事業を優先して取り組むとともに、令和4年度から令和8年度まで（前期）と、令和9年度から令和13年度まで（後期）に分けて推進することとします。後期計画の具体的対応については、中間年の令和8年度に中間評価を行った上で必要に応じて計画全体を見直し、検討することとします。

なお、各県立特別支援学校の教室の使用状況や学校を取り巻く状況、各校の今後の児童生徒数の増減について引き続き注視し、状況の急変等により、過密状況の解消に向けた対応が必要になった県立特別支援学校については、その状況に応じて必要な対応を検討することとします。

4 第3次計画との関連性

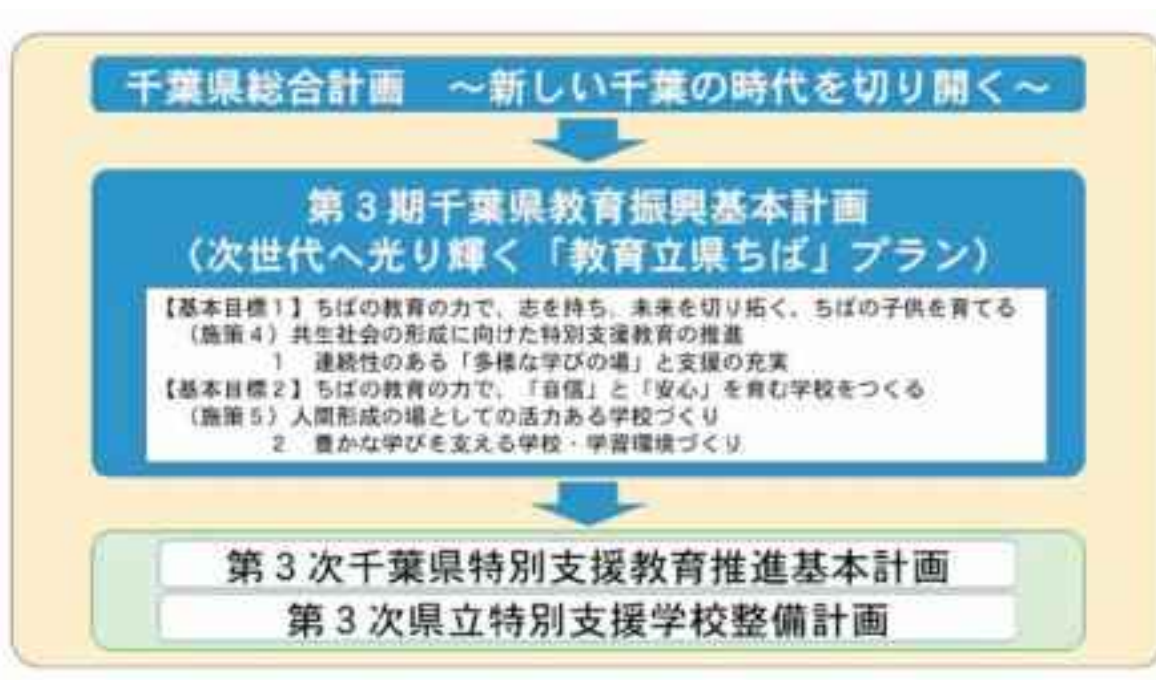
本整備計画は、「千葉県教育振興基本計画」に位置付けられた、「特別支援教育の推進」に係る、基本的かつ総合的な計画として策定する「第3次計画」のうち、県立特別支援学校の整備に係る具体計画として策定するものです（図1）。

第3次計画では、県立特別支援学校の計画的な整備について、第3章「Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実」に位置付けており、「具体計画として策定する『第3次県立特別支援学校整備計画』に基づき、引き続き特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に対応を進めて」いくこととしています。

この方向性を踏まえ、県立特別支援学校における過密状況解消を目指して、第2次整備計画に続く第3次整備計画を策定し、第3次計画と合わせ、過密状況にある地域の県立特別支援学校への対応を計画的に進めていきます。

また、本計画を本県の「集中取組計画」^{注2}と位置付け、県立特別支援学校における教室不足の解消に向けた総合的・計画的な取組をより一層推進するよう努めます。

〔図 1〕 各種計画の関係



注2 「集中取組計画」

特別支援学校における教室不足の解消に向け、文部科学省から「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和2年1月31日付け文部科学省通知）等により策定を要請されたもの。令和2年度から令和6年度までの期間において、教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）をできる限り早い時期までに策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進するように求められている。

第2章 これまでの在籍者数の増加に伴う過密状況と整備

第1節 県立特別支援学校整備計画（第1次整備計画）

平成19年4月に特別支援教育が学校教育法に位置付けられて以降、県立特別支援学校においては、知的障害特別支援学校を中心に、在籍者数が急激に増加したことから、過密状況が生じるようになりました。肢体不自由特別支援学校では、在籍者数の増加は緩やかであったものの、重複障害児童生徒^{注3}の増加が著しく、知的障害特別支援学校と同様に過密状況が生じました。

そこで、県立特別支援学校の在籍者数の増加及びそれに伴う教室不足や施設の狭隘化に対応するため、平成23年度から5年間の計画として第1次整備計画を策定しました。

第1次整備計画では、新設校8校、分校2校を新たに設置し、1校で増築を行うことで、計画時の対応人数である1,712人分の整備のうち、1,240人程度の幼児児童生徒が受入可能となり、過密状況への対応を進めることができました(表1)。



【旧市立小学校の校舎を活用した新設校】
(飯高特別支援学校)



【高等部専門学科の実習室】
(湖北特別支援学校)

(表 1) 第 1 次整備計画に基づく整備

年度 (平成)	学 校 名	学校種等	受入 規模	所在地域	備 考
24 年度	特別支援学校 市川大野高等学園	知的障害 高等部 専門学科	288 人	千葉 葛南	旧県立高等学校校舎を 活用
	印旛特別支援学校 さくら分校	知的障害 高等部 普通科職業コ ース	48 人	北総	県立佐倉南高等学校内 に分校を設置
25 年度	安房特別支援学校 館山聾分校	知的障害 高等部 普通科職業コ ース	24 人	南房総	旧県立館山聾学校教室 を活用
26 年度	野田特別支援学校 (増築)	知的障害 小・中・ 高等部普通科	96 人	東葛飾	校舎の増築
	湖北特別支援学校	知的障害 高等部 普通科	142 人	東葛飾	旧県立高等学校校舎を 活用、我孫子特別支援 学校高等部を移転
		高等部 専門学科	48 人		(27 年度設置)
27 年度	習志野特別支援学校	知的障害 小学部	42 人	千葉 葛南	旧習志野市立幼稚園 園舎を活用、八千代 特別支援学校の通学区 域を分離
	船橋夏見特別支援学校	肢体不自由 中・高等部普通 科	83 人	千葉 葛南	旧県立高等学校校舎を 活用、船橋特別支援 学校中学部・高等部を 移転
	矢切特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	180 人	東葛飾	旧県立高等学校校舎を 活用、つくし特別支援 学校の通学区域を分離
	飯高特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	42 人	北総	旧匝瑳市立小学校校舎 を活用、香取・八日市場 特別支援学校の通学区 域を分離
	大網白里特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	114 人	東上総	旧県立高等学校校舎を 活用、東金・長生特別支 援学校の通学区域を分 離
		高等部 普通科職業コ ース	24 人		
29 年度	栄特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	109 人	北総	旧栄町立中学校校舎を 活用、印旛・富里特別支 援学校の通学区域を分 離
合計			1,240 人		

注 3 「重複障害児童生徒」

重複障害児童生徒とは「文部科学大臣が定める障害を 2 以上併せ有する児童生徒」のことである。具体的には、学校教育法施行令第 22 条の 3 で規定された程度の視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱を 2 以上併せ有する児童生徒のことである。

第2節 第2次県立特別支援学校整備計画（第2次整備計画）

1 第2次整備計画の概要

第1次整備計画での対応を踏まえつつ、今後の児童生徒数の増加への対応を行う必要があることから、特別支援学校の在籍者数増加に伴う過密状況への対応を進めていくため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」（平成29年度～令和3年度）の具体計画として、第2次整備計画を平成29年度から5年間の計画として策定しました。

第2次整備計画では、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、以下の3つの手法を用いて過密状況への対応を図ることとしました。

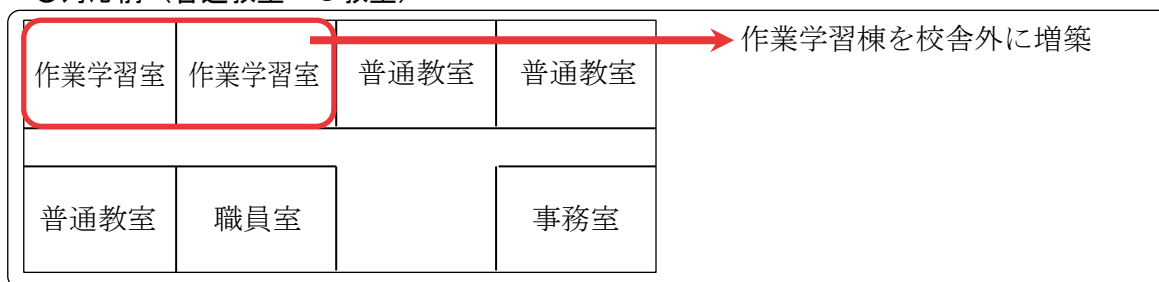
- ・学校の新設（県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地、校舎等の活用）
- ・教室棟、作業棟の増築^{注4}（既存の県立特別支援学校の敷地内に増築）
- ・通学区域の調整

注4 「作業棟の増築」

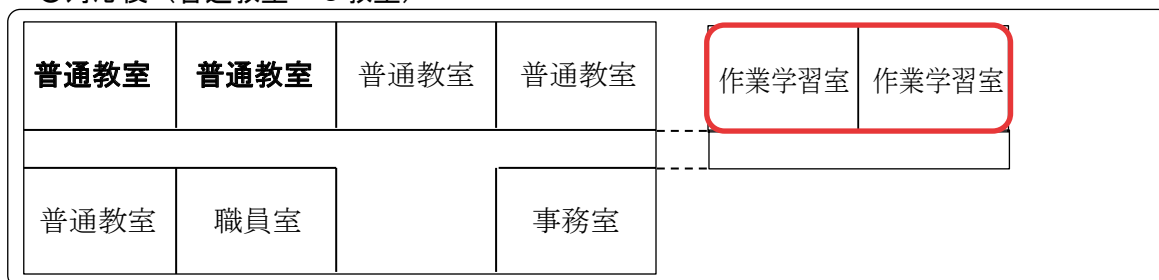
過密状況を解消するため、校舎内にある作業学習室を校地内の別の場所に作業学習棟として整備し、今まで作業学習室として使用していた教室を普通教室に再整備する手法。

【例】

○対応前（普通教室 3教室）



○対応後（普通教室 5教室）



2 第2次整備計画に基づく具体的な取組

第2次整備計画では、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、平成28年度時点の過密状況と令和3年度までの児童生徒数の増加見込みを考慮して対応を行いました。具体的な整備手法としては、県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等を活用した学校の新設、校舎の増築、及び通学区域の調整により対応を進めました。

第2次整備計画では、新設校1校を設置し、4校で増築を行うとともに、市原特別支援学校（知的障害特別支援学校）及び松戸特別支援学校（肢体不自由特別支援学校）の通学区域の調整を行いました。これにより、283人程度の幼児児童生徒が受入可能となり、過密状況への対応を進めることができました（表2）。



【県立学校の校地を活用した新設校】
（東葛の森特別支援学校）



【普通教室棟の増築による対応】
（市原特別支援学校）



【作業棟の増築による対応】
（市川特別支援学校）



【作業棟の増築による対応】
（君津特別支援学校）

(表 2) 第 2 次整備計画に基づく整備

年度 (令和)	学 校 名	学校種等	受入 規模	所在 地域	備 考
元年度	市川特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	30人	千葉 葛南	作業棟の増築
	君津特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	20人	南房総	作業棟の増築
2 年度	市原特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	56人	南房総	普通教室棟の増築
4 年度	桜が丘特別支援学校	肢体不自由 小・中・ 高等部普通科	57人	千葉 葛南	普通教室棟の増築
	東葛の森特別支援学校	知的障害 高等部普通科	120人	東葛飾	特別支援学校流山高等学園第二キャンパス敷地内に新設。柏特別支援学校の高等部を分離
	市原特別支援学校 槇の実特別支援学校	知的障害 小・中・ 高等部普通科	—	南房総	市原特別支援学校の通学区域を変更 注 5
	松戸特別支援学校 矢切特別支援学校 野田特別支援学校	肢体不自由 小・中・ 高等部普通科	—	東葛飾	松戸特別支援学校の通学区域を変更 注 6
合計		283人			

注 5 南房総地域における通学区域変更

学校	障害種	変更後の通学区域
市原特別支援学校	知的	市原市（姉崎地区※を除く）
槇の実特別支援学校	知的	袖ケ浦市、 市原市（姉崎地区※）

※姉崎地区は市原市立姉崎中学校、市原市立姉崎東中学校及び市原市立有秋中学校の通学区域をいう。

注 6 東葛飾地域における通学区域変更

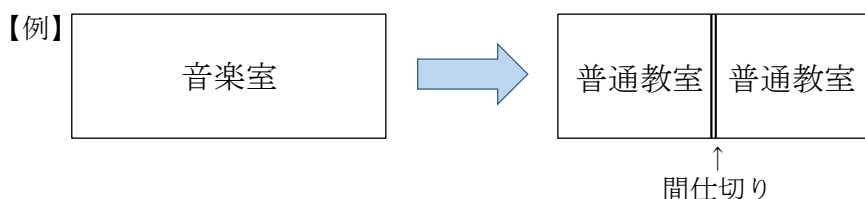
学校	障害種	変更後の通学区域
松戸特別支援学校	肢体 不自由	松戸市（JR 武蔵野線以東）、鎌ケ谷市、 柏市（つくばエクスプレス以南）、流山市（つくばエクスプレス以南、JR 武蔵野線以東）、我孫子市、印西市（印旛地区、本埜地区を除く）、白井市
野田特別支援学校	知的	野田市
	肢体 不自由	野田市、柏市（つくばエクスプレス以北）、 流山市（つくばエクスプレス以北）
矢切特別支援学校	知的	松戸市（概ね JR 武蔵野線から西側の中学校区）
	肢体 不自由	松戸市（JR 武蔵野線以西）、 流山市（JR 武蔵野線以西）

3 第2次整備計画の評価と今後の課題

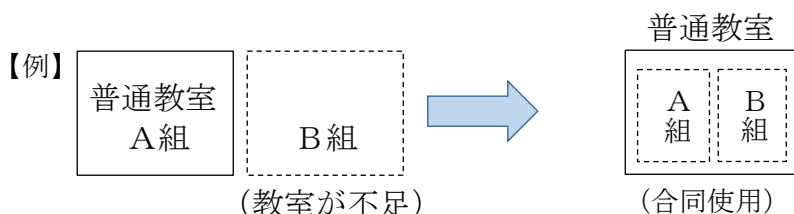
幼児児童生徒の増加傾向は、第2次整備計画策定時の見込みを大きく上回る水準で続いています。第2次整備計画策定時の推計では、令和3年度の県立特別支援学校の在籍者数は5,688人を見込んでいましたが、実績はこれを大きく上回る5,796人となりました。特に知的障害特別支援学校については、推計4,528人のところ実績4,751人、肢体不自由特別支援学校については、推計687人のところ実績707人でした。第2次整備計画に基づく整備により、過密状況が緩和された地域もありますが、地域によっては、在籍者数の増加に伴い、やむを得ず特別教室を普通教室に転用^{注7}したり、1つの教室を複数の学級で合同使用^{注8}したりするなどの対応をしている学校もあり、依然、過密状況が続いています。また、第1次整備計画で対応済みの県立特別支援学校においても、その後のさらなる在籍者数の増加に伴い受入規模を上回り、過密状況にある学校もあります。

今後は、現在の県立特別支援学校における過密状況の改善や、開発地域の人口増加等により見込まれる県立特別支援学校の児童生徒数増への対応のため、学校の新設や増築等を早急に進めていくことが求められます。そのため、県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等の活用による新設校の設置に加え、既存の学校等に県立特別支援学校を併設する形での対応も検討していく必要があります。併せて、新設校開校までには、関係市町村等との協議や設計、建築工事に一定の期間を要することから、過密状況の対応を行う対象校については、新設校の設置や増築等が完了するまでの間、プレハブ造の校舎の設置等の応急対策を行い、対応が完了するまでの間の教室不足や施設の狭隘化に対応する必要があります。

注7 「特別教室を普通教室に転用」



注8 「1つの教室を複数の学級で合同使用」



第3章 第3次整備計画の基本的な考え方と具体的な取組

第1節 県立特別支援学校における過密状況について

1 過密状況の現状について

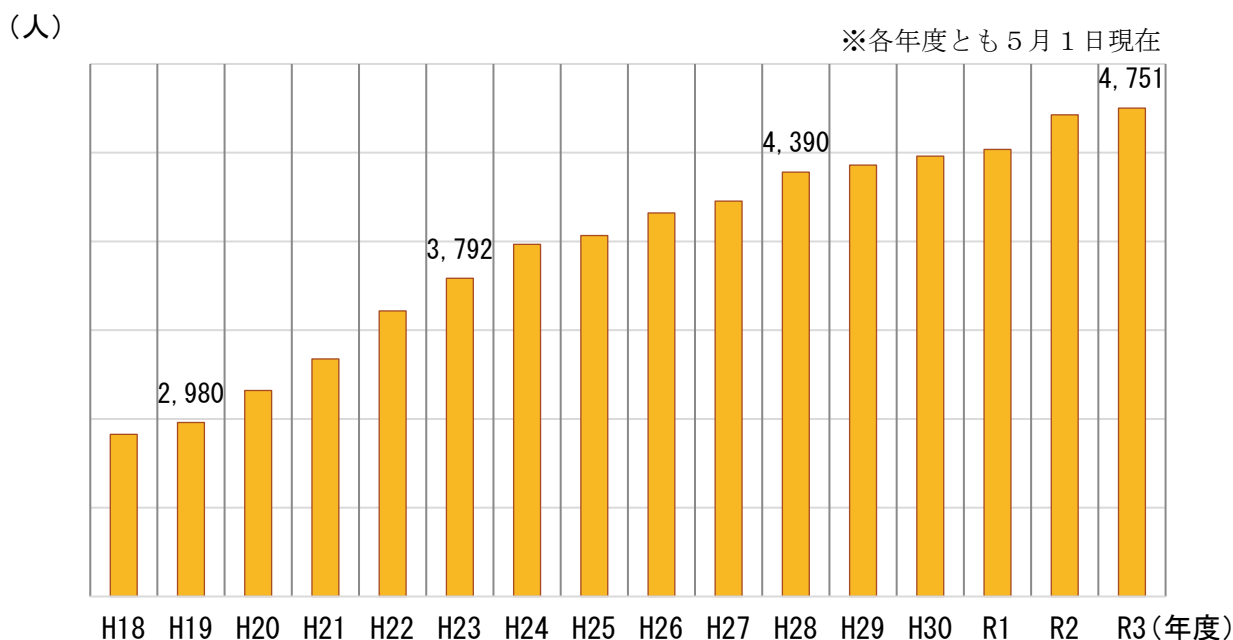
(1) 知的障害特別支援学校の状況

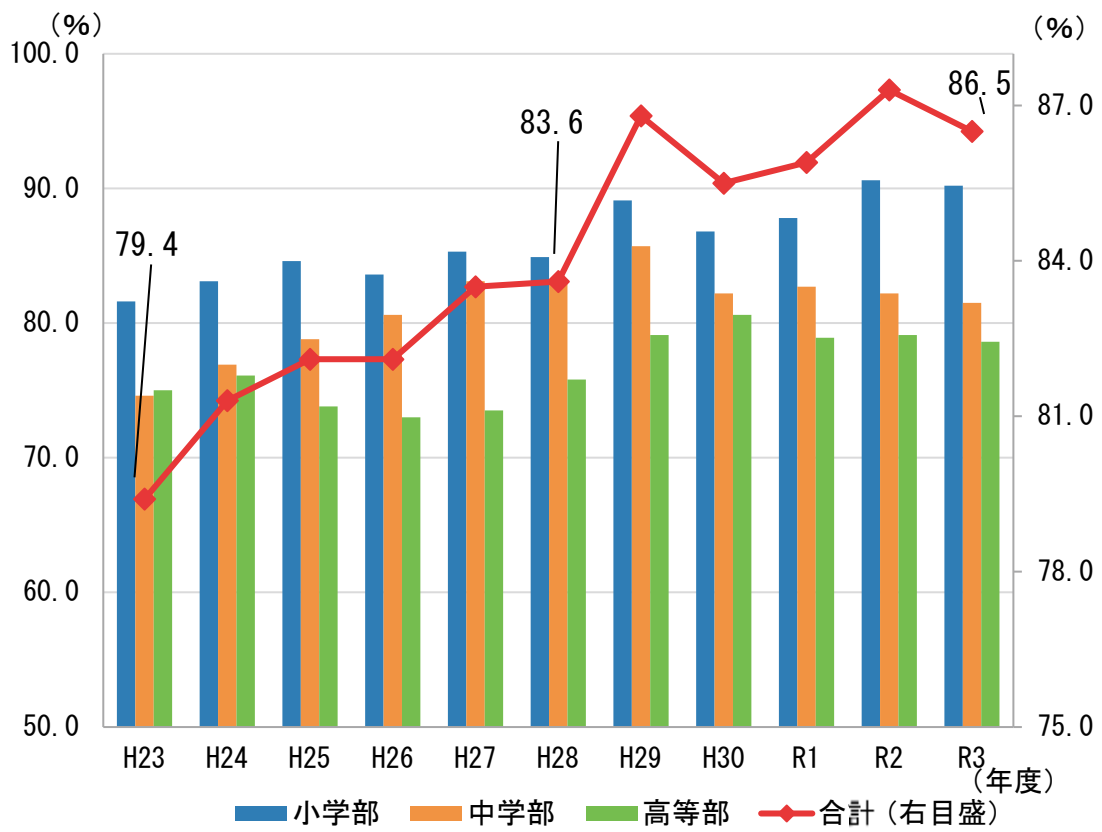
本県の県立知的障害特別支援学校の多くは、昭和54年度の養護学校義務制の実施に合わせ、昭和50年代に設置されました。当時は、小学部、中学部及び高等部で1校当たり100人から150人程度の規模を想定して設置していました。

昭和54年の県立養護学校（知的障害）の在籍者数は10校921人でした。その後、知的障害特別支援学校全体の在籍者数は年々増加し、学校教育法の一部改正により養護学校から特別支援学校となった平成19年度には20校2,980人、令和3年度には35校4,751人（分校・分教室等を含む）となりました（図2）。

教室不足が生じている学校の中には、やむを得ず、音楽室や図書室などの特別教室等を普通教室に転用したり、一つの教室を複数の学級で合同使用したりして対応している学校もあります。

〔図2〕 県立特別支援学校（知的障害）における在籍者数の推移





注 9 「重複学級」

特別支援学校の学級編制基準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の規定等を踏まえ、「特別支援学校設置基準」において次のように示されている。

学部	単一障害者の場合 (普通学級)	重複障害者の割合 (重複学級)
幼稚部	5 人	3 人
小学部	6 人	3 人
中学部	6 人	3 人
高等部	8 人	3 人

(例) 小中学部を設置している学校において、ある学年に 12 人在籍している場合の学級編制

①単一障害者 12 人が在籍

使用教室 2 教室	1 組 ○○○○○○	2 組 ○○○○○○
--------------	---------------	---------------

②重複障害者 12 人が在籍

使用教室 4 教室	1 組 ○○○	2 組 ○○○	3 組 ○○○	4 組 ○○○
--------------	------------	------------	------------	------------

注 10 「医療的ケア」

「医療的ケア児及びその家庭に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。なお、学校で教員が医療的ケアを実施する場合には、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として都道府県知事に認定を受けることで、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができる。

(3) 受入規模について

過密状況解消のためには、その状況や背景をより正確に把握するとともに、在籍児童生徒の障害の状態や各校の教室の使用状況等も加味して対応を検討する必要があります。そこで県教育委員会では、定期的に県立特別支援学校を視察して、施設使用状況の把握に努めています。

過密状況を数値で把握する手法としては、不足教室数を計上する方法がありますが、特別支援学校では幼児児童生徒一人一人の障害の状態を考慮して学級編制が行われることや、重複学級児童生徒の在籍者数によって必要となる普通教室数が異なることから、正確に不足教室数を把握することが困難です。そこで、県教育委員会では、過密状況を教室数で捉えるのではなく、人数で捉えることとしています。具体的には、学校ごとに過去5年間の在籍者数の状況と学校の開設当初に整備された普通教室数（保有普通教室）を基に指標（受入規模）を算定し、各校の在籍者数が受入規模をどの程度上回っているかで過密状況を判断しています。

受入規模については、年度ごと、学校ごとで在籍者数の状況及び学級編制の状況が異なることから、学校ごとに算定した受入規模を、地域ごとの知的障害、肢体不自由それぞれの受入規模として集計しています。

(4) 現在の過密状況を解消するために必要な対応人数

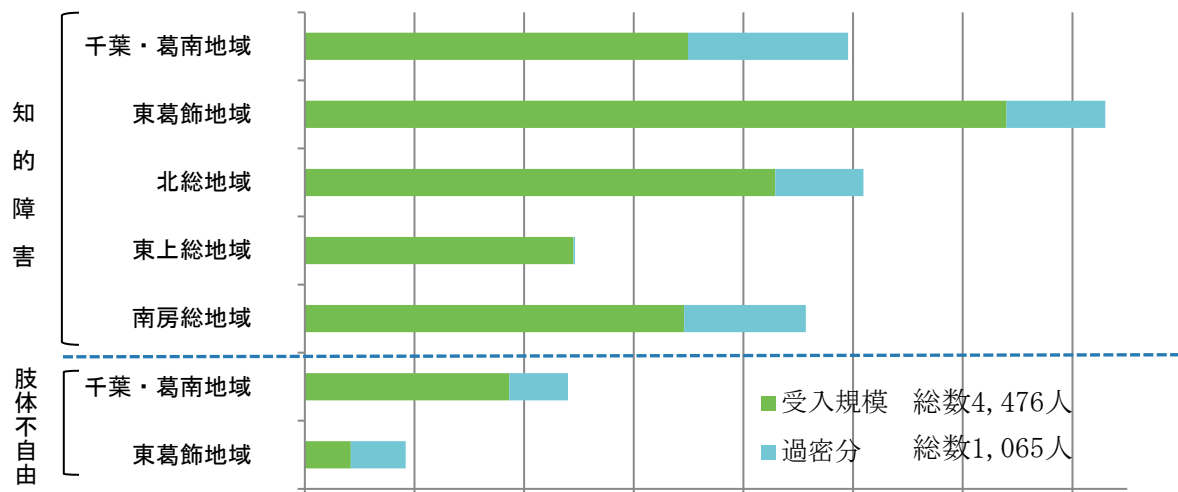
令和3年5月1日現在の、県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況を示したものが[図4]になります。

障害種別に現在の過密状況を見ると、知的障害特別支援学校においては千葉・葛南地域で292人規模、南房総地域で222人規模の過密状況にあり、それぞれの地域に第2次整備計画で位置付けられた新設校の開校が早期に求められます。

東葛飾地域では、つくばエクスプレス沿線の宅地開発等の人口流入により過密状況にあり、180人規模の対応が必要です。また、第1次整備計画で対応を図ってきた北総地域においても、第2次整備計画策定後における北総鉄道沿線の宅地開発による人口流入等により児童生徒が増加し、161人規模の過密状況となっており、対応が必要です。

肢体不自由特別支援学校においては、千葉・葛南地域で107人規模の過密状況、東葛飾地域で100人規模の過密状況にあり、令和3年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校では、東上総地域の3人を合わせ、1,065人規模の対応が必要です。

[図 4] 県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況^{注 1 1}
(令和 3 年 5 月 1 日現在)



2 在籍者数の推移と今後の見通しについて

(1) 今後の児童生徒数の見通し

ア 児童生徒数の推計方法について

児童生徒数の推計については、県立特別支援学校に在籍する小学部 1 年生の在籍率^{注 1 3}の過去 5 年間の平均値を、別途、推計を行った将来人口に乘じることにより算出しました。

その際、知的障害特別支援学校については、地域により人口分布に差があることから、地域別に児童生徒数の推計を行った上で、それらを合計した値を児童生徒数の推計値としました。また、特別支援学校の在籍者数は年度により増減の変動が大きく、推計結果の精度に影響が生じることから、在籍率の過去 5 年間の平均値を乗じる作業を中学部、高等部入学時にもそれぞれ適用するなど、条件を変えた 5 通りの推計を行なった上で、その平均値をとりました。

注 1 1 東葛飾地域における東葛の森特別支援学校（知的障害）の開校、千葉・葛南地域における桜が丘特別支援学校（肢体不自由）の増築棟供用に伴う受入規模の増加は、含まれていない。

注 1 2 「児童生徒数の推計」

児童生徒数は学校基本調査、年齢別人口は千葉県年齢別町丁別人口、将来推計人口は『日本の地域別将来人口』（平成 30（2018）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）のデータをそれぞれ使用した。

注 1 3 「在籍率」

県立特別支援学校における在籍率とは、年齢人口に対する、県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の割合のことである。

イ 今後の児童生徒数の見通しについて

児童生徒数の今後の見通しについて、平成 29 年度から令和 3 年度までの推移の平均を基に推計した結果を[図 5]に示しました。令和 3 年度の児童生徒数は 5,796 人ですが、その後増加を続け、5 年後の令和 8 年度には 6,024 人となり、増加のピークを迎える見込みです。

このうち知的障害特別支援学校の児童生徒数は、令和 3 年度が 4,751 人であり、令和 8 年度には 4,994 人と 243 人増加、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は、令和 3 年度が 707 人であり、令和 8 年度には 734 人と 27 人増加する見込みです。

10 年後の令和 13 年度は県立特別支援学校全体の児童生徒数は 5,790 人となり、増加のピークと見込まれる令和 8 年度からは 234 人減少すると見込まれています。しかしながら、令和 13 年度に見込まれる児童生徒数は、令和 3 年度現在の児童生徒数とほぼ同数となる見込みです。

地域ごとの推計を見てみると、宅地開発等が進んだことで人口流入の要因がある千葉・葛南地域、東葛飾地域及び北総地域では、令和 8 年度以降も在籍児童生徒数は増加する見込みです。また、南房総地域では、東京湾アクアライン着岸地域周辺で児童生徒数が多く見込まれています（図 6 及び図 7）。

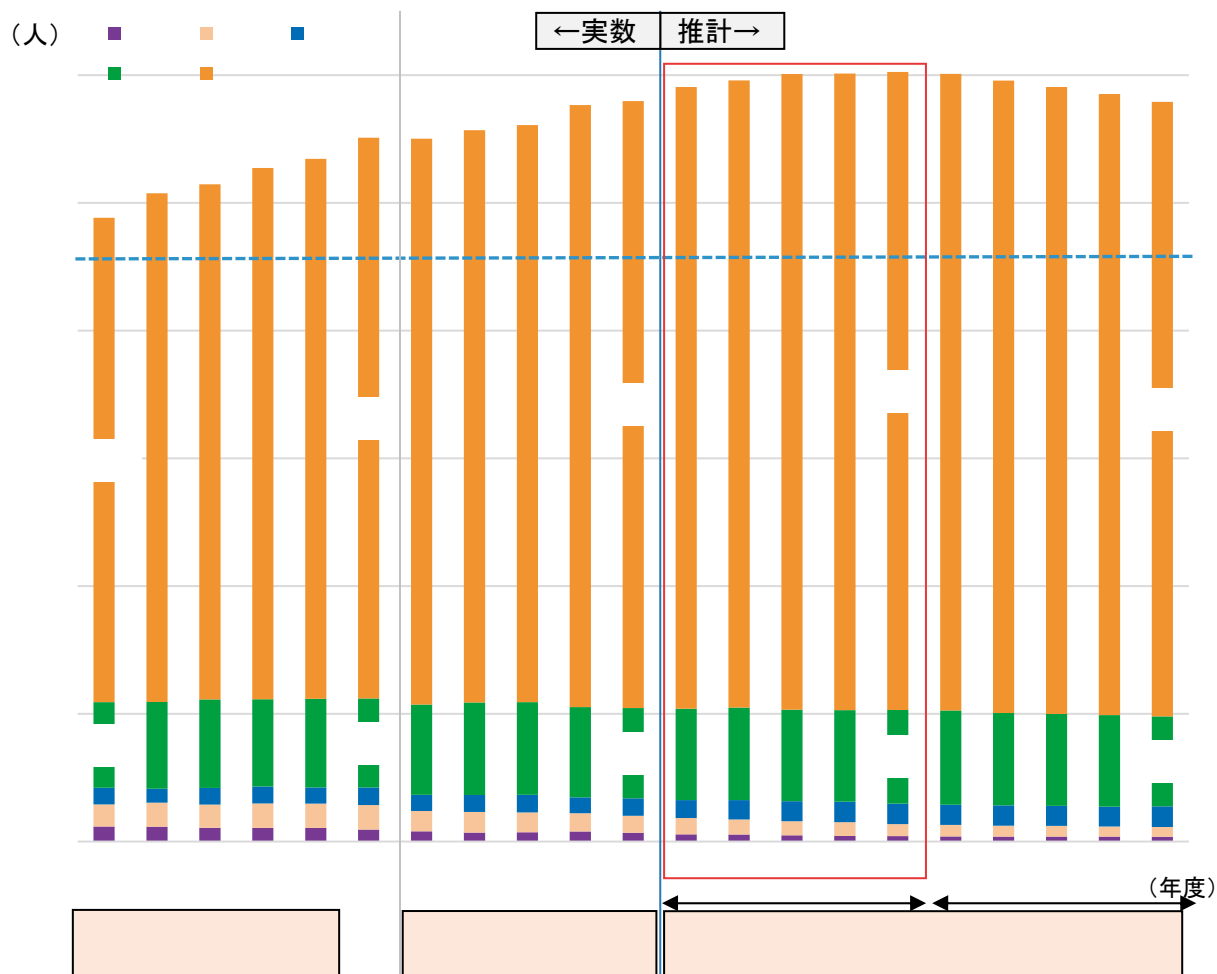
これらの地域では、今後、新規の宅地開発による人口流入などによる状況の変化等に伴い、実際の在籍者数が推計結果から増減する可能性もあることから、引き続き県立特別支援学校における在籍児童生徒数の増減を注視していく必要があります。

（２）児童生徒数増への対応に必要な対応人数について

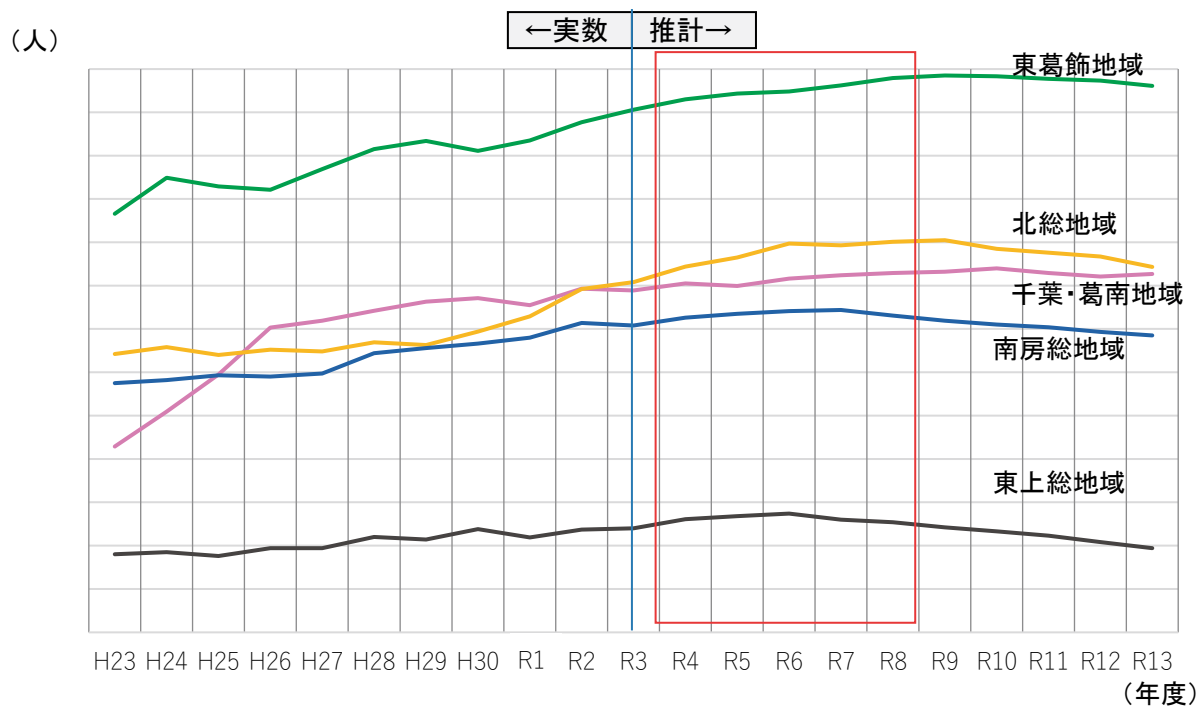
[図 5]に示した令和 3 年度現在の今後の児童生徒数の推計によると、前期計画が終了となる令和 8 年度には、知的障害特別支援学校の児童生徒数は令和 3 年度から 243 人増加し 4,994 人に、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は令和 3 年度から 27 人増加し 734 人にそれぞれなる見込みです。

令和 3 年度現在、前期計画における児童生徒数増への対応に必要な対応人数は、これら増加分を合わせた 270 人規模の対応が必要となります。

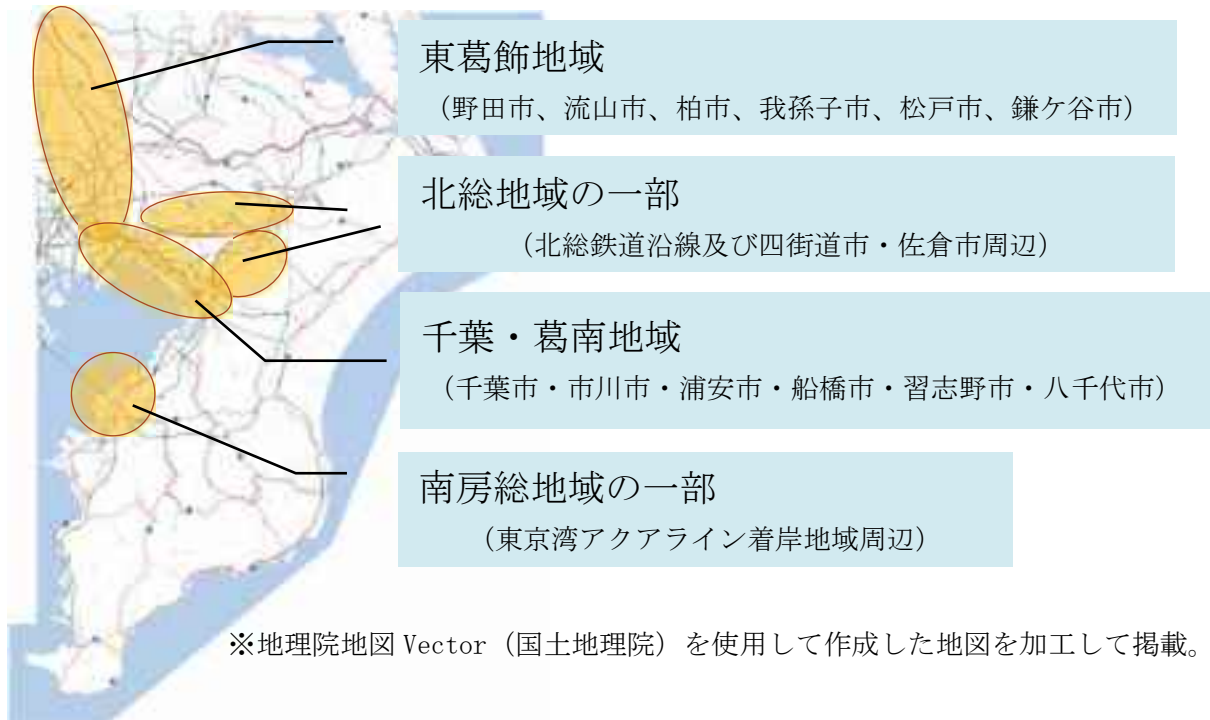
〔図5〕 県立特別支援学校の障害種別在籍者数の推移と今後の推計



〔図6〕 県立特別支援学校（知的障害）における地域別在籍者数の推移と今後の推計



〔図 7〕 今後、県立特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の増加が見込まれる地域



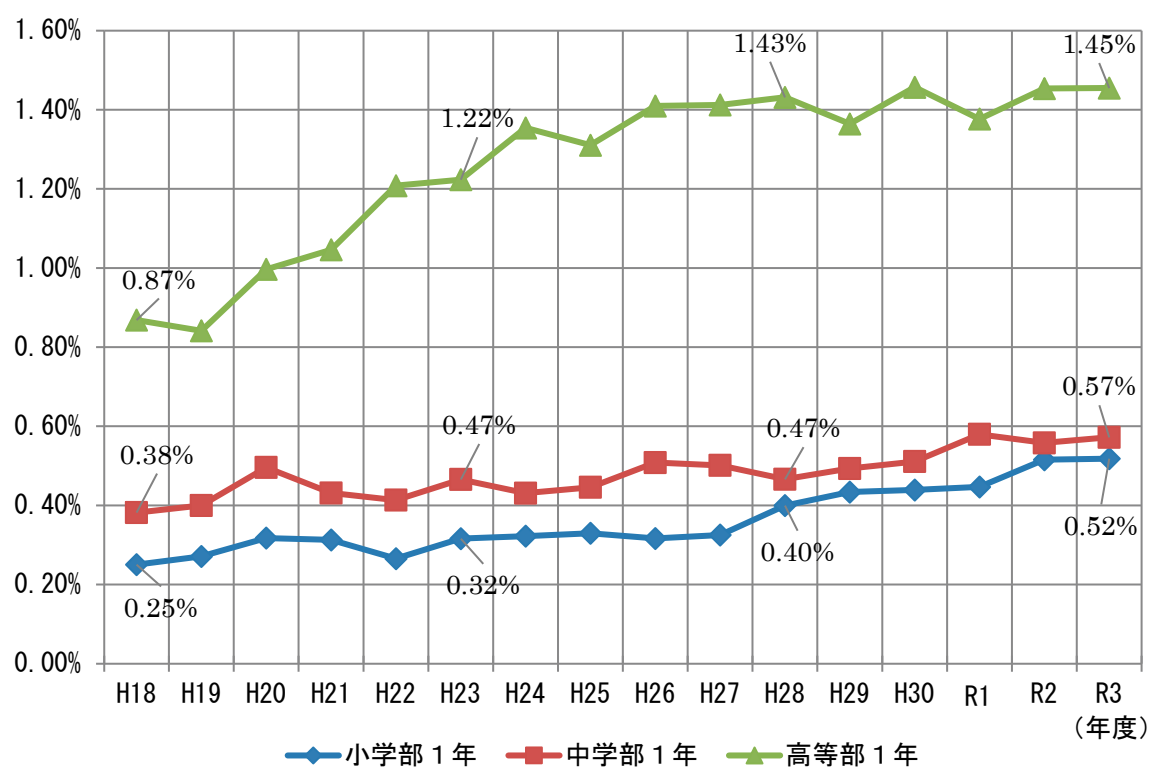
（３）県立特別支援学校及び特別支援学級における在籍率の状況

県立特別支援学校における在籍率も増加傾向にあります。〔図 8〕は、本県の年齢人口に対する県立特別支援学校（知的障害）の各学部 1 年生の在籍率を集計したものです。

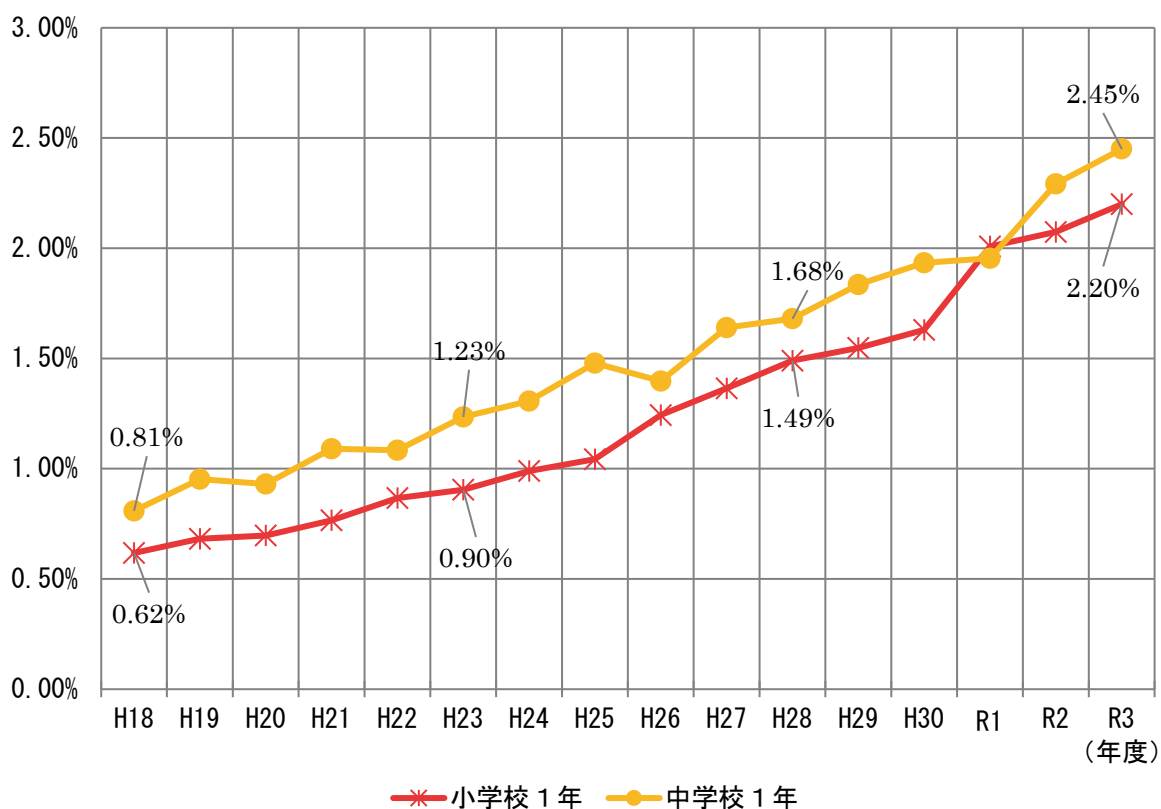
県立知的障害特別支援学校の各学部 1 年生における、各年齢人口に対する在籍率は、平成 28 年度には小学部で 0.40%、中学部で 0.47%、高等部で 1.43%でした。その後、全学部で上昇を続け、令和 3 年度では小学部で 0.52%、中学部で 0.57%となりました。直近 5 年間では特に小中学部の在籍率の上昇が顕著となっています。

〔図 9〕は、県内公立小中学校における 1 年生の、各年齢人口に対する特別支援学級への在籍率を示したものです。平成 18 年度以降、小中学校ともに特別支援学級の在籍率は上昇を続けており、令和 3 年度の直近 5 年間で小学校 1 年生の特別支援学級在籍率は 0.71 ポイント増、中学校 1 年生では 0.77 ポイント増となっています。県立特別支援学校高等部 1 年生の在籍率が小中学部に比べて高い（図 8）のは、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の多くが高等部段階から特別支援学校に入学するためです。小中学校の特別支援学級在籍率が上昇していることから、今後、高等部の在籍率は増加することも考えられます。

〔図 8〕 県立特別支援学校（知的障害）各学部 1 年生の在籍率



〔図 9〕 県内公立小中学校特別支援学級（知的障害・情緒障害）各学校 1 年生の在籍率



3 設置基準について

県教育委員会では、これまでも在籍者数の増加に伴う過密状況の解消を図るために、学校教育法施行規則や国が定めた特別支援学校施設整備指針等を参考としつつ、児童生徒の障害の状態や、各学校及び地域の状況に応じて、必要となる施設・設備等の整備を行ってきました。

令和3年9月に、文部科学省は設置基準を公布しました。これは、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定されています。

具体的には、教室や自立活動室、図書室など校舎に備えるべき施設や、校舎及び運動場の面積などが規定されています。

令和3年5月1日現在の在籍者数を基に、各県立特別支援学校の設置基準の規定を満たしているか確認したところ、県立特別支援学校36校中、校舎面積については20校が、運動場面積については23校が設置基準の面積要件を満たしています。また、備えるべき施設についての規定については、例えば、図書室は25校に、自立活動室は全ての学校について満たしています。

文部科学省の通知（令和3年9月24日付け文科省通知「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」(3文科初第1076号))によれば、「設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができることとしているが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること」(附則第2項関係)としています。また、「この設置基準を、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準として位置付けるとともに、特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」(第1条第2項及び第3項関係)とも規定しています。このことから、今後は、過密状況への対応に併せ、既存校も含めた県立特別支援学校の設置基準への対応も必要です。

具体的には、普通教室における合同使用^{注14}については、設置基準の趣旨を踏まえ、特別の事情がある場合を除き、教室の狭隘化や指導上の課題等が生じないようにするため、解消に向けた対応を検討する必要があります。また、やむを得ず普通教室に転用されてきた図書室や音楽室、家庭教室など、学習上必要な特別教室については、過密状況への対応と併せ、学校ごとに整備に向けた対応を必要に応じて検討していきます。

注14 「特別の事情」

例えば、教育的効果を高める目的で少人数の学級同士が一つの教室で学ぶ場合。

第2節 今後の対応

1 取組について

第3次整備計画では、大きく2つの取組を進めます。なお、整備に当たっては、設置基準の趣旨に合致させることを前提とし、関係市町村等の協力を得ながら、具体的対応の検討が可能な状況となった時点から対応していきます。

(1) 取組Ⅰ「現在の過密状況への対応」

令和3年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を合わせ、1,065人規模の過密状況にあることから、これを解消するため、学校の新設及び既存校への増築等を行います。新設及び増築等を行う際は、今後見込まれる児童生徒数増への対応（取組Ⅱ）も見込んで整備する規模を設定し、対応することとします。

(2) 取組Ⅱ「今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応」

令和3年度現在の推計に基づき、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校で見込まれる、今後10年間の児童生徒数の増加に対応するため、各学校の児童生徒数や教室の使用状況等を踏まえ、学校の新設や既存校への増築等の対応を検討し、教育環境の改善に努めます。

2 手法及び具体的対応について

(1) 手法について

整備手法としては、設置基準の趣旨に合致させることを前提とし、

- ①学校の新設（県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等の活用）
- ②既存校舎の増築等

の二つの手法で対応します。

また、採用する具体的な整備の手法や想定する学校規模については、第2次整備計画の継続事業を含め、関係市町村等との協議の結果、対応が可能となった段階で現在の児童生徒数等の状況と今後の増加見込みを考慮し、検討した上で整備に着手します。

(2) 具体的な対応について

ア 前期計画

取組Ⅰを優先して取り組むこととします。特に、第2次整備計画からの継続事業や、受入規模を超える在籍者数や過密に伴う普通教室の合同使用の状況等から判断して、著しい過密状況にある県立特別支援学校については、関係市町村等の協力を得ながら、早期に対応ができるよう努めます（表3）。

なお、関係市町村等との協議や新設校等の設計、建築工事に一定の期間がかかることから、対象校敷地内への増築等、対応完了までの間の応急的な過密状況への対応を併せて検討し、実施します。

（表3）第3次県立特別支援学校整備計画（前期計画）における対応予定

地域	対 象 校	対応障害種
千葉・葛南	千葉特別支援学校 八千代特別支援学校	知的障害
	市川特別支援学校 船橋特別支援学校	知的障害 肢体不自由
東葛飾	松戸特別支援学校	肢体不自由
北総	印旛特別支援学校	知的障害
南房総	君津特別支援学校	知的障害

※各学校の在籍者数の増減や学校を取り巻く状況等について引き続き注視し、上記以外の県立特別支援学校においても、その状況に応じて必要な対応を検討する。

※後期計画における具体的な対応については令和8年度に中間評価を行った上で、対応する学校、地域を検討する。

イ 後期計画

後期計画では、引き続き過密状況の解消に努める予定ですが、推計から、令和8年度以降は児童生徒数が減少に転じると見込まれるものの、公立小中学校に設置された特別支援学級や県立特別支援学校の在籍率が依然増加傾向であることから、さらに過密状況への対応を行う必要が生じる可能性も否定できません。

よって、後期計画における具体的対応については、毎年の県立特別支援学校の在籍者数の推移を引き続き注視するとともに、令和8年度に改めて児童生徒数の推計を行い、中間評価を行った上で具体的対応を検討し、必要な規模の整備に努めることとします。具体的な対応については、その時点で計画に位置付けます。

ウ 設置基準への対応

既存校における設置基準への対応については、設置基準の趣旨を踏まえ、過密状況への対応や「千葉県県有建物長寿命化計画」に伴う県立特別支援学校の大規模改修への対応と併せ、各学校の状況に応じて個別に必要な対応を検討していきます。

第3節 整備に係る課題

今後の整備については、過密状況への対応が急務であることから、引き続き、対象校の通学区域内にある県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等を活用した整備を行っていきます。

しかしながら、人口流入の多い地域については、活用できる施設等が限られることから、引き続き、関係市町村等の協力を得て、候補施設の調査を継続するとともに、できるだけ早い対応ができるよう、県立学校及び市町村立学校等の既存校への併設による新設校等の設置^{注15}も進めていきます。

小中高等学校等の既存校への併設による新設校等の設置は、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶことが可能となることから、子供たちが共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に資するものです。一方、既存校と新設される県立特別支援学校が、教室や体育館、運動場等を共用することになることから、双方の学校において教育上及び安全上支障が生じないよう、事前に十分な協議等が必要です。また、今後予定されている校舎等大規模改修工事との調整や、特別支援学校で学習に使用する農場等の実習施設の整備など、検討すべき課題もあります。

県教育委員会では、既存校への併設による整備を行い、施設・設備等を共用する場合には、例えば、図書室については、特別支援学校の幼児児童生徒のための書籍を備えることや、特別教室や運動場等については、特別支援学校の幼児児童生徒が不自由なく使用できるようにすること等、関係市町村等や既存校、新設する特別支援学校と丁寧に調整を進め、双方の学校において教育上及び安全上の支障が生じないよう努めます。

注15 「既存校への併設による新設校等の設置」

県立学校及び市町村立学校の使用しなくなる校地・校舎等の活用例

A 使用しなくなった校舎の活用

使用しなくなった県立高等学校の校舎や市町村立学校等の校舎を活用し、増改築を行いながら対応する方法。

B 使用する校舎を分けて活用

現在ある県立高等学校や市町村立学校等の余裕施設を活用して対応する方法。

C 余裕教室を活用

現在ある県立高等学校や市町村立学校等の余裕教室を活用して対応する方法。

第4章 資料編

- 1 県立特別支援学校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 2 特別支援学校設置基準（文部科学省令第45号）・・・・・・・・ 2 8
- 3 特別支援学校設置基準の公布等について（通知）（令和3年9月24日付け文部科学省通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 4 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和2年1月31日付け文部科学省通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 5 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（令和4年3月1日付け文部科学省通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- 6 県の諸計画に位置付けられた、県立特別支援学校の整備に関する取組部分（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
 - （1）千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～（千葉県）
 - （2）第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（千葉県/千葉県教育委員会）
 - （3）第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）
- 7 県立特別支援学校（知的障害） 学部別児童生徒数の推移・・・・・・・・ 4 5
- 8 県立特別支援学校（知的障害） 教育事務所別児童生徒数の推移・・・・・・ 4 5
- 9 千葉県における公立小中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移・・・・・・ 4 6
- 10 県立特別支援学校（全体）における重複障害児童生徒数の推移・・・・・・ 4 6

1 県立特別支援学校一覧（令和4年4月1日現在）

本計画では、県立特別支援学校（37校）について、次のように整理しています。

学校種・地域	学校名
視覚障害特別支援学校（1校）	千葉盲学校
聴覚障害特別支援学校（1校）	千葉聾学校（安房特別支援学校館山聾分校幼稚部を含む）
知的障害特別支援学校（28校）	
千葉・葛南地域（5校）	千葉特別支援学校 八千代特別支援学校 習志野特別支援学校 市川特別支援学校 特別支援学校市川大野高等学園（専門学科）
東葛飾地域（8校）	つくし特別支援学校 矢切特別支援学校 柏特別支援学校（流山分教室を含む） 特別支援学校流山高等学園（専門学科） 東葛の森特別支援学校 野田特別支援学校 我孫子特別支援学校（清新分校を含む） 湖北特別支援学校（専門学科を含む）
北総地域（7校）	印旛特別支援学校（さくら分校を含む） 富里特別支援学校 栄特別支援学校 香取特別支援学校 銚子特別支援学校 八日市場特別支援学校 飯高特別支援学校
東上総地域（4校）	東金特別支援学校 大網白里特別支援学校 長生特別支援学校 夷隅特別支援学校
南房総地域（4校）	安房特別支援学校（鴨川分教室、館山聾分校高等部を含む） 君津特別支援学校 槇の実特別支援学校 市原特別支援学校（つるまい風の丘分校（専門学科）を含む）
肢体不自由特別支援学校（5校）	桜が丘特別支援学校 袖ヶ浦特別支援学校 船橋特別支援学校 船橋夏見特別支援学校 松戸特別支援学校
病弱特別支援学校（2校）	仁戸名特別支援学校 四街道特別支援学校 （君津特別支援学校上総湊分教室を含む）

※銚子、長生、野田、矢切、栄、大網白里の各県立特別支援学校は知的障害者と肢体不自由者を、安房特別支援学校は知的障害者、病弱者及び肢体不自由者を、君津、柏の各県立特別支援学校は知的障害者と病弱者をそれぞれ教育する学校であるが、いずれの学校でも知的障害のある児童生徒数の方が多いことから、知的障害特別支援学校に分類している。

※安房特別支援学校館山聾分校については、幼稚部を聴覚障害、高等部を知的障害に分類している。

※袖ヶ浦特別支援学校は、肢体不自由者と病弱者を教育する学校であるが、肢体不自由のある児童生徒数の方が多いことから、肢体不自由特別支援学校に分類している。



2 特別支援学校設置基準（文部科学省令第45号）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条の規定に基づき、特別支援学校設置基準を次のように定める。

令和3年9月24日
文部科学大臣 萩生田光一

特別支援学校設置基準

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学科（第3条・第4条）
- 第3章 編制（第5条—第12条）
- 第4章 施設及び設備（第13条—第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

第2条 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（次項において「都道府県教育委員会等」という。）は、2以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の編制、施設及び

設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第2章 学科

（学科の種類）

第3条 特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとする。

- 1 普通教育を主とする学科
- 2 専門教育を主とする学科

第4条 前条第1号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第2号に定める学科は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

- 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - イ 家庭に関する学科
 - ロ 音楽に関する学科
 - ハ 理療に関する学科
 - ニ 理学療法に関する学科
- 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - イ 農業に関する学科
 - ロ 工業に関する学科
 - ハ 商業に関する学科

- ニ 家庭に関する学科
- ホ 美術に関する学科
- ヘ 理容・美容に関する学科
- ト 歯科技工に関する学科

3 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。第6条第2項及び別表において同じ。）である生徒に対する教育を行う学科

- イ 農業に関する学科
- ロ 工業に関する学科
- ハ 商業に関する学科
- ニ 家庭に関する学科
- ホ 産業一般に関する学科

第3章 編制

（1学級の幼児、児童又は生徒の数）

第5条 幼稚部の1学級の幼児数は、5人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下この条及び別表において同じ。）のうち2以上併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数は、6人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

3 高等部の1学級の生徒数は、8人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第6条 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、幼稚部にあっては、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部及び高等部にあっては、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

2 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。

（教諭等の数等）

第7条 複数の部又は学科を設置する特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。

2 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）の数は、1学級当たり1人以上とする。

3 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

（養護教諭等）

第8条 特別支援学校には、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第9条 高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第10条 特別支援学校には、部の設置の状況、児童等の数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

(寄宿舎指導員の数)

第 11 条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する児童等の数等に応じ、相当数の寄宿舎指導員を置かなければならない。

(他の学校の教員等との兼務)

第 12 条 特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができることとする。

第 4 章 施設及び設備

(一般的基準)

第 13 条 特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第 14 条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第 15 条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

- 1 教室（普通教室、特別教室等とする。
ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）
- 2 自立活動室
- 3 図書室（小学部、中学部又は高等部を

置く特別支援学校に限る。）、保健室

4 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第 16 条 特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあつては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第 17 条 特別支援学校には、障害の種類及び程度、部及び学科の種類、学級数及び幼児、児童又は生徒の数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第 18 条 特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この省令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び第 4 章の規定並びに別表の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 章及び第 4 章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

(学校教育法施行規則の一部改正)

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を次のように改正する。

第108条中「設置基準」を「設備、編制その他設置に関する事項」に、「この章に規定する」を「この章及び特別支援学校設置基準(令和3年文部科学省令第45号)に定める」に改める。

第120条から第123条までを次のように改める。

第120条から第123条まで 削除

(特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止)

4 特別支援学校の高等部の学科を定める省令(昭和41年文部省令第2号)は、廃止する。

別表(第14条関係)

イ 校舎の面積

学校の種類	部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積(平方メートル)
視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	190
		6人以上	$190+18 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	1110
		19人以上 108人以下	$1110+24 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3270+16 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上 24人以下	1410
		25人以上 144人以下	$1410+17 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3450+13 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	480
		25人以上 144人以下	$480+21 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3000+13 \times (\text{生徒数}-144)$

聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	170
		6人以上	$170+18 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	950
		19人以上 108人以下	$950+24 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3110+16 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上 24人以下	1240
		25人以上 144人以下	$1240+17 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3280+13 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	480
		25人以上 144人以下	$480+20 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$2880+13 \times (\text{生徒数}-144)$
知的障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	190
		6人以上	$190+18 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	1070
		19人以上 108人以下	$1070+27 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3500+17 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上 24人以下	1260
		25人以上 144人以下	$1260+20 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3660+14 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	490
		25人以上 144人以下	$490+22 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3130+14 \times (\text{生徒数}-144)$
肢体不自由者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上 5人以下	220
		6人以上	$220+22 \times (\text{幼児数}-5)$
	小学部又は中学部	1人以上 18人以下	1210
		19人以上 108人以下	$1210+30 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3910+21 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚部、小学部及	1人以上 24人以下	1570

	び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	25人以上 144人以下	$1570+22 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$4210+17 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	590
		25人以上 144人以下	$590+26 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3710+18 \times (\text{生徒数}-144)$
	病弱者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	1人以上 5人以下	190
		6人以上	$190+18 \times (\text{幼児数}-5)$
		1人以上 18人以下	870
	幼稚園、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	19人以上 108人以下	$870+24 \times (\text{児童又は生徒数}-18)$
		109人以上	$3030+15 \times (\text{児童又は生徒数}-108)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	1160
		25人以上 144人以下	$1160+17 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$3200+13 \times (\text{生徒数}-144)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上 24人以下	480
		25人以上 144人以下	$480+20 \times (\text{生徒数}-24)$
		145人以上	$2880+13 \times (\text{生徒数}-144)$

備考

- 1 小学部及び中学部を置く特別支援学校は、小学部及び中学部の児童及び生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 2 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者のうち2以上併せ有する幼児、児童又は生徒は、主たる障害区分に応じて、その数に幼稚園は1.67、小学部及び中学部は2、高等部は2.67を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。
- 3 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の2以上に対する教育を行う特別支援学校の各部の校舎に係る基準面積は、当該部（小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部）の全幼児、児童又は生徒数をそれぞれの障害区分の全幼児、児童又は生徒数とみなしてイの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児、児童又は生徒数により加重平均した面積とする。

ロ 運動場の面積

部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積（平方メートル）
幼稚園	1人以上 10人以下	360
	11人以上	$360+10 \times (\text{幼児数}-10)$
小学部	1人以上 240人以下	2400
	241人以上	$2400+10 \times (\text{児童数}-240)$
中学部又は高等部	1人以上 240人以下	3600
	241人以上	$3600+10 \times (\text{生徒数}-240)$

備考

- 1 中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 2 幼稚園、小学部、中学部又は高等部の2以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。



CH
)

CI
)

CJ
)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

)

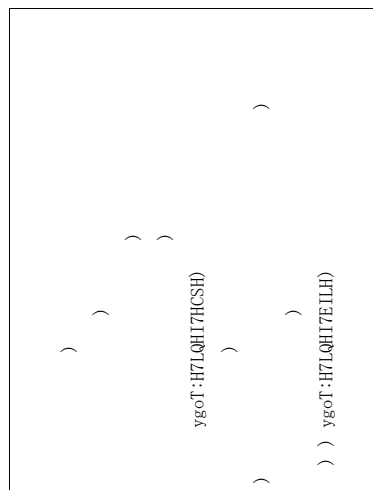
)

HC

)

)

)



元 施 助 第 8 号
令和2年1月31日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 施 設 主 管 課 長 殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 特 別 支 援 教 育 主 管 課 長

文部科学省大臣官房文施設企画・防災部施設助成課長
小 谷 和 浩

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 依 幸 嗣

(印影印刷)

特別支援学校における教室不足の解消について（通知）

このたび、令和元年5月1日現在における特別支援学校の教室不足の現状を調査（令和元年7月4日付け事務連絡）したところ、全国で3,162教室の不足が生じているとの回答がありました（別添1参照）。前回調査（平成28年度調査）と比較して減少しているものの、都道府県によっては、増加の傾向も散見され、依然として高い水準で教室不足が生じております。

特別支援学校における教育環境の整備については、従来、各学校設置者（以下「各設置者」という。）において取組を進めていただいておりますが、各設置者におかれましては、下記の点に留意し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、本通知の内容について特別支援学校を設置している域内の設置者に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 特別支援学校における教室不足の解消に当たっては、各学校や地域の実態を踏まえ、教育上支障がないよう、受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、その推計を考慮した上で、教室不足解消のための計画を策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進していただくようお願いいたします。
2. 文部科学省においては、教室不足のより一層の解消に向けて、集中的に各設置者の取組を支援するため、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について、令和2年度から令和6年度までの期間（以下「集中取組期間」という。）、国庫補助の算定割合を引き上げることとを予定しております（別添2参照）。各設置者におかれましては、集中取組期間において、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余剰教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行っていただきますようお願いいたします。

3. 各都道府県教育委員会におかれましては、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）を令和2年度末までのできる限り早い時期までに策定していただきますようお願いいたします。この際、前倒しで整備できるものについては、令和2年6月までに提出していただく建築計画に反映いただきますようお願いいたします。なお、各都道府県教育委員会における集中取組計画の策定状況等については、今後フォローアップ調査を実施するとともに、都道府県教育委員会に対し、検討状況等を個別にヒアリングを行う予定であることを申し添えます。

問合せ先

本調査の内容に関すること

大臣官房文施設企画・防災部施設助成課調査係

Tel 03-6734-2078 Fax 03-6734-3743

特別支援教育の推進全般に関すること

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

Tel 03-6734-3193 Fax 03-6734-3737

公立特別支援学校における教室不足調査（令和元年度）結果について

令和元年5月1日現在

都道府県名	教室不足数		増減
	H28.10.1現在	R15.1現在	
北海道	84	112	28
青森県	64	39	▲25
岩手県	64	44	▲20
宮城県	71	54	▲17
秋田県	2	2	0
山形県	17	17	0
福島県	46	55	9
茨城県	142	105	▲37
栃木県	129	114	▲15
群馬県	61	29	▲32
埼玉県	232	187	▲45
千葉県	192	193	1
東京都	245	206	▲39
神奈川県	256	213	▲43
新潟県	94	55	▲39
富山県	3	4	1
石川県	0	3	3
福井県	3	9	6
山梨県	38	39	1
長野県	28	44	16
岐阜県	44	80	36
静岡県	214	196	▲18
愛知県	224	85	▲139
三重県	80	80	0
滋賀県	80	59	▲21
京都府	38	23	▲15
大阪府	8	35	27
兵庫県	133	137	4
奈良県	45	14	▲31
和歌山県	59	81	22
鳥取県	9	13	4
島根県	48	17	▲31
岡山県	33	25	▲8
広島県	45	75	30
山口県	51	75	24
徳島県	41	25	▲16
香川県	21	21	0
愛媛県	46	35	▲11
高知県	18	0	▲18
福岡県	130	139	9
佐賀県	16	23	7
長崎県	14	3	▲11
熊本県	171	243	72
大分県	35	53	18
宮崎県	27	41	14
鹿児島県	3	22	19
沖縄県	26	38	12
合 計	3,430	3,162	▲268

※福岡県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

特別支援学校施設に係る主な国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

○学校建物を新築又は増築するもの

公立学校施設整備費負担金（小・中学部） 負担割合 1/2※

学校施設環境改善交付金（幼・高等部） 算定割合 1/2

※都道府県立の養護特別支援学校 5. 5/10

※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部） 5. 5/10

2. 改修事業

○構造上危険な状態等にある学校建物を建て直すもの

学校施設環境改善交付金 算定割合 1/3※

※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部） 5. 5/10

3. 改修事業

○既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの

（老朽施設改修、バリアフリー化、トイレ改造など）

学校施設環境改善交付金 算定割合 1/3※

※財政力指数1.00超の地方公共団体は2/7

○既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの

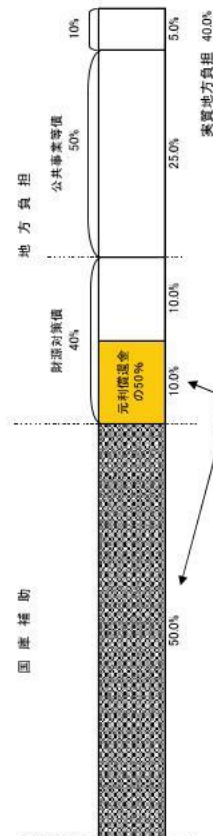
（余裕教室や廃校等の模様替えなど）

学校施設環境改善交付金 算定割合 1/3※

※令和2年度から令和6年度までの期間、算定割合を1/2に引き上げ予定

4. 特別支援学校の施設整備（新增築）に係る地方財政措置

・都道府県立事業（新增築）（負担率 1/2）：



このほか改築事業・改修事業についても地方財政措置あり

3 施設助第 21 号
令和 4 年 3 月 1 日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿
各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長
野 沢 和 也
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
山 田 泰 造
(公印省略)

特別支援学校における教室不足の解消について (通知)

このたび、令和 3 年 10 月 1 日現在における特別支援学校の教室不足の現状を調査（令和 3 年 10 月 19 日付け事務連絡）したところ、全国で 3,740 教室の不足が生じているとの回答がありました。前回調査（令和元年度調査）と比較して、578 増加しており、依然として高い水準で教室不足が生じています。

特別支援学校における教育環境の整備については、従来、各学校設置者（以下「各設置者」という。）において取組を進めていただいておりますが、各設置者におかれましては、下記の点に留意し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、本通知の内容について特別支援学校を設置している域内の設置者に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 文部科学省においては、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新増築等の施設整備に対して、優先的に国庫補助を行っております。また、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について、令和 2 年度から令和 6 年度までの期間（以下「集中取組期間」という。）、国庫補助の算定割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げております。また、令和 3 年 9 月 24 日には、特別支援学校設置基準（令和 3 年文部科学省令第 45 号）（以下「設置基準」という。）を公布し、校舎や運動場の必要面積等をお示したところです。

2. 各設置者におかれましては、令和 6 年度までの集中取組期間において、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余剰教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行っていただきますようお願いいたします。また、「特別支援学校設置基準の公布等について」（令和 3 年 9 月 24 日付け 3 文科初第 1076 号）にもある通り、設置基準策定以前に設置されている特別支援学校については、編制並びに施設及び設備に関する経過措置を設けているところですが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めていただきますよう、改めてお願いいたします。

3. 教室が不足している各都道府県教育委員会におかれましては、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、令和 3 年度末までに、可及的速やかに策定していただくようお願いいたします。また、既に集中取組計画を策定している場合は、設置基準も踏まえ、集中取組計画を着実に実施いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会における教室不足解消に向けた集中取組計画の進捗状況等については、令和 3 年度中に、個別にヒアリングを実施する予定であることを申し添えます。

【問合せ先】

本調査の内容に関すること

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課指導係

Tel 03-6734-2463

特別支援教育の推進全般に関すること

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

Tel 03-6734-3193

別添2

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(学部等別)

令和3年10月1日現在

都道府県名	不足教室数				合計	
	幼稚園	小学部	中学部	高等部		
北海道	0	40	41	25	0	106
青森県	0	16	5	3	4	28
岩手県	0	9	5	7	18	39
宮城県	0	10	8	14	27	59
秋田県	0	0	3	0	0	3
山形県	0	2	1	4	10	17
福島県	0	23	7	4	4	38
茨城県	0	43	40	14	10	107
栃木県	0	4	3	2	0	9
群馬県	0	10	5	8	20	43
埼玉県	0	94	41	56	0	191
千葉県	0	74	46	51	49	220
東京都	0	273	100	72	69	514
神奈川県	0	43	28	37	53	161
新潟県	0	7	13	7	20	47
富山県	0	4	1	0	0	5
石川県	0	14	4	12	0	30
福井県	0	3	6	2	1	12
山梨県	0	14	10	11	4	39
長野県	0	6	5	3	55	69
岐阜県	0	30	20	31	4	85
静岡県	0	20	15	13	46	94
愛知県	0	14	8	47	2	71
三重県	0	42	17	16	15	90
滋賀県	0	21	10	18	18	67
京都府	0	57	6	18	34	115
大阪府	0	111	106	82	229	528
兵庫県	0	15	10	8	13	46
奈良県	0	3	1	1	1	6
和歌山県	0	28	17	9	3	57
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	8	2	4	3	17
岡山県	0	2	9	2	5	18
広島県	0	15	10	35	32	92
山口県	0	5	2	1	0	8
徳島県	0	6	2	5	6	19
香川県	0	14	4	14	8	40
愛媛県	0	6	9	6	0	21
高知県	0	0	0	0	1	1
福岡県	0	53	25	34	14	126
佐賀県	0	10	17	35	1	63
長崎県	0	17	14	9	21	61
熊本県	0	39	27	38	77	181
大分県	0	21	24	23	0	68
宮崎県	0	5	5	8	0	18
鹿児島県	0	8	5	3	4	20
沖縄県	0	44	15	20	12	91
全国	0	1,283	752	812	893	3,740

※福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

別添1

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について

令和3年10月1日現在

児童生徒等の増進に伴う一時的な対応をしている事業数													今年度の臨時 追加の臨時 職員数		今年度の臨時 追加の臨時 職員数		今年度の臨時 追加の臨時 職員数	
特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	特別 支援 学校の 数	今年度の臨時 追加の臨時 職員数		今年度の臨時 追加の臨時 職員数		今年度の臨時 追加の臨時 職員数	
													①	②	③	④	⑤	⑥
北海道	0	79	2	41	1	9	11	143	100	6	106	2	7	2	2	2	2	
青森県	0	8	1	0	0	0	0	19	28	0	28	0	28	28	28	28	28	
岩手県	6	46	13	17	0	6	28	116	14	25	39	0	39	39	39	39	39	
宮城県	82	7	3	0	0	0	211	303	30	29	59	0	59	59	59	59	59	
秋田県	2	5	0	4	0	0	0	11	3	0	3	0	3	3	3	3	3	
山形県	3	10	5	24	0	0	0	42	10	7	17	12	12	12	12	12	12	
福島県	0	22	5	53	6	3	58	147	36	2	38	8	38	38	38	38	38	
茨城県	29	69	16	58	8	13	0	193	100	7	107	38	107	107	107	107	107	
栃木県	3	67	1	64	0	0	1	136	7	2	9	9	9	9	9	9	9	
群馬県	3	29	2	23	4	2	8	71	30	13	43	1	43	43	43	43	43	
埼玉県	6	154	31	64	6	22	375	658	168	23	191	92	191	191	191	191	191	
千葉県	29	73	14	48	12	9	80	265	158	62	220	39	220	220	220	220	220	
東京都	183	301	129	278	1	44	267	1,203	511	3	514	104	514	514	514	514	514	
神奈川県	64	120	16	426	11	18	22	677	75	86	161	12	161	161	161	161	161	
新潟県	7	35	5	22	3	3	9	84	24	23	47	16	47	47	47	47	47	
石川県	0	10	3	3	0	0	2	18	5	0	5	5	5	5	5	5	5	
福井県	0	9	1	5	1	2	20	38	9	3	12	0	12	12	12	12	12	
山梨県	0	24	1	5	0	1	21	52	38	1	39	0	39	39	39	39	39	
長野県	17	55	18	25	9	18	82	224	35	34	69	0	69	69	69	69	69	
岐阜県	41	25	4	7	0	8	112	197	73	12	85	32	85	85	85	85	85	
静岡県	12	78	15	34	4	8	1	152	47	47	94	16	94	94	94	94	94	
愛知県	13	57	0	26	0	1	81	178	71	0	71	8	71	71	71	71	71	
三重県	0	56	7	43	0	3	1	110	72	18	90	19	90	90	90	90	90	
滋賀県	4	45	2	15	0	1	7	74	40	27	67	16	67	67	67	67	67	
京都府	22	28	6	7	2	1	4	70	14	101	115	88	115	115	115	115	115	
大阪府	34	97	20	44	13	14	320	542	528	0	528	90	528	528	528	528	528	
兵庫県	58	53	11	35	1	4	0	162	21	25	46	4	46	46	46	46	46	
奈良県	0	21	3	8	0	3	0	35	4	2	6	2	6	6	6	6	6	
和歌山県	4	23	3	6	0	0	40	76	57	0	57	0	57	57	57	57	57	
鳥取県	2	6	2	7	0	0	4	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島県	0	12	1	3	1	0	2	19	13	4	17	2	17	17	17	17	17	
岡山県	20	12	3	12	1	1	1	50	17	1	18	0	18	18	18	18	18	
広島県	32	49	30	47	0	11	11	180	73	19	92	45	92	92	92	92	92	
山口県	11	17	2	25	0	2	2	59	8	0	8	0	8	8	8	8	8	
徳島県	0	8	3	16	1	5	3	36	17	2	19	0	19	19	19	19	19	
香川県	0	22	0	15	0	2	59	98	27	13	40	0	40	40	40	40	40	
愛媛県	0	3	0	19	0	0	0	22	21	0	21	7	21	21	21	21	21	
高知県	5	8	1	0	1	0	1	16	1	0	1	1	1	1	1	1	1	
福岡県	43	34	12	20	1	7	51	168	114	12	126	12	126	126	126	126	126	
佐賀県	13	16	1	5	0	3	1	39	33	30	63	33	63	63	63	63	63	
長崎県	1	11	6	16	0	3	7	44	5	56	61	0	61	61	61	61	61	
熊本県	11	42	6	11	1	1	51	123	107	74	181	121	181	181	181	181	181	
大分県	0	7	2	34	0	5	6	54	37	31	68	20	68	68	68	68	68	
宮崎県	0	7	1	3	1	2	4	18	18	0	18	10	18	18	18	18	18	
鹿児島県	8	34	4	35	0	3	1	85	14	6	20	9	20	20	20	20	20	
沖縄県	4	16	4	20	2	1	10	57	17	74	91	37	91	91	91	91	91	
全国	772	1,915	415	1,671	92	239	2,019	7,125	2,660	880	3,40	969	3,40	969	969	969	969	

※集中政用計画とは、各都道府県において秋田不足解消に向けて集中的に取り組むために策定する計画。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(前回調査比較) 別添3 令和3年10月1日現在

都道府県名	教室不足数			増減
	R1.5.1現在	R3.10.1現在		
北海道	112	106		▲ 6
青森県	39	28		▲ 11
岩手県	44	39		▲ 5
宮城県	54	59		▲ 5
秋田県	2	3		1
山形県	17	17		0
福島県	55	38		▲ 17
茨城県	105	107		2
栃木県	114	9		▲ 105
群馬県	29	43		14
埼玉県	187	191		4
千葉県	193	220		27
東京都	206	514		308
神奈川県	213	161		▲ 52
新潟県	55	47		▲ 8
富山県	4	5		1
石川県	3	30		27
福井県	9	12		3
山梨県	39	39		0
長野県	44	69		25
岐阜県	80	85		5
静岡県	196	94		▲ 102
愛知県	85	71		▲ 14
三重県	80	90		10
滋賀県	59	67		8
京都府	23	115		92
大阪府	35	528		493
兵庫県	137	46		▲ 91
奈良県	14	6		▲ 8
和歌山県	81	57		▲ 24
鳥取県	13	0		▲ 13
島根県	17	17		0
岡山県	25	18		▲ 7
広島県	75	92		17
山口県	75	8		▲ 67
徳島県	25	19		▲ 6
香川県	21	40		19
愛媛県	35	21		▲ 14
高知県	0	1		1
福岡県	139	126		▲ 13
佐賀県	23	63		40
長崎県	3	61		58
熊本県	243	181		▲ 62
大分県	53	68		15
宮崎県	41	18		▲ 23
鹿児島県	22	20		▲ 2
沖縄県	38	91		53
合 計	3,162	3,740		578

※福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(校舎・運動場面積) 別添4 令和3年10月1日現在

都道府県名	学校数	必要面積を満たしている学校の数	
		校舎	運動場
北海道	72	67	60
青森県	20	16	14
岩手県	15	10	6
宮城県	26	18	13
秋田県	14	10	8
山形県	18	9	6
福島県	24	12	8
茨城県	24	10	20
栃木県	16	9	14
群馬県	26	24	14
埼玉県	47	16	28
千葉県	43	25	29
東京都	62	58	17
神奈川県	49	31	21
新潟県	35	25	19
富山県	14	13	10
石川県	11	11	6
福井県	11	10	7
山梨県	13	12	7
長野県	19	10	13
岐阜県	23	17	14
静岡県	38	14	16
静岡県	40	24	27
三重県	18	14	8
滋賀県	16	12	9
京都府	22	17	10
大阪府	49	37	25
兵庫県	46	33	22
奈良県	10	4	10
和歌山県	11	5	9
鳥取県	9	9	6
島根県	12	11	7
岡山県	15	14	12
広島県	18	15	14
山口県	13	13	10
徳島県	11	7	5
香川県	8	3	3
愛媛県	10	4	8
高知県	14	10	5
福岡県	38	31	20
佐賀県	10	6	7
長崎県	17	12	4
熊本県	23	15	10
大分県	16	14	8
宮崎県	13	7	9
鹿児島県	16	11	11
沖縄県	21	12	8
合 計	1096	767	617

※学校数については、休校中の学校を除く。

5 県の諸計画に位置付けられた、県立特別支援学校の整備に関する取組部分(抜粋)

※抜粋部分の下線は、特別支援教育課で加筆した。

(1) 千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～ (千葉県)

県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画。基本理念の実現に向け、6つの分野で基本目標を設け、それぞれ10年後の千葉県の目指す姿を示すと共に、進むべき方向性を具体的に明らかにした「基本構想編」(10年間)と、基本構想編の6つの基本目標の実現のため、令和4年度から令和6年度までの3年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理した「実施計画編」で構成されている。

第5章 重点的な施策・取組 (実施計画編)

第1節 施策の内容

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

②子どもたちの自身を育む教育の土台づくり

【目標】

千葉県の未来を担う子どもたちに、自信を育み安心して学ぶことのできる教育環境を整備するとともに、様々な困難を有する子どもたちが健やかに成長し、誰一人取り残すことのない教育を実現します。

【主な取組】

IV-2-②-1 人間形成の場としての活力ある学校づくり

社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めます。各学校においては、専科指導や少人数指導など多様な指導方法による指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。特に小学校においては、専門的な教科指導の充実を図るため

の専科教員の配置を進め、児童の学びの質を高めます。学校を支援する体制については、スクールロイヤーやスクール・サポーターなど専門的知見を持った人材による指導助言の充実を図ります。また、高等学校については、令和4年度を始期とする改革推進プランに基づき、魅力ある高等学校づくりを着実に進め、特別支援学校については、学校の新設や校舎の増築などにより過密状況の解消を図ります。

私立学校については、その教育水準を一層向上し、経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、振興を図ります。加えて、教職員研修の合同開催などにより、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。

さらに、各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進めます。子どもたちが適切に判断し行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育及び防災教育の充実を図ります。

(2) 第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」(千葉県/千葉県教育委員会)

教育基本法第17条第2項で規定された、千葉県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、令和2年2月に策定された。10年後、2030年の千葉県教育を展望し、その実現に向けて今後5年間に実施する重点的な施策・取組を掲げている。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年間である。

基本目標2

ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる

施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり

【主な取組】

(2) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

(略) 特別支援学校については、通学を希望する児童生徒の増加に対応するため、県立学校や小・中学校の使用しなくなる校舎等の活用も検討しながら、学校の新設や校舎の増築などにより特別支援学校の過密状況の解消を図ります。

【実施する具体的取組】

○特別支援学校の計画的な整備

る「第2次県立特別支援学校整備計画」に基づき対応を進めてきました。今後も過密状況が見込まれることから、具体計画として策定する「第3次県立特別支援学校整備計画（以下、「第3次整備計画」という。）に基づき、引き続き特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に対応を進めていきます。

(3) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）

千葉県の特別支援教育のさらなる充実を図るため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」に続く計画として、千葉県総合計画及び千葉県教育推進基本計画に基づき、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を目的に策定した計画である。計画期間は令和4年度から令和13年度までである。

第3章 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方と具体的な取組

第2節 実施する主な施策と具体的な取組

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実

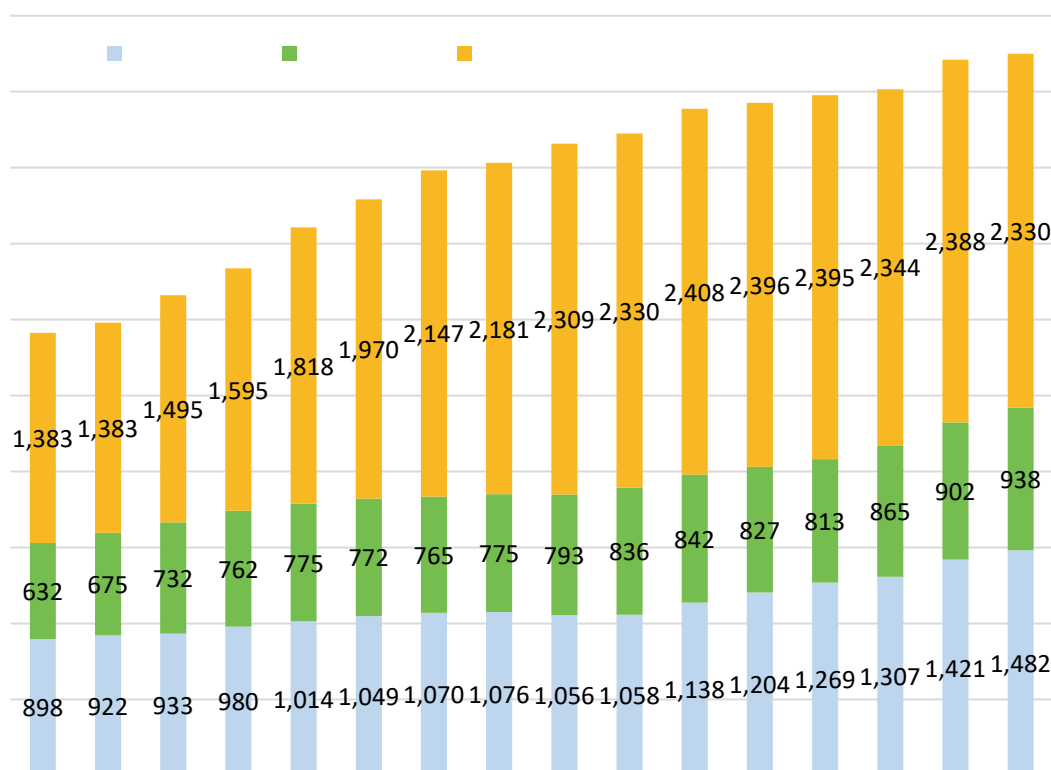
【主な施策1】特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「第3次県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

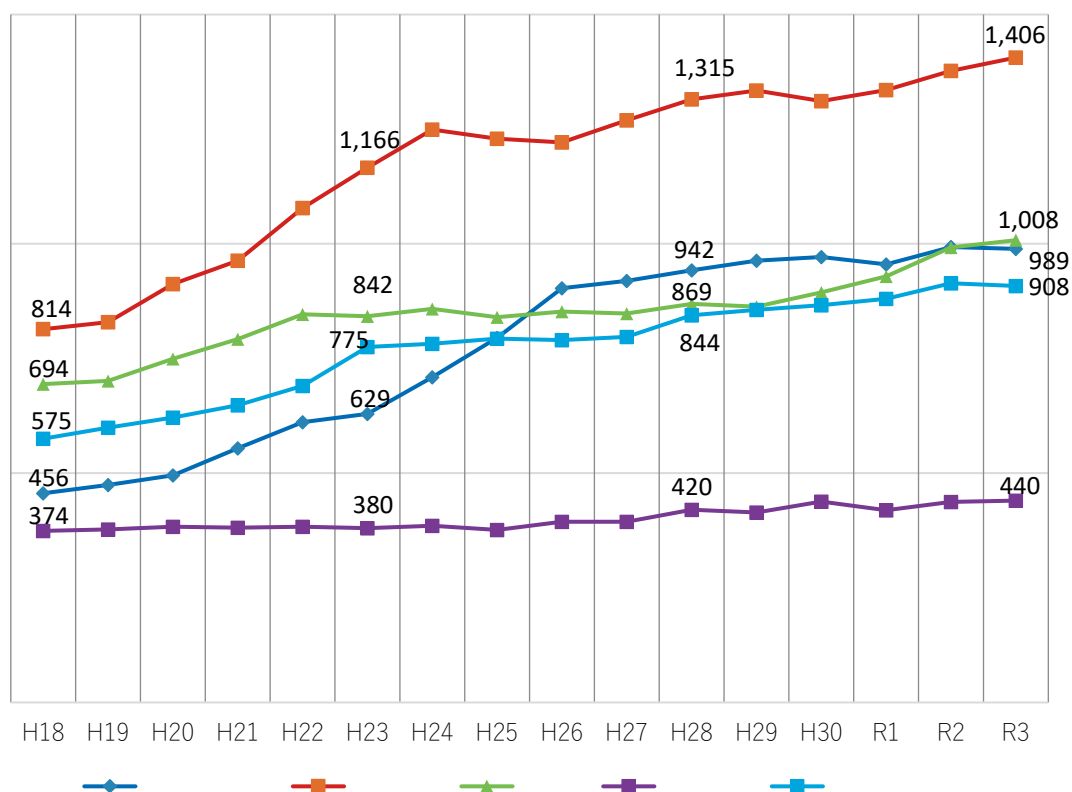
特別支援学校に対する評価、期待の高まり、多様性を認め合う認識の深まりなどにより、知的障害特別支援学校を中心に特別支援学校の児童生徒数が急激に増加しています。そのことにより、教室不足や施設の狭隘化の過密状況が続いています。

この過密状況を解消するため、これまで、「第2次特別支援教育推進基本計画」の具体計画であ

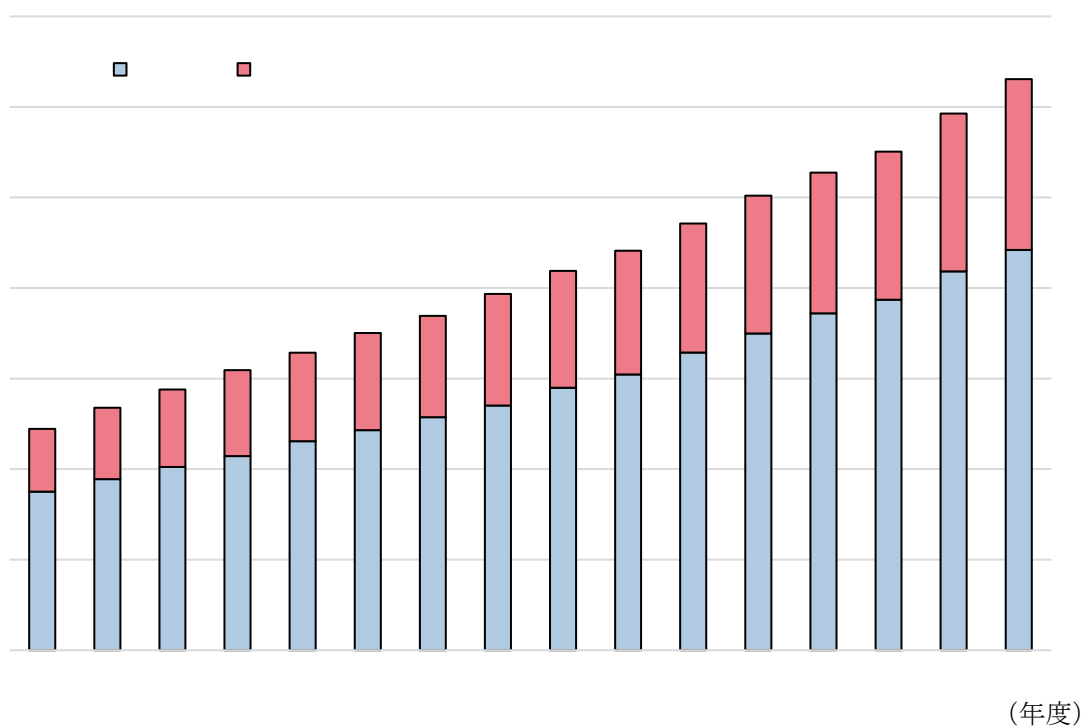
7 県立特別支援学校（知的障害） 学部別児童生徒数の推移



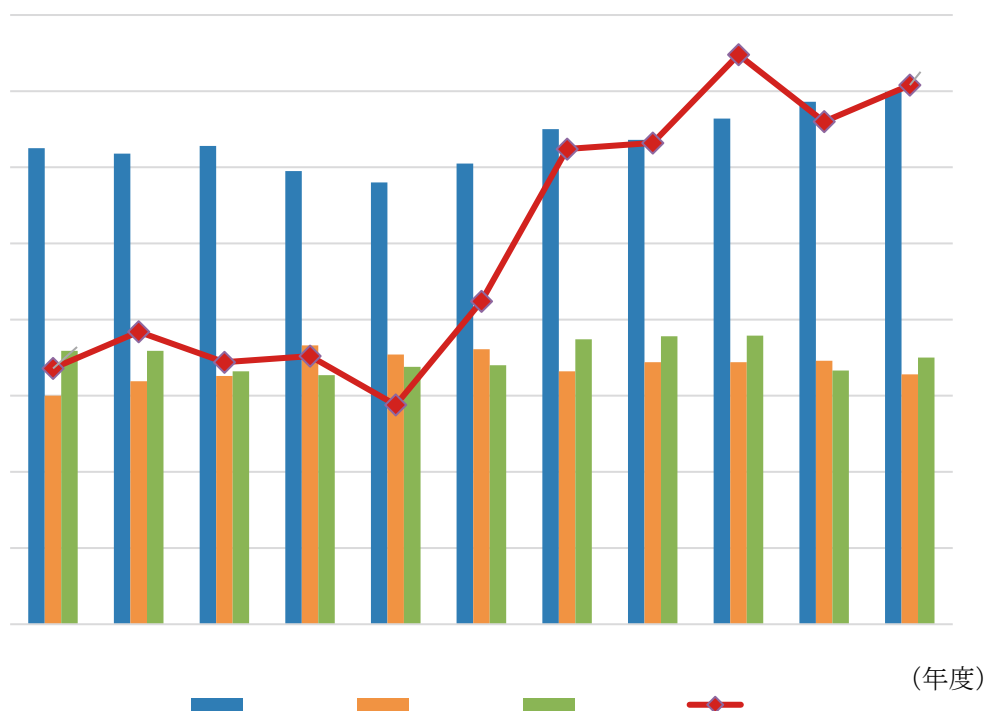
8 県立特別支援学校（知的障害） 教育事務所別児童生徒数の推移



9 千葉県における公立小中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移



10 県立特別支援学校（全体）における重複障害児童生徒数の推移

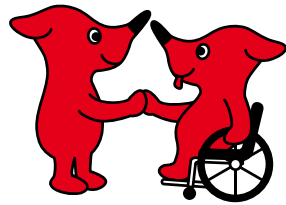


第3次県立特別支援学校整備計画

令和4年3月

編集・発行／千葉県教育委員会
(教育振興部特別支援教育課)

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-4079



CHIBA ちば